

農業法人白書

＜2012年農業法人実態調査結果＞

～日本農業法人協会会員のスガタとカタチ～

目次

	ページ
1 2012年農業法人実態調査結果	・・・ 2
2 お役立ち情報・レポート	・・・ 22
3 会員紹介	・・・ 63
4 日本農業法人協会の概要と活動状況	・・・ 70



2013年5月

公益社団法人 日本農業法人協会

はじめに

日本農業法人協会のルーツは、平成 8 年 8 月に全国の農業法人経営者の有志が集まって任意団体として設立した「全国農業法人協会」です。その後、関係各方面の協力を得て、平成 11 年 6 月に社団法人を設立して現在に至っています。

日本農業法人協会は、主な活動に「農業政策への提案・提言」、「調査研究」、「情報発信・提供」を掲げ、会員自らが農業経営の発展を目指してネットワークを築いてきました。

もともと農村社会の中で農業法人は異端児的な存在でした。しかし、平成 11 年に制定された「食料・農業・農村基本法」で農業経営の法人化の推進が明記されたことで、政策的な位置づけがなされ、農業の「担い手」として広く認知されるようになってきました。農業法人は、単なる生産者という枠から飛び出し企業的な経営を目指す中で、農畜産物の品質や生産性の向上とともに自ら販路拡大に努め、加工や直売などの多角化によって付加価値の向上にも早くから取り組んできました。また、経営資源である農地の保全管理、従業員雇用の拡大など、地域の活性化とは切っても切れない関係を築き、地域とともに経営発展を目指しています。

このように、農業法人の事業活動は活発化していますが、その実態は政府の統計でもあまり明らかにはなっていません。

「農業法人はどのような経営を実践しているのか？」その実態を把握するため、日本農業法人協会では 2008 年度より加盟する会員を対象に経営の実態を調査し、結果を公表して参りました。今回は、調査結果に加えて税務をはじめとした農業法人経営に役立つ多様な情報と農業法人の経営紹介、協会活動の紹介も掲載しています。

この「農業法人白書」によって、農業法人の実態が明らかになり、経営発展に資する取り組みが少しでも拡大することを祈念しています。

2013 年 5 月

公益社団法人日本農業法人協会

1. 2012年農業法人実態調査結果

日本農業法人協会は、会員である農業法人及び法人化志向農業者を対象に、経営発展の動向を把握するため、経営の概要や様々な取り組み、政策への意向等に関する調査を実施した。調査方法は、1,722会員を対象に2012年9月～2012年12月の間、郵送留置き法で実施した。この結果、回答は878会員、回答率は51.0%であった。

2012年の調査内容は、経営者や業種、業態、雇用など経営に関する基本項目に加え、経営課題、農産物輸出や資材輸入などの海外事業展開、再生可能エネルギーの取組み、制度・政策に関する項目とした。

<調査結果の概要>

(カッコ内はNo.)

- 設立からの経過年数は平均17.5年(2)
- 会社形態は特例有限会社を含め株式会社が81.9%。業種は稲作が30.9%。(3)
- 経営者年齢は約6割が50～60代。平均年齢は56.7歳。(5)
- 役員数は平均3.4名。障害者雇用は38社(平均2.1人)。(6)
- 農業法人で女性が参加しているは、従事者が88.0%、役員が58.4%。(7)
- 2012年の平均売上高は、2億8,714万円で前年比10.4%増加。(9)
- 消費者直売の割合が高いのは、稲作35.4%、果樹31.0%。(15)
- 経営に関係する行政数の平均は、都道府県が1.04、市町村が1.25。(19)
- 各種認証・認定については、前年に比べ「取得している」が12.3ポイント増加。(21)
- 経営課題は、生産性の向上・コスト対策・品質向上・社員育成が50%以上と上位を占める。(24)
- 輸出を行っているのは、香港26社、台湾24社、シンガポール15社。(27)
- 後継者については「すでに決めている」「候補者はいる」をあわせると75%。(31)
- 6次産業化ファンドについて検討中が8.8%。(33)
- 消費税増税に対する懸念・課題は、「価格転嫁が難しい」が60%、「影響はない」が7%。(34)

1

アンケート調査の概要

調査対象 : 日本農業法人協会会員
 実施方法 : 郵送留め置き法
 調査期間 : 2012年9月～2012年12月
 調査票配布数 : 1,722
 有効回答数 : 878
 有効回答率 : 51.0%

過去調査の概要	2000年	2004年	2008年	2009年	2010年	2011年
調査期間	2000年11月～12月	2004年8月～9月	2008年6月～12月	2009年7月～2010年1月	2010年7月～2011年2月	2011年9月～2012年2月
調査票配布数	1,338	1,663	1,743	1,744	1,742	1,702
有効回答数	364	620	876	877	901	875
有効回答率	27.2%	37.3%	50.3%	50.3%	51.7%	51.4%

※ 図表中の割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。
 ※ 図中表のNまたはnは、有効回答数。

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

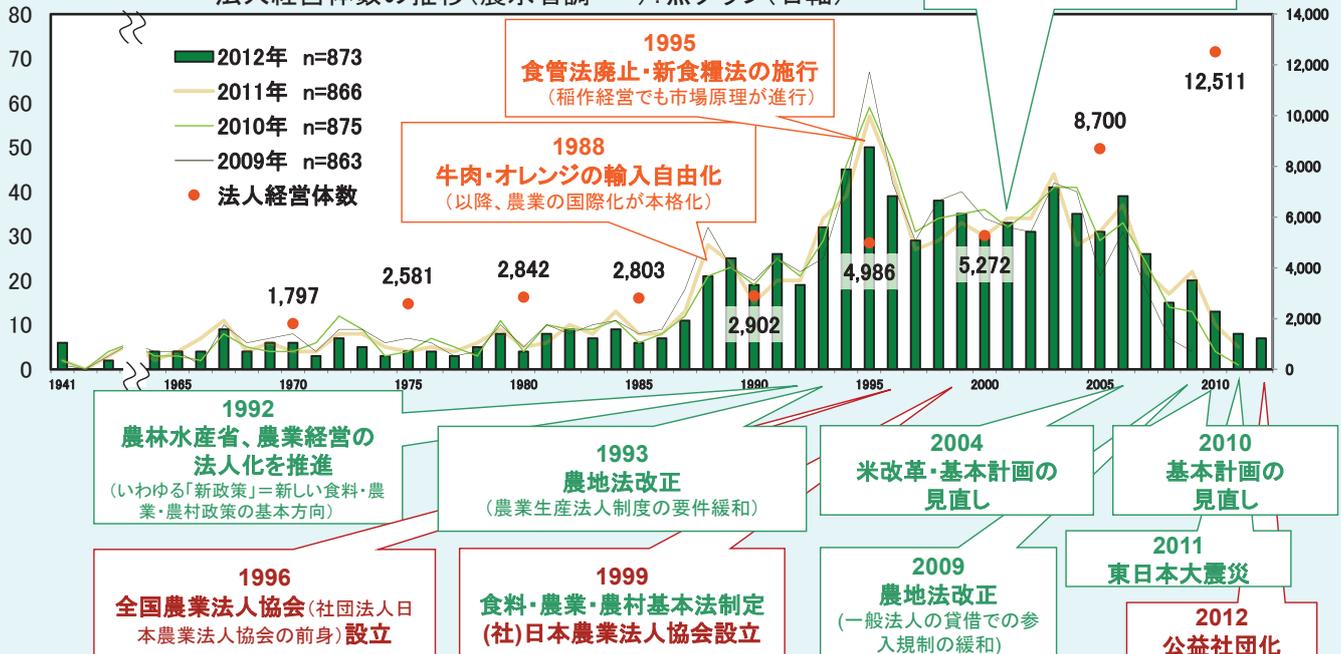
2

回答法人プロフィール

§ 回答法人の設立年度

● 設立からの経過年数は平均17.5年(2012年)

Data 回答法人の設立年度: 棒グラフ・線グラフ(左軸)
 法人経営体数の推移(農水省調べ※): 点グラフ(右軸)



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

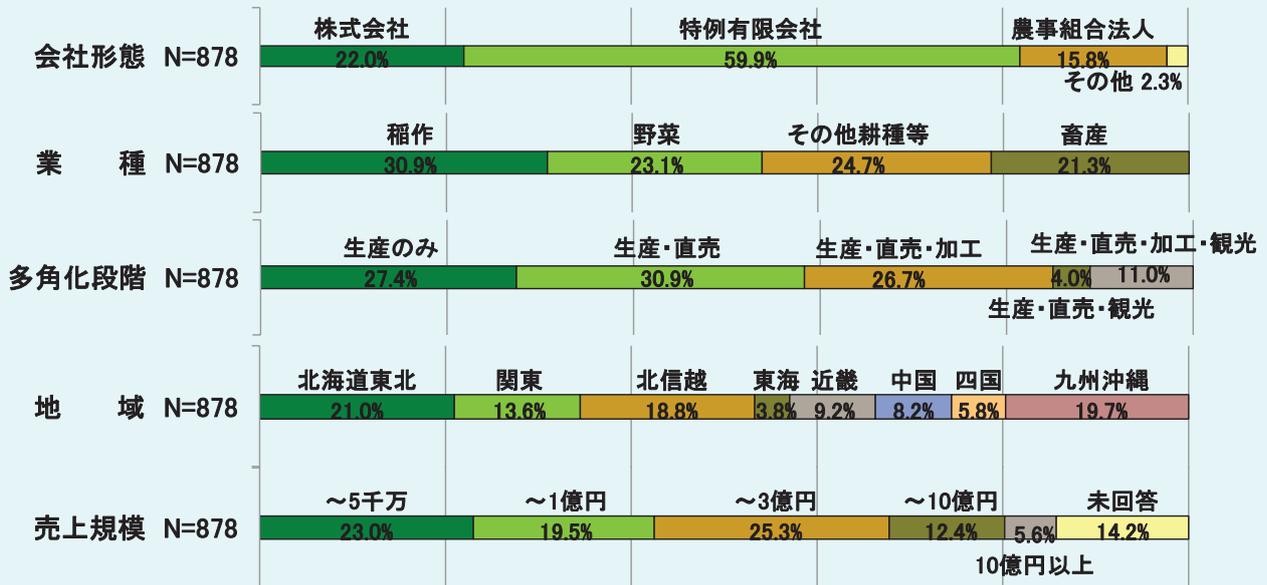
※法人経営体数は、農林水産省統計部「農林業センサス」、「面積統計」によるもの。農家以外の農業事業者のうち販売目的のもので、1990年までは会社のみ、1995年からは農事組合法人、農協、特別民法法人等を含む。

3

回答法人プロフィール

§ 会社形態、業種、多角化段階、地域の構成

- 会社形態は特例有限会社を含め株式会社が81.9%。業種は稲作が30.9%。
- 経営の多角化段階は消費者直売、加工等の6次化進出割合が7割を超える。



※業種は、農業生産第1位を集計。その他耕種等には、花き・果樹・きのこを含む。

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

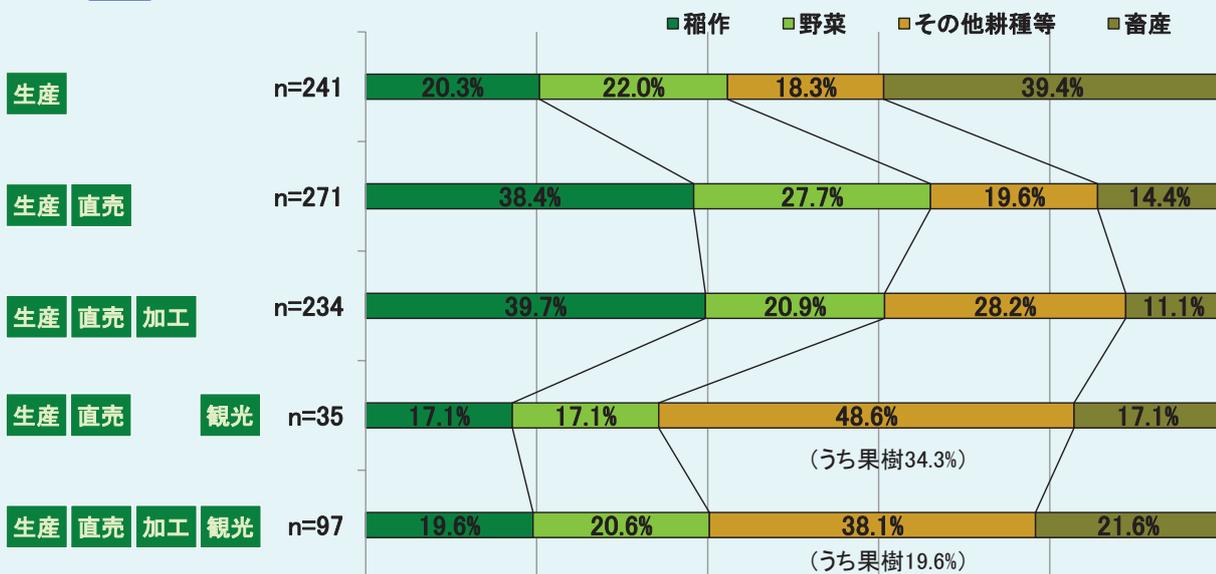
4

回答法人プロフィール

§ 多角化段階と業種の構成

- 「生産・直売」及び「生産・直売・加工」は、稲作(38.4%、39.7%)が最も多い。
- 「生産・直売・観光」及び「生産・直売・加工・観光」は、「その他耕種等」が最も多い。

Data 多角化段階と業種構成の割合



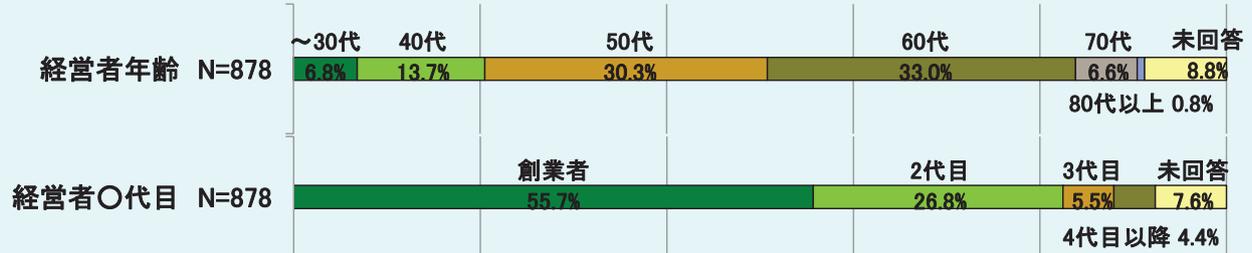
公益社団法人 日本農業法人協会 2012

5

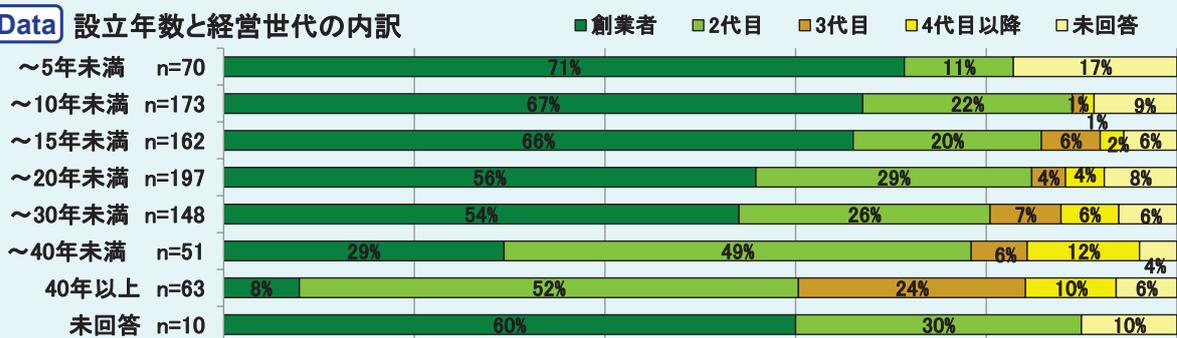
回答法人プロフィール

§ 経営者は何才？何代目？

- 経営者年齢は約6割が50～60代。平均年齢は56.7歳。
- 経営世代は創業者が55.7%。
- 設立年数は15年以上を境に2代目以降へのバトンタッチが増加。



Data 設立年数と経営世代の内訳



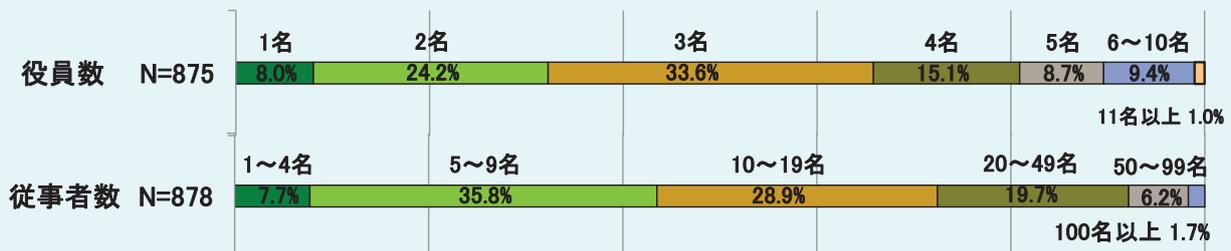
公益社団法人 日本農業法人協会 2012

6

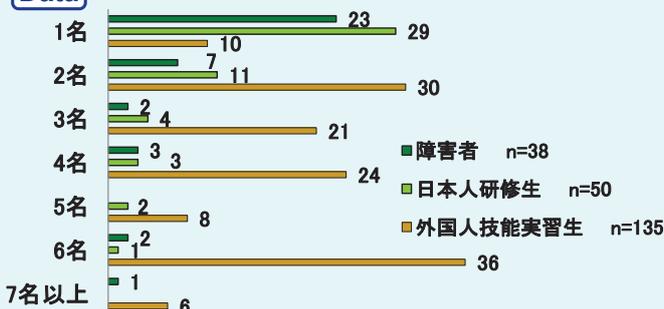
回答法人プロフィール

§ 役員数と従業員数

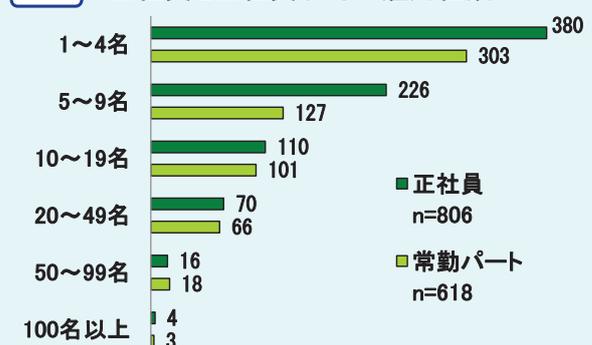
- 役員数は平均3.4名。約9割が5名以内。
- 従事者数(役員、正社員、常勤パートの合計)は平均19.2人で、約7割が20人未満。
- 障害者雇用は38社(平均2.1人)。外国人実習生受入れは135社(平均4.8人)。



Data 障害者雇用・研修生受入れ社数



Data 正社員と正社員以外の雇用社数



※日本人研修生は研修期間1年間以上が対象。

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

7

回答法人プロフィール

§ 女性参加の状況

- 農業法人で女性が参加している割合は、従事者が88.0%、役員が58.4%。
- 経営の多角化段階が高まると従事者の女性参加社数の割合が高まる。

Data 女性参加の状況(社数)

区分	従事者							
	役員		正社員		常勤パート			
	有効回答	女性参加社数割合	有効回答	女性参加社数割合	有効回答	女性参加社数割合	有効回答	女性参加社数割合
全体	565	88.0%	457	58.4%	478	66.7%	354	85.6%
生産のみ	151	84.1%	112	60.7%	122	53.3%	85	76.5%
生産・直売	168	84.5%	140	53.6%	140	66.4%	104	84.6%
生産・直売・加工	156	91.0%	127	59.8%	138	68.8%	104	93.3%
生産・直売・観光	26	88.5%	21	47.6%	21	85.7%	12	91.7%
生産・直売・加工・観光	64	98.4%	57	66.7%	57	84.2%	49	85.7%

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

8

回答法人プロフィール

§ 業種別の経営規模の平均

Data 業種別の経営規模の平均

業種 (農業生産第1位)	主な経営規模の平均 (規模：有効回答)	農林水産省の統計による 経営規模の平均
稲作	田 42.9ha:262社	田 1.4ha(2,046,267ha/1,432,522経営体)※1
露地野菜	畑 27.2ha:79社	畑 1.3ha(1,371,521ha/1,078,739経営体)※1
施設野菜	生産施設 21,729㎡:79社	—
果樹	樹園地 12.4ha:60社	樹園地 0.64ha(213,797ha/334,922経営体)※1
施設花き	生産施設 12,869㎡:38社	—
きのこ	生産施設 5,942㎡:17社	—
酪農	経産牛 432頭:39社	経産牛 46.9頭(942.6千頭/20.1千戸)※2
肉牛	肥育牛 1,756頭:30社	肉用牛 41.8頭(2,723千頭/65.2千戸)※2
養豚	母豚 641頭:52社	母豚 183頭(900千頭/4.9千戸)※2
採卵鶏	採卵鶏 254,500羽:43社	採卵鶏 62,482羽(174,949千羽/2.8千戸)※2

※1 出典：2010年世界農林業センサス ※2 畜産統計

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

9

売上の構成

§ 売上規模別の構成

● 2012年の平均売上高は、2億8,714万円で前年比10.4%増加。

年間売上高	2012年 N=752	2011年 N=713	2010年 N=684	2009年 N=680	2008年 N=785	2004年 N=606	2000年 N=353
～1,000万円未満	n=20 2.7%	n=29 4.1%	n= 36 5.3%	n=28 4.1%	n=24 3.1%	n= 17 2.8%	n= 25 7.0%
1,000～3,000万円	n=83 10.9%	n=86 12.1%	n= 78 11.4%	n= 65 9.6%	n= 78 9.9%	n= 58 9.6%	n= 28 7.9%
3,000～5,000万円	n=99 13.2%	n=81 11.4%	n= 85 12.4%	n= 86 12.6%	n= 102 13.0%	n= 85 14.0%	n= 47 13.3%
5,000～7,000万円	n=83 11.0%	n=87 12.2%	n= 85 12.4%	n= 68 10.0%	n= 78 9.9%	n= 68 11.2%	n= 50 14.2%
7,000万円～1億円	n=88 11.7%	n=95 13.3%	n= 93 13.6%	n= 78 11.5%	n= 83 10.6%	n= 76 12.5%	n= 37 10.5%
1～3億円	n=221 29.4%	n=210 29.5%	n= 184 26.9%	n= 203 29.9%	n= 249 31.7%	n= 176 29.0%	n= 98 27.8%
3～5億円	n=65 8.6%	n=50 7.0%	n= 54 7.9%	n= 64 9.4%	n= 70 8.9%	n= 58 9.6%	n= 32 9.1%
5～10億円	n=44 5.9%	n=35 4.9%	n= 29 4.2%	n= 40 5.9%	n= 53 6.8%	n= 41 6.8%	n= 24 6.8%
10億円以上	n=49 6.5%	n=40 5.6%	n= 40 5.8%	n= 48 7.1%	n= 48 6.1%	n= 27 4.5%	n= 12 3.4%
平均売上高	2億8,714円	2億6,007万円	2億4,289万円	2億9,016万円	2億7,054万円	2億3,281万円	2億6,373万円

※2012年有効回答(N=752)に対する一致率は、2011年70.5%、2010年61.5%、2009年57.8%、2008年58.6%、2004年40.2%。

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

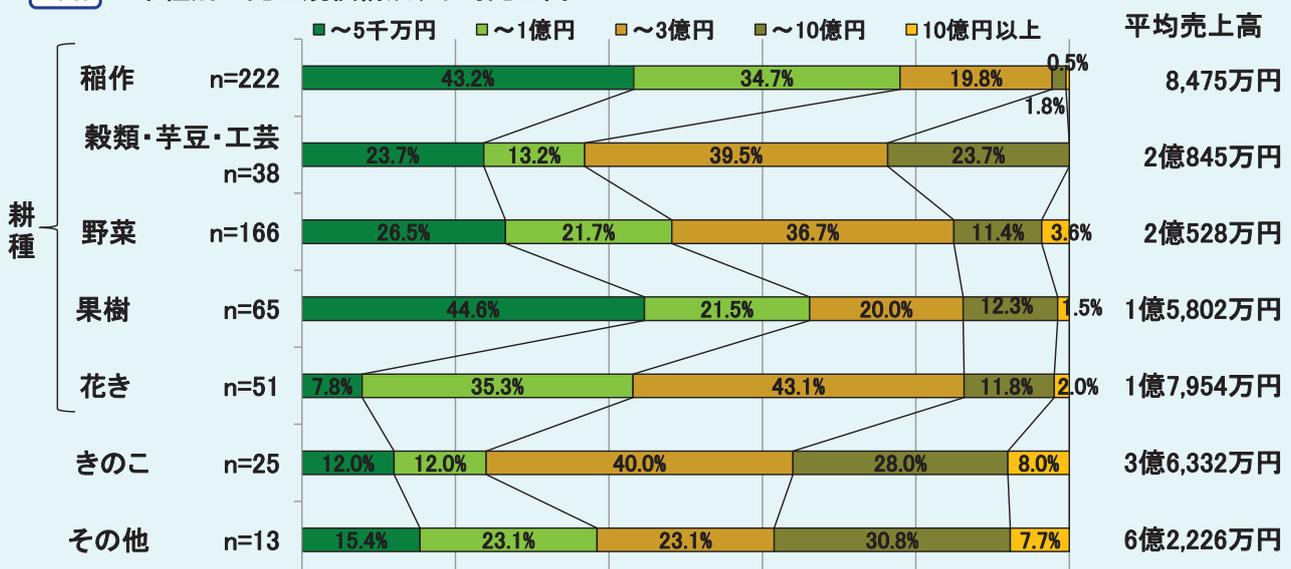
10

売上の構成

§ 業種別の売上規模(耕種等)

- 耕種等農業の売上規模は、5割以上が1億円未満。
- きのは、7割以上が1億円以上。
- 平均売上高は、稲作が最も低い8,475万円。

Data 業種別の売上規模構成、平均売上高



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

※業種は農業生産第1位を集計。その他は、直売所経営、事業組合等を含む。

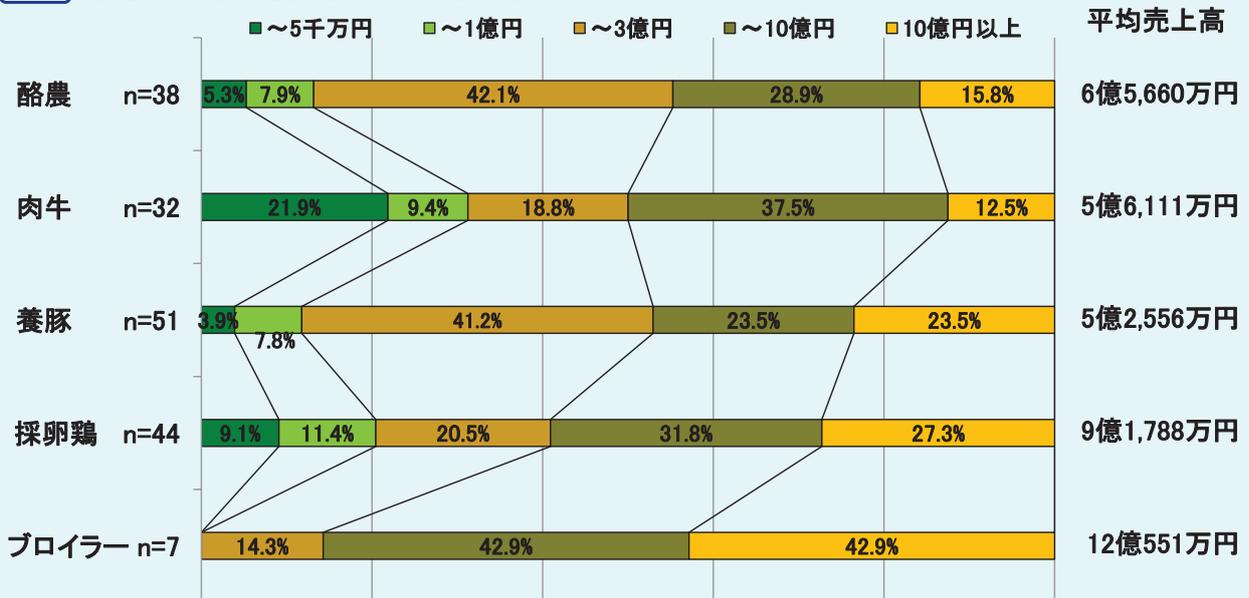
11

売上の構成

§ 業種別の売上規模(畜産)

- 売上規模3億円以上は、酪農44.7%、肉牛50.0%、養豚47.0%、採卵鶏59.1%、ブロイラー85.8%。
- 平均売上高は、ブロイラーが10億円超。

Data 業種別の売上規模構成、平均売上高



公益社団法人 日本農業法人協会 2012 ※業種は農業生産第1位を集計。

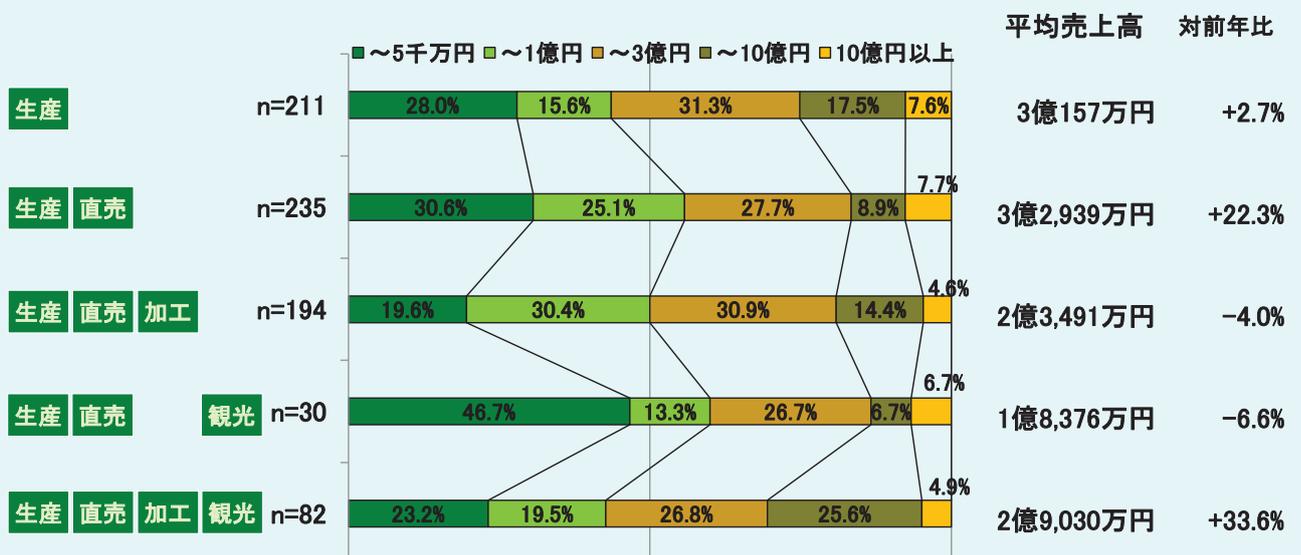
12

売上の構成

§ 多角化段階別の売上規模

- 平均売上高は、「生産・直売」が3億2,939万円、「生産のみ」が3億157万円の順。
- 対前年比では、平均売上高で「生産・直売・加工・観光」が3割超の伸び。

Data 多角化段階別の売上規模構成、平均売上高



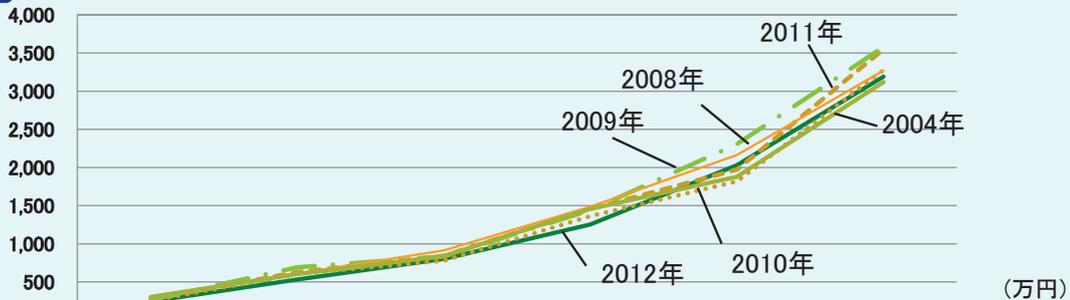
公益社団法人 日本農業法人協会 2012

13

売上規模と従業員一人あたりの売上高

- 売上規模の大きい経営体ほど、従業員一人あたりの売上高が増加。
- 前年比は、ほぼ横ばい。

Data 売上規模別・従業員一人あたりの売上高



	～3千万円未満	3千～5千万円	5千万円～1億円	1億円～3億円	3億円～5億円	5億円以上	平均額
2012年 n=752	244	532	800	1,254	2,029	3,192	1,041
2011年 n=713	269	629	845	1,456	1,973	3,549	1,089
2010年 n=678	253	605	779	1,365	1,819	3,275	1,000
2009年 n=674	266	692	835	1,441	2,308	3,580	1,214
2008年 n=787	304	611	912	1,484	2,163	3,271	1,250
2004年 n=490	304	603	838	1,459	1,878	3,120	1,243

公益社団法人 日本農業法人協会 2012 ※従業員一人あたりの売上高=売上高÷従事者数。

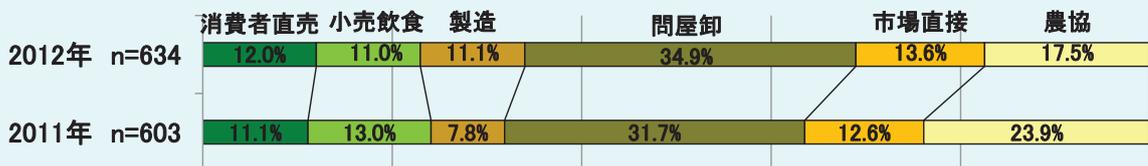
14

販売先の構成

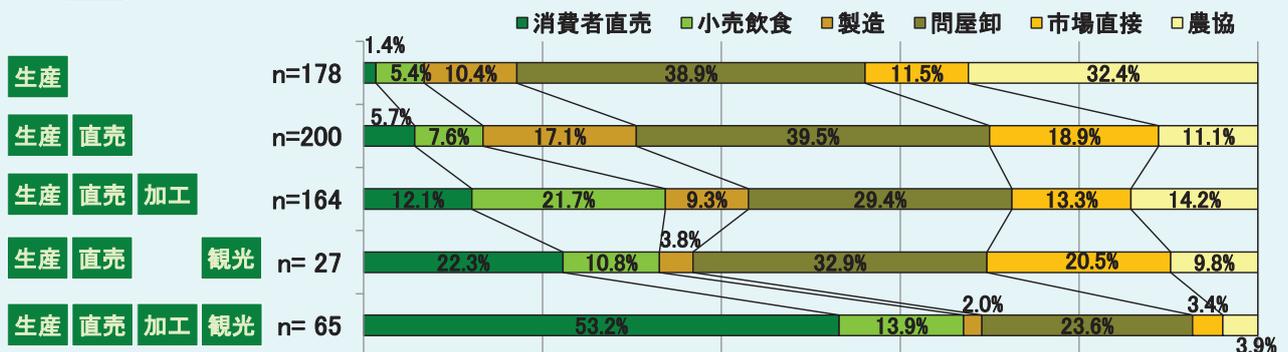
§ 売上高の構成と多角化段階別の状況

- 前年に比べ、販売先割合は問屋卸(3.2ポイント)が増加。
- 経営の多角化が進むほど、消費者への直売割合が高まる。

Data 売上高の構成比



Data 多角化段階別の売上高の構成比



公益社団法人 日本農業法人協会 2012 ※「売上高の構成比」と「多角化段階別の売上高の構成比」の母数は一致しません。

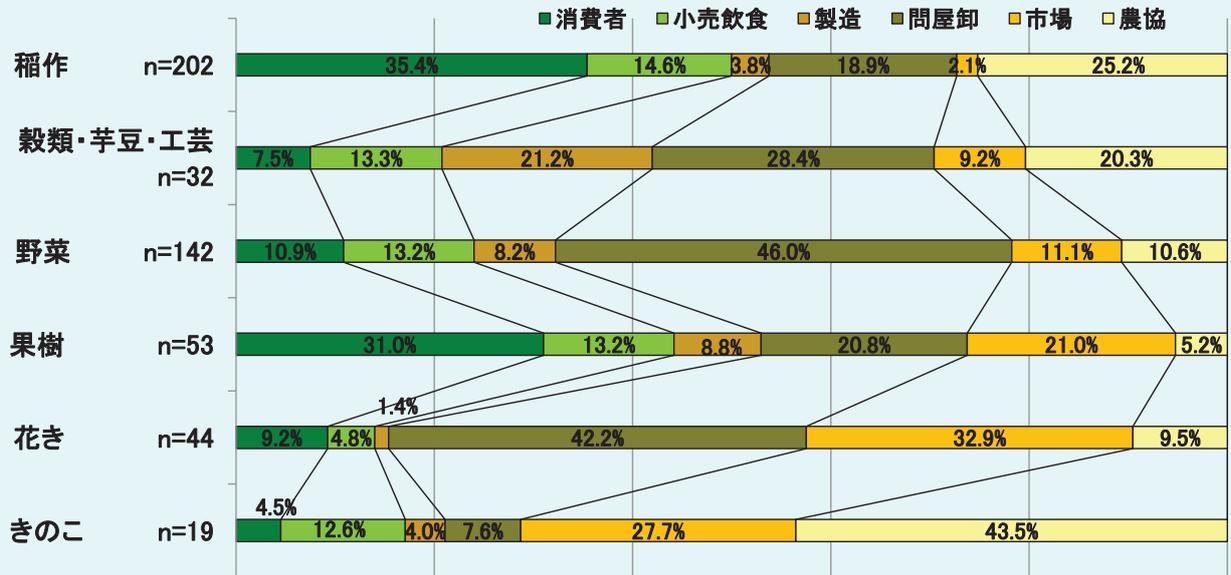
15

販売先の構成

§ 業種別でみた売上高の構成(耕種等)

- 消費者直売の割合が高いのは、稲作35.4%、果樹31.0%。
- 農協、市場流通を伴わず販売を展開をしているのは、野菜78.3%、果樹73.8%、稲作72.7%。

Data 業種別でみた売上高の構成(耕種等)



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

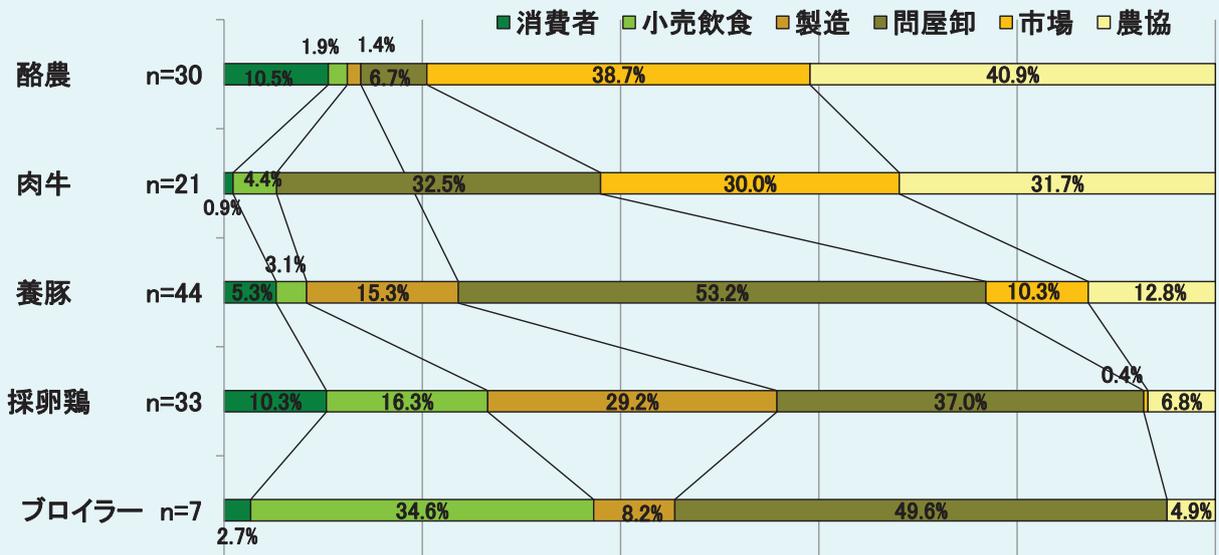
16

販売先の構成

§ 業種別でみた売上高の構成(畜産)

- 問屋卸の割合が高いのは、養豚53.2%、ブロイラー49.6%、採卵鶏37.0%の順。
- 農協出荷の割合が高いのは、酪農40.9%、肉牛31.7%、養豚12.8%の順。

Data 業種別でみた売上高の構成(畜産)



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

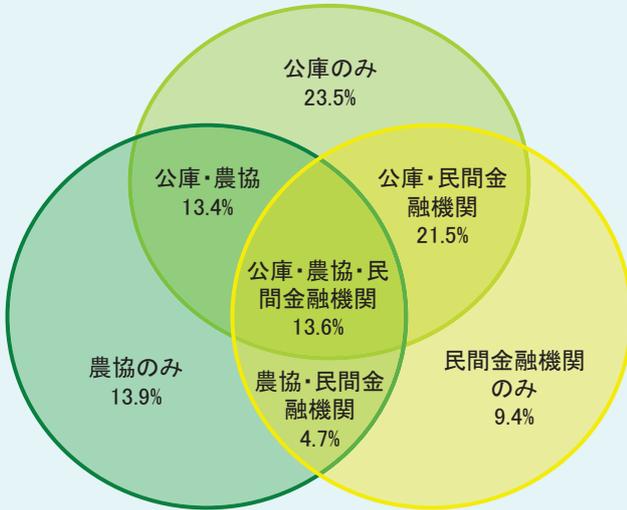
17

金融機関との取引

§ 借入金のある金融機関

- 公庫から借入れのある経営体は72.0%で最も多く、次いで民間金融機関、農協と続く。
- 売上10億円以上の経営体においては、民間金融機関からの借入れが44.1%と際立つ。

Data 借入れのある金融機関について n=553



Data 借入金の構成比

全体・業種 売上規模	有効 回答	民間金 融機関	農協※	公庫※	構成員	私募債	その他
全体	571	34.0%	10.2%	42.9%	8.6%	1.7%	2.7%
稲作	182	27.5%	25.0%	37.0%	8.6%	0.1%	1.8%
野菜	123	29.7%	12.8%	35.2%	15.2%	1.0%	6.1%
その他 耕種等	135	34.8%	7.7%	39.8%	10.9%	1.2%	5.6%
畜産	131	35.7%	7.9%	46.3%	6.6%	2.2%	1.3%
～5千万円	133	23.4%	15.7%	37.1%	14.8%	2.2%	6.8%
～1億円	129	14.0%	23.4%	34.4%	20.4%		7.8%
～3億円	164	23.5%	12.3%	41.5%	17.3%		5.4%
～10億円	78	34.2%	10.1%	49.1%	3.9%	1.4%	1.2%
10億円以上	36	44.1%	5.3%	42.3%	4.6%	2.9%	0.8%
売上未回答	31	28.7%	17.3%	33.8%	5.9%	11.1%	3.3%

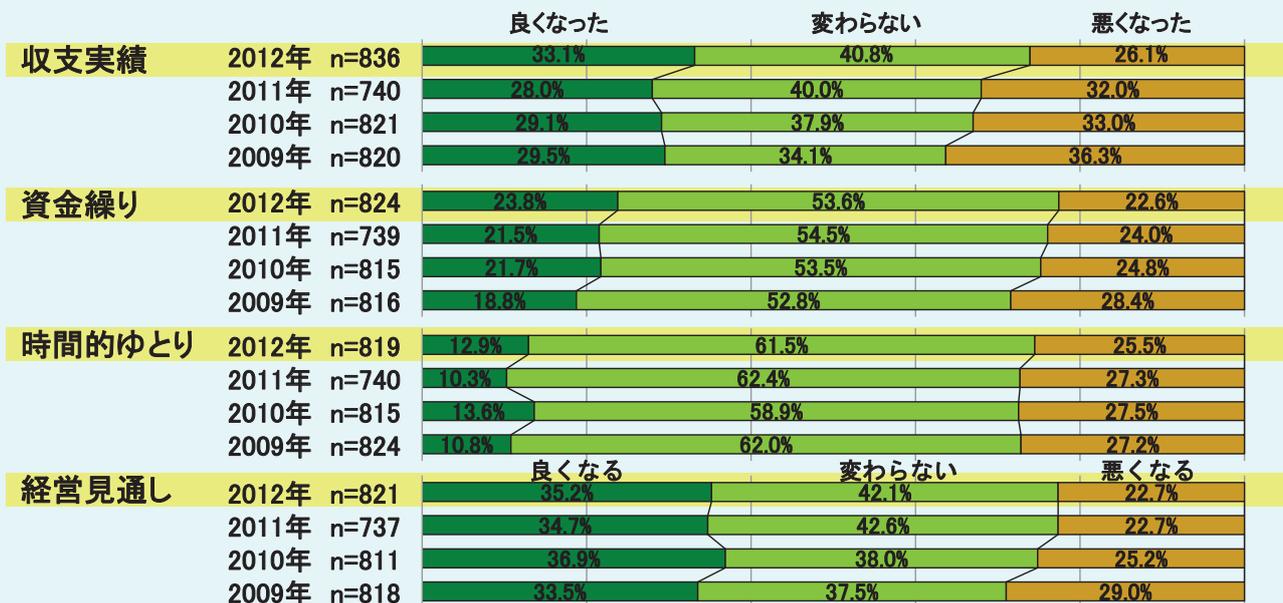
公益社団法人 日本農業法人協会 2012

※農協には信農連、農林中央金庫を含む。公庫とは日本政策金融公庫。

18

過去1年の経営の状況

- いずれの項目でも「変わらない」と感じている法人の割合はほぼ横ばい。
- 「収支実績」「資金繰り」で「良くなった」がやや程度増加。



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

19

経営強化の取組み § 経営に関する行政数

- 経営に関する行政数の平均は、都道府県が1.04、市町村が1.25。
- 売上規模が大きくなるとともに経営に関する行政数が増加。

Data 経営に関する行政数の平均・農業経営改善計画の認定を受けた行政数の平均

全体・売上規模 多角化段階	行政数			認定行政数			業種 地域	行政数			認定行政数		
	有効 回答	都道 府県	市町村	有効 回答	都道 府県	市町村		有効 回答	都道 府県	市町村	有効 回答	都道 府県	市町村
全体	602	1.04	1.25	588	1.02	1.11	稲作	194	1.00	1.15	188	1.00	1.04
～5千万円	139	1.01	1.09	131	1.01	1.06	野菜	145	1.07	1.35	137	1.03	1.19
～1億円	124	1.03	1.27	118	1.02	1.11	その他耕種等	139	1.07	1.34	136	1.04	1.15
～3億円	157	1.03	1.13	147	1.01	1.03	畜産	124	1.05	1.23	127	1.03	1.12
～10億円	73	1.09	1.47	82	1.02	1.19	北海道東北	133	1.03	1.28	122	1.00	1.08
10億円以上	32	1.25	1.75	32	1.19	1.50	関東	78	1.04	1.32	84	1.04	1.11
生産	151	1.07	1.27	149	1.03	1.11	北信越	121	1.03	1.09	121	1.00	1.06
生産・直売	182	1.04	1.22	185	1.03	1.13	東海	14	1.00	1.10	18	1.00	1.04
生産・直売・ 加工	169	1.02	1.27	160	1.02	1.10	近畿	53	1.06	1.22	48	1.03	1.09
生産・直売・ 観光	27	1.04	1.15	23	1.00	1.04	中国	51	1.03	1.30	51	1.00	1.08
生産・直売・ 加工・観光	73	1.03	1.24	71	1.00	1.11	四国	35	1.12	1.28	35	1.10	1.19
							九州沖縄	117	1.05	1.34	109	1.04	1.17

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

20

経営強化の取組み § 農業政策・JAとの関係

- 農業委員が選出されている経営は全体で86社。
- 農協の組合員は477社(組合員加盟は経営者248社、法人354社)。

Data 農業政策・JAとの関係(社数)

区分	内容	市町村			都道府県			政府		農協				
		議会 議員	農政委	農業 委員	農政審 議委員	農政外 委員	農水省 委員	他省庁 委員	有効 回答	組合員 (経営者)	組合員 (法人)	役員	運営 委員	
全体		15	18	86	17	25	14	1	477	248	354	42	39	
売上規模	～5千万円	3	1	22	2	7	3		106	43	78	5	15	
	～1億円	4	6	26	4	4	3		104	56	83	11	10	
	～3億円	4	7	23	6	4	2	1	124	75	87	18	7	
	～10億円	1	2	5	3	3	3		57	31	45	4	3	
	10億円以上	1		3					20	10	14	1		
業種	稲作	6	8	47	8	10	6	1	174	71	136	19	19	
	野菜	2	2	17	3	7	2		103	65	69	6	8	
	その他耕種等	6	4	15	3	3	3		108	63	75	7	7	
	畜産	1	4	7	3	5	3		92	49	74	10	5	

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

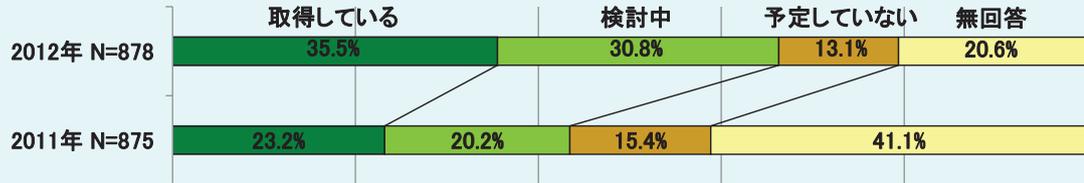
21

経営強化の取組み

§ 認証・認定等の状況

- 各種認証・認定については、前年に比べ「取得している」が12.3ポイント増加。
- 取得済み認証等は、JGAP32社、有機JAS47社、県認証105社など。

Data 認証取得の状況



Data 認証への取組み

認証名	GLOBAL GAP	JGAP	ISO_9000S	ISO_14000S	ISO_22000S	HACCP
取得済	9	32	6	2	3	7
検討中	26	99	8	8	4	34
認証名	有機JAS	公表JAS※	MPS ※	エコアクション21	エコファーマー	県認証 ※
取得済	47	10	9	2	174	105
検討中	52	9		6	46	21

※公表JASは生産情報公表JAS。MPSは花き産業総合認証。県認証は県GAP・特別栽培農産物など。

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

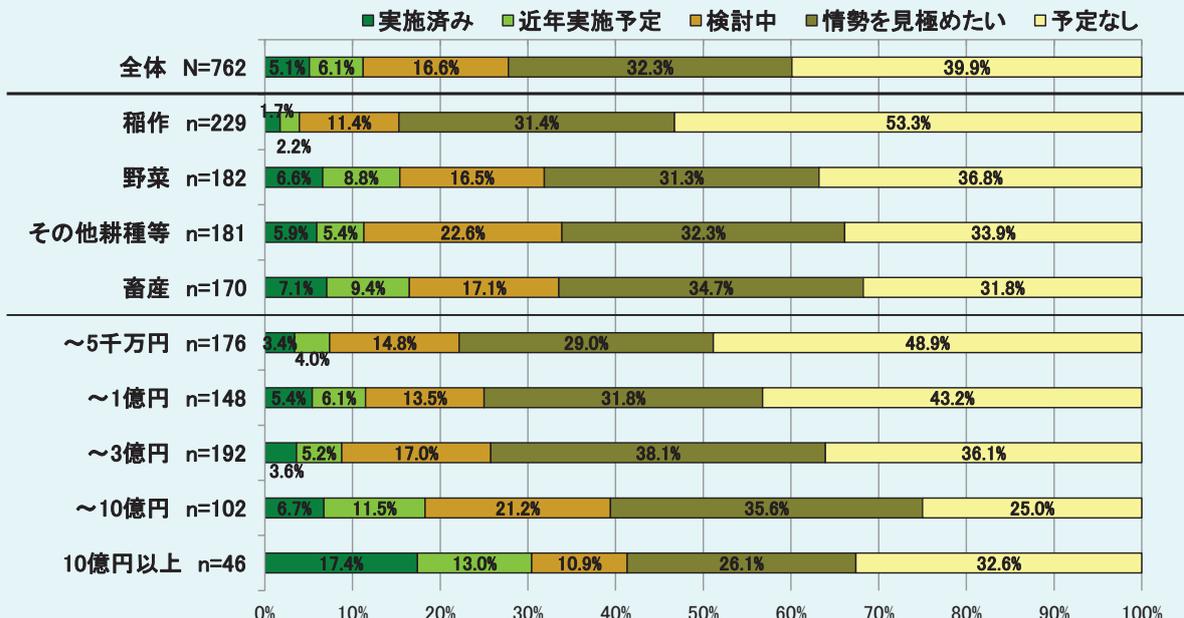
22

経営強化の取組み

§ 再生可能エネルギーの取組み状況

- 再生可能エネルギーの取組みを実施しているのは5.1%。
- 業種でみると畜産が7.1%、売上規模でみると10億円以上が17.4%と最も多い。

Data 再生可能エネルギーの取組み状況



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

23

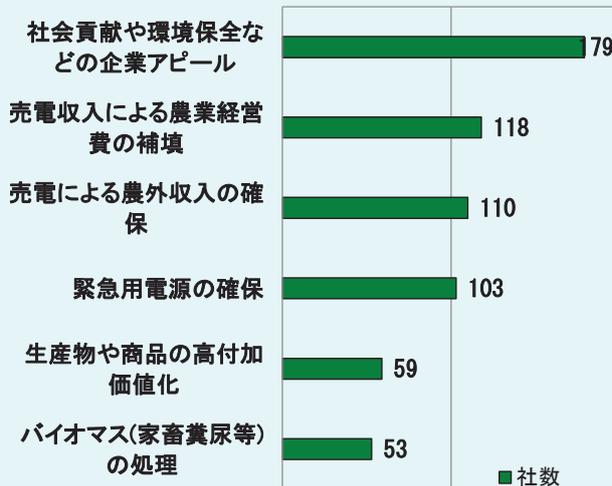
経営強化の取組み

§ 再生可能エネルギーの取組み状況

- 再生可能エネルギーの取組み目的は、「社会貢献や環境保全などの企業アピール」が最多。
- 取組みの課題は、「発電量と設備投資の採算性」と「資金調達」が多い。

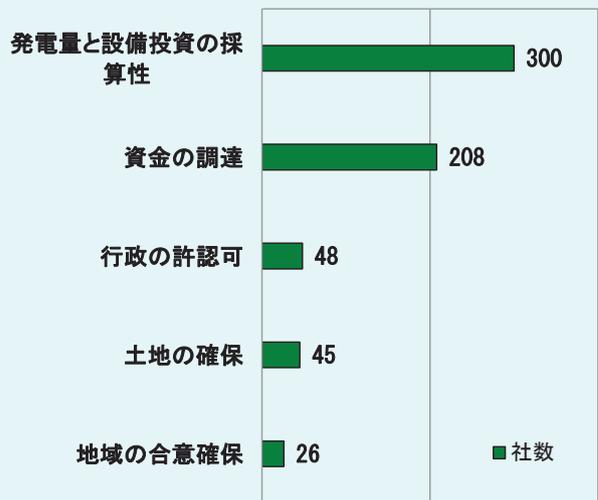
Data

取組みの目的
複数回答n=365



Data

取組みの課題
複数回答n=394



24

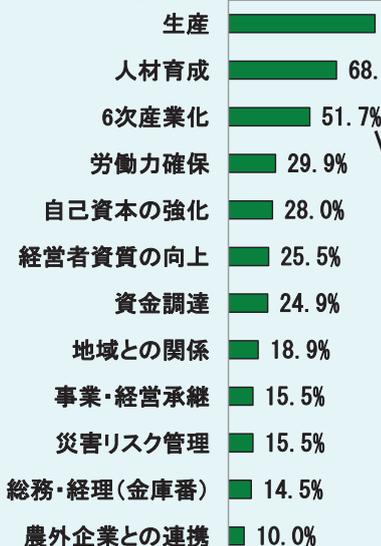
経営強化の取組み

§ 経営課題について

- 経営課題は、生産性の向上・コスト対策・品質向上・社員育成が50%以上と上位を占める。
- 売上10億円以上では、コスト対策を課題とした回答が最も多い。

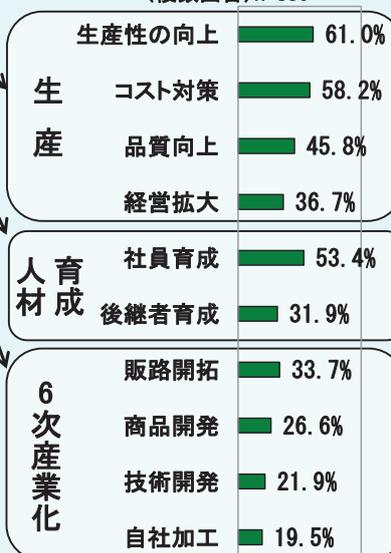
Data

経営課題
(複数回答)n=830



Data

経営課題の内訳
(複数回答)n=830



Data

業種別の経営課題上位3位

業種	1位	2位	3位
稲作	コスト対策	生産性の向上	品質向上
野菜	生産性の向上	社員育成	コスト対策
その他耕種等	生産性の向上	コスト対策	社員育成
畜産	コスト対策	生産性の向上	社員育成

Data

売上規模別の経営課題上位3位

売上規模	1位	2位	3位
~5千万円	コスト対策	品質向上	品質向上
~1億円	生産性の向上	社員育成	コスト対策
~3億円	生産性の向上	コスト対策	社員育成
~10億円	生産性の向上	社員育成*	コスト対策
10億円以上	コスト対策	社員育成	生産性の向上

25

経営強化の取組み

§ 経営課題の相談先

- 経営課題の相談先は、税理士・会計士が76.4%で最も多く、次いで普及指導員が23.3%。
- 多角化段階別の2位には、「生産」がJA、「生産・直売・加工・観光」が取引金融機関。
- 売上規模別の2位には、「3億円未満」が普及指導員、「3億円以上」が取引金融機関。

Data 経営課題の相談先
(複数回答)n=759



Data 経営課題の相談先上位3位

区分		1位	2位	3位	
多角化段階	生産	税理士・会計士	普及指導員	JA	
	生産・直売			取引金融機関	
	生産・直売・加工			農業会議	
	生産・直売・観光			取引金融機関	
	生産・直売・加工・観光			農業会議	
売上規模	～5千万円	税理士・会計士	普及指導員	社会保険労務士 経営コンサルタント	
	～1億円			農業会議	
	～3億円			取引金融機関	
	～10億円				社会保険労務士
	10億円以上				

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

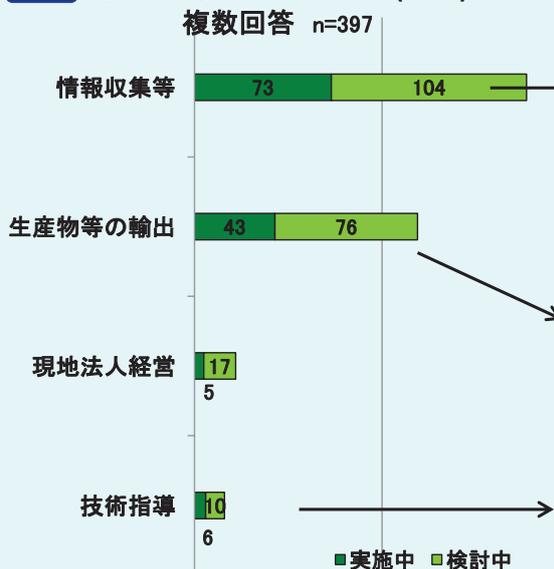
26

海外事業展開

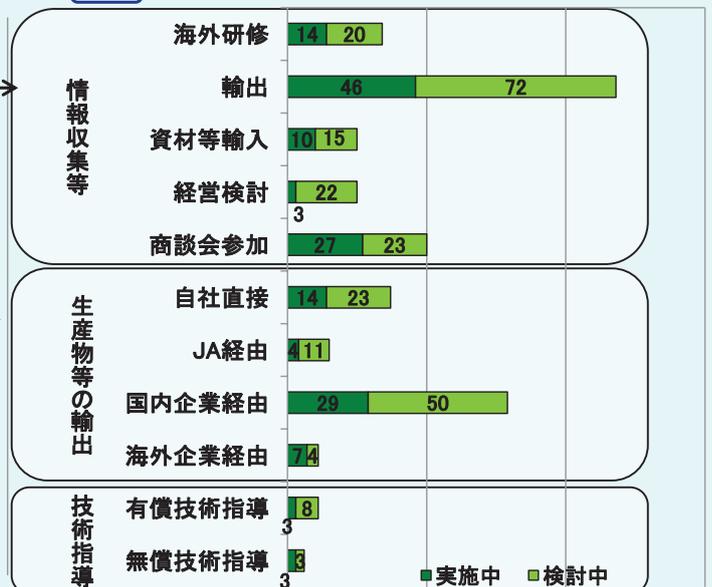
§ 農産物輸出・海外農場進出等の取組み

- 海外事業展開に関する「情報収集等」を実施しているのは73社。
- 輸出方法は、「国内企業経由」が29社、「自社直接」が14社。

Data 海外事業展開等の取組み(社数)



Data 取組みの内訳(社数)



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

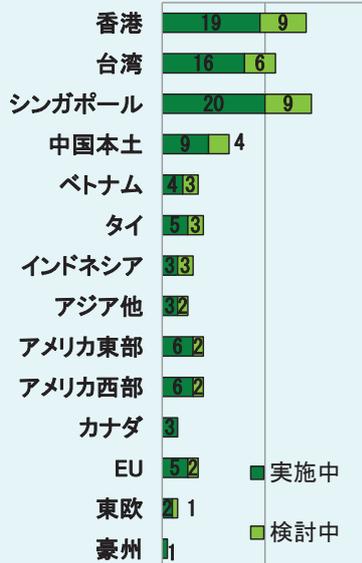
27

海外事業展開

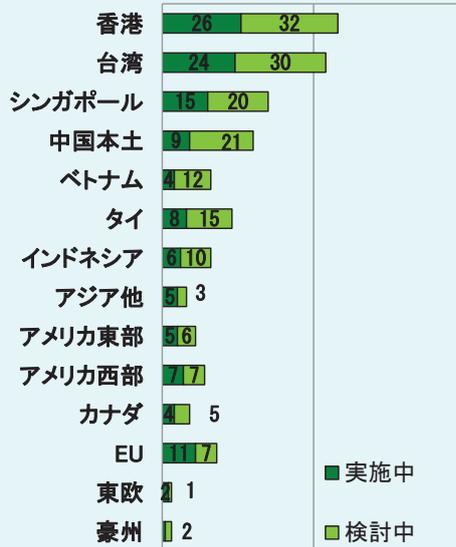
§ 海外事業展開の地域

- 輸出を行っているのは、香港26社、台湾24社、シンガポール15社。
- 海外商談会に参加したのは、シンガポール20社、香港19社、台湾16社。
- 現地法人経営を行っているのは、シンガポール2社、その他。

Data 海外商談会(社数)



Data 生産物等の輸出(社数)



Data 現地法人経営(社数)



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

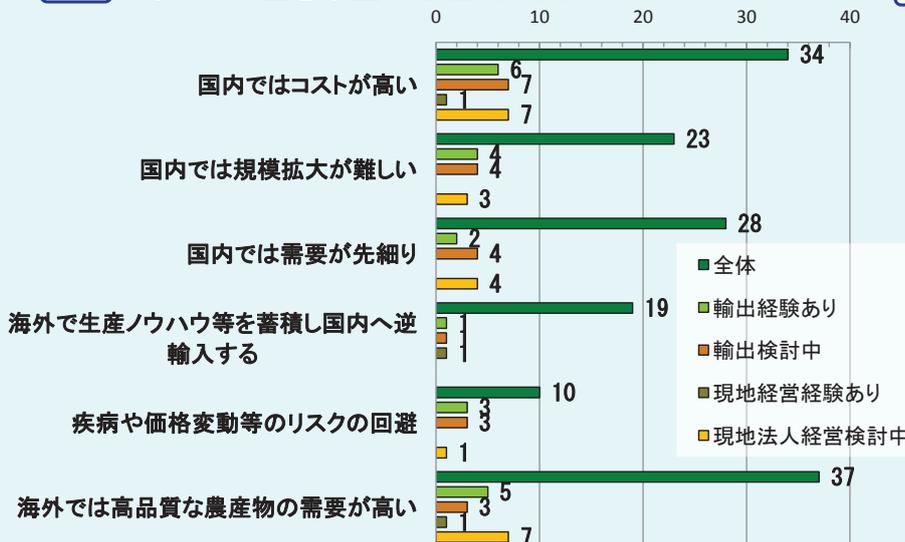
28

海外事業展開

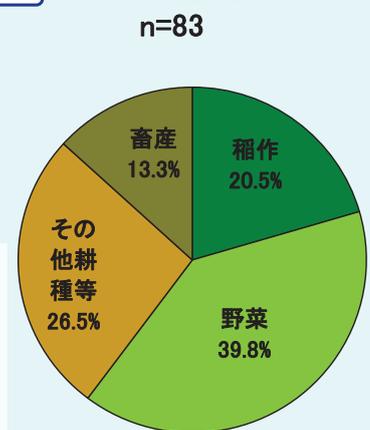
§ 海外での生産を希望する場合の理由

- 海外での生産を希望する場合の理由は、「海外では高品質な農産物の需要が高い」が最多。
- 業種別で見ると、野菜・その他耕種等の回答が6割以上。

Data 海外で生産を希望する理由(複数回答)



Data 回答の業種構成



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

東日本大震災に関する影響

§ 地震・津波による経営への影響

- 地震・津波による経営への影響は、震災直後の1年間とそれ以降との比較でほぼ半減。
- 東北、関東を中心に67社が依然として影響があると回答。

経営への影響	震災直後～平成24年3月(過去)							平成24年4月～現時点(現在)						
	有効回答	生産	販売	仕入	人材確保	投資計画	資金調達	有効回答	生産	販売	仕入	人材確保	投資計画	資金調達
北海道・東北	61	44	39	31	8	9	15	29	12	14	7	7	5	10
関東	29	11	22	8	1	4	5	20	3	13	2	1	3	5
北信越	4		1	2	1			4		1	3			
東海								1			1			
近畿	4		4	2				2		1				1
中国	3	1	1	1				2		2				
四国	5	1	4		1			2				1		1
九州・沖縄	18	1	16	3		1		7		6		1	1	
計	124	58	87	47	11	14	20	67	15	37	13	10	9	17

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

※網掛けは過去から現在で増加を示す。

東日本大震災に関する影響

§ 原発事故による経営への影響

- 原発事故による経営への影響は、震災直後の1年間とそれ以降との比較で回答が17%減少。
- 東北、関東を中心に171社が依然として影響があると回答。

経営への影響	震災直後～平成24年3月(過去)							平成24年4月～現時点(現在)						
	有効回答	生産	販売	仕入	人材確保	投資計画	資金調達	有効回答	生産	販売	仕入	人材確保	投資計画	資金調達
北海道・東北	81	27	70	18	8	9	16	71	24	58	15	9	9	14
関東	66	19	62	9	3	8	6	51	8	44	5	3	5	8
北信越	17	2	14	2	1	1	1	14	2	11	3	1	1	1
東海	3		2	1				1		1				
近畿	5		4	1	1			6		5	1			1
中国	13	3	11	1		1	1	11	3	10	1		1	2
四国	6	1	5		1			4	1	1	1			1
九州・沖縄	16	4	13	1		2	2	13	2	11	1	1	3	2
計	207	56	181	33	14	21	26	171	40	141	27	14	19	29

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

※網掛けは過去から現在で横ばいまたは増加を示す。

31

人材育成 § 後継者について

- 後継者については「すでに決めている」「候補者はいる」をあわせると75%。
- 「候補者はいない」で最も多いのは、売上規模5千万円未満で31.4%。

Data 後継者について(社数)

全体・売上規模多角化段階	有効回答	すでに決めている	候補者はいる	候補者はいない	近年継承済み	業種地域	有効回答	すでに決めている	候補者はいる	候補者はいない	近年継承済み
全体	770	36.4%	38.6%	20.5%	4.7%	稲作	238	28.2%	47.5%	19.3%	5.0%
～5千万円	175	24.6%	38.3%	31.4%	5.7%	野菜	184	36.4%	38.6%	21.7%	3.8%
～1億円	156	41.7%	41.0%	14.1%	3.2%	その他耕種等	186	36.0%	37.1%	23.1%	3.8%
～3億円	205	41.0%	35.1%	21.5%	2.4%	畜産	162	48.8%	27.2%	17.9%	6.2%
～10億円	98	40.8%	41.8%	10.2%	8.2%	北海道東北	164	35.4%	34.8%	24.4%	5.5%
10億円以上	41	48.8%	39.0%	9.8%	2.4%	関東	106	44.3%	30.2%	21.7%	3.8%
生産	206	35.0%	34.0%	25.7%	5.3%	北信越	146	37.0%	45.9%	12.3%	4.8%
生産・直売	244	34.4%	43.0%	21.3%	1.2%	東海	27	33.3%	29.6%	29.6%	7.4%
生産・直売・加工	206	40.8%	37.4%	15.5%	6.3%	近畿	67	28.4%	41.8%	22.4%	7.5%
生産・直売・観光	28	17.9%	39.3%	28.6%	14.3%	中国	61	31.1%	36.1%	29.5%	3.3%
生産・直売・加工・観光	86	40.7%	39.5%	15.1%	5.8%	四国	46	45.7%	43.5%	10.9%	--
						九州沖縄	153	34.6%	41.2%	20.3%	4.6%

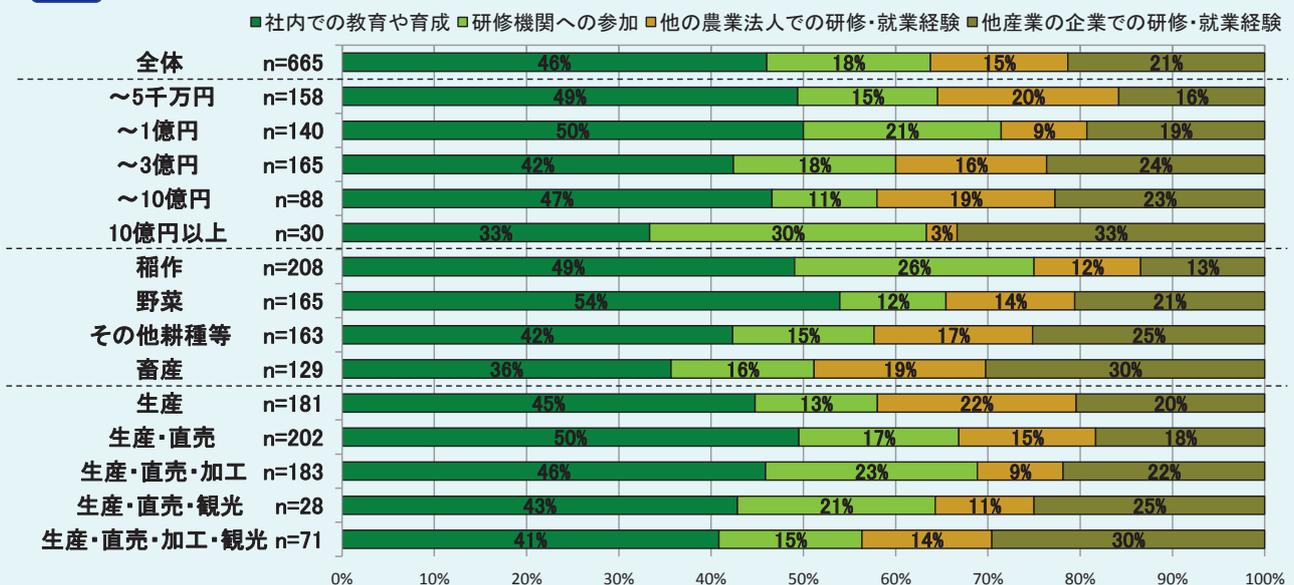
公益社団法人 日本農業法人協会 2012

32

人材育成 § 最も有効な後継者の育成方法について

- 最も有効な後継者の育成方法は、「社内育成」が46%、「研修機関」が18%、「他の農業法人」が15%、「他産業の企業」が21%。
- 経営多角化段階が高まるとともに「他産業の企業での研修・就業経験」の割合が高まる。

Data 最も有効な後継者の育成方法について

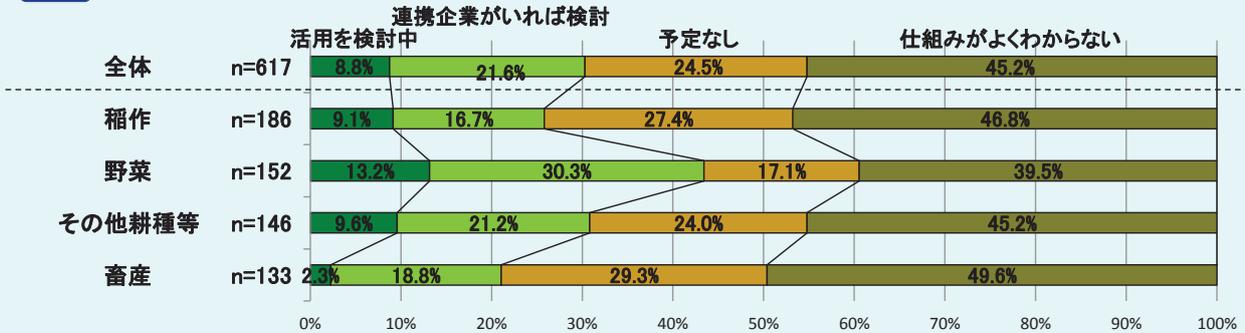


公益社団法人 日本農業法人協会 2012

6次産業化ファンド § ファンドの活用について

- 6次産業化ファンドについて検討中が8.8%。
- 連携を希望する業種等は、食品製造・加工(56社)が最も多い。

Data 6次産業化ファンドについて



Data 連携を希望する業種等(社数、n=78)

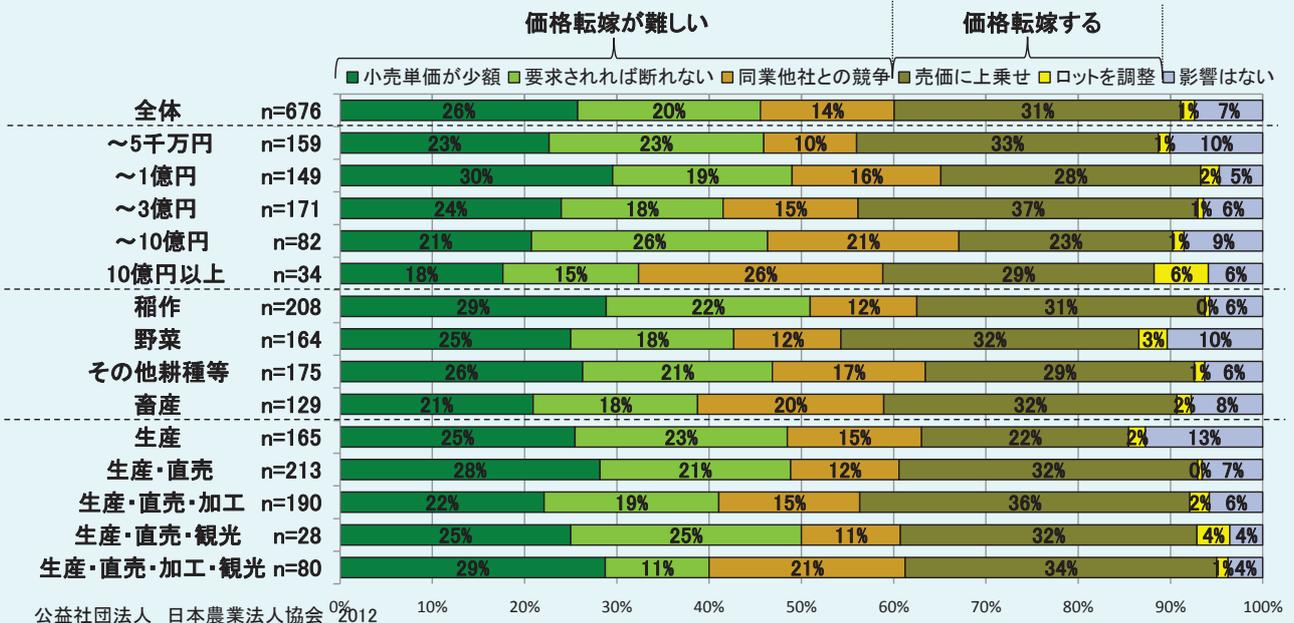
業種等	食品製造・加工	小売・販売	流通	外食	化粧品
全体	56	11	5	4	4
稲作	11	0	1	0	0
野菜	22	6	4	3	2
その他耕種等	15	3	0	0	1
畜産	8	2	0	1	1

公益社団法人 日本農業法人協会 2012

制度・政策 § 消費税について

- 消費税増税に対する懸念・課題は、「価格転嫁が難しい」が60%、「影響はない」が7%。
- 売上高が大きいほど同業他社との競争の割合が高まる。

Data 消費税増税に対する懸念・課題について



公益社団法人 日本農業法人協会 2012

35

制度・政策

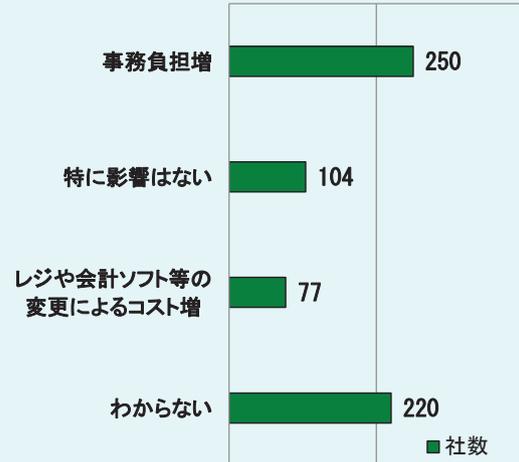
§ 消費税の課税方法・複数税率の導入時の影響について

- 消費税の今後の課税方法については、「一律課税」、「複数税率導入が望ましい」がほぼ同数、「わからない」が最多。
- 複数税率が導入された場合の想定される影響については「事務負担増」が最多。

Data 今後の課税方法について
複数回答 n=654



Data 複数税率が導入された場合に想定される影響
複数回答 n=640



36

制度・政策

§ 政策提言すべき制度・政策について

- 政策提言すべき制度・政策は、戸別所得補償制度が43.8%で最多。
- 業種別の最多回答は、稲作が戸別所得補償制度68.7%、野菜が人材確保・育成40.2%、その他耕種等が人・農地プラン36.6%、畜産が戸別所得補償制度37.7%。

Data 政策提言すべきと思う制度・政策について(複数回答)

全体・業種	全体 N=480		業種			
	有効回答	割合	稲作 n=150	野菜 n=112	その他耕種等 n=112	畜産 n=106
戸別所得補償制度(経営所得安定対策)	210	43.8%	68.7%	33.0%	26.8%	37.7%
人・農地プラン	161	33.5%	42.7%	36.6%	36.6%	14.2%
人材確保・育成	141	29.4%	25.3%	40.2%	28.6%	24.5%
農地集積	139	29.0%	30.7%	35.7%	25.9%	22.6%
6次産業化	121	25.2%	21.3%	25.0%	33.0%	22.6%
品目別(野菜、果樹、畜産等)対策	103	21.5%	13.3%	20.5%	22.3%	33.0%
環境保全型農業	100	20.8%	27.3%	16.1%	18.8%	18.9%
再生可能エネルギー	86	17.9%	10.7%	17.9%	21.4%	24.5%
農地・水保全管理支払交付金	78	16.3%	28.7%	11.6%	12.5%	7.5%
中山間直接支払制度	76	15.8%	24.0%	8.9%	17.9%	9.4%
農協・農業委員会	61	12.7%	17.3%	13.4%	10.7%	7.5%

- 当協会に期待する活動・サービスは、政策提案・提言44.9%、国との情報・意見交換38.7%。
- 次いで、アグリビジネス経営塾、全国セミナー・ブロック交流会、販路開拓支援が約3割。

Data 当協会に期待する活動・サービス等について(複数回答)

全体・業種		全体 N=615		業種			
		有効回答	割合	稲作 n=185	野菜 n=145	その他耕種等 n=154	畜産 n=131
政策提案・ 提言活動	政策の提案・提言	276	44.9%	49.2%	42.8%	38.3%	48.9%
	国との情報・意見交換	238	38.7%	42.2%	34.5%	33.1%	45.0%
ネットワーク づくり	全国セミナー・ブロック交流会	188	30.6%	32.4%	28.3%	31.8%	29.0%
	ファーマーズ&キッズフェスタ	53	8.6%	6.5%	9.0%	9.1%	10.7%
情報提供	アグリビジネス経営塾	189	30.7%	28.1%	27.6%	33.8%	34.4%
	農業法人名鑑	65	10.6%	13.0%	9.0%	8.4%	11.5%
	農業法人白書	53	8.6%	10.8%	8.3%	7.1%	7.6%
その他 サービス	販路開拓支援(外食産業マッチング等)	180	29.3%	28.6%	36.6%	25.3%	26.7%
	農業インターンシップ	116	18.9%	14.1%	28.3%	21.4%	12.2%
	傷害保険・食品あんしん制度	80	13.0%	15.7%	14.5%	11.7%	9.2%
	取引先信用調査	77	12.5%	14.6%	13.8%	13.0%	7.6%
	輸出促進支援	63	10.2%	9.2%	8.3%	13.0%	10.7%
	合同会社説明会	35	5.7%	5.9%	6.2%	3.9%	6.9%

2. お役立ち情報・レポート

	ページ
(1) 税務	23
・消費税の引上げと低所得者対策	
・平成 25 年度税制改正要望	
(2) 労務	26
・労災保険特別加入制度	
・改正高年齢者雇用安定法	
・改正労働契約法	
(3) 人材育成	32
・社員研修の重要性について	
・ビジネスメールの鉄則	
(4) 農業経営	35
・農業経営における役員借入金は資本の増強と見なしていいか	
・6次化ファンドへの期待と資金調達を選択	
(5) 法務	39
・契約について	
・売買契約について	
・消費貸借契約について	
・賃貸借契約	
(6) レポート	
○消費税の増税は農業経営にどう影響するか	43
○金融取引の円滑化に向けた財務状態の自己点検	53

〔税務〕

消費税の引上げと低所得者対策

森税務会計事務所 所長

（一社）全国農業経営コンサルタント協会専務理事

税理士・行政書士 森 剛一

改正消費税法案が成立し、現行 5% の消費税率が、平成 26 年 4 月から 8% に、27 年 10 月から 10% に引き上げられることとなります。消費税は、低所得者ほど実質的な負担が大きくなる「逆進性」が問題で、低所得者対策をどうするかが今後の課題です。

§ 給付付き税額控除と軽減税率

低所得者対策として、政府・民主党は給付付き税額控除を基本と考えています。これに対して、自民党・公明党は軽減税率の導入を主張しています。また、JA 全中は、食料品・農産物等について、究極の軽減税率であるゼロ税率の導入を要望しています。「近いうちに解散総選挙があれば自民・公明両党が主体となった政権になることが予想され、軽減税率導入の可能性が高まっています。

（公社）日本農業法人協会では、現在、消費税増税後の課税方法についての意向を調査しています（平成 24 年度会員基礎調査）。11 月 5 日現在の中間集計では、回答のあった 151 社のうち、「わからない」とした回答が 36 社（23.8%）と多かったものの、「軽減税率が望ましい」の 42 社（27.8%）が、「一律課税（筆者注：単一税率）が望ましい」の 39 社（25.8%）を若干、上回っています。軽減税率の導入は、一見すると単純で効果的に見え、一般的な理解も得やすいようですが、本当にそれで大丈夫でしょうか？

§ 軽減税率導入による農業法人への悪影響

軽減税率の導入で懸念されるのが、土地利

用型農業法人の消費税負担の増加です。軽減税率の導入にはインボイス方式が前提となりますが、免税事業者はインボイスの発行ができないため、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除が認められなくなります。土地利用型農業では、地権者に畦畔の草刈りなどの圃場管理費を支払ったり、農事組合法人の場合には従事した組合員に従事分量配当を支払ったりしており、これらは課税仕入れとなりますが、その支払先のほとんどが免税事業者です。現行の帳簿方式では、課税取引であれば、免税事業者を支払った分も仕入税額控除として認められています。インボイス方式を導入した場合、免税事業者が事業者間取引から排除される懸念が指摘されていますが、圃場管理料や従事分量配当の支払いでは、地権者や組合員である免税事業者を取引から排除できないため、仕入れ分の消費税も含めて農業法人が負担しなければなりません。

インボイスとは、税額及び事業者番号が記載された請求書・領収書です。軽減税率が導入されると、異なる税率の取引を区別して正確な税額計算を行うため、インボイスの発行を販売業者に義務付けられることが避けられません。

§ まだある軽減税率の問題点

軽減税率を低所得者対策として導入するのであれば、食料品であっても高級品は除外すべきでしょう。しかし、かりに高級品の除外を徹底すれば、国産黒毛和牛は標準税率で輸入牛肉は軽減税率といったことになりかねません。一方、輸入品を標準税率として国産品を軽減税率とすれば新たな貿易摩擦となります。軽減税率の対象品目について合理的な線引きをすることは非常に難しく、イギリスではある菓子がケーキ（軽減税率）かビスケット（標準税率）かを巡って 13 年間にわたって法廷闘争が繰り広げられた事例があります。

このため、軽減税率を導入する場合、低所得者対策という本来の趣旨に目をつぶって、食料品全般を軽減税率とする方向になりそうです。しかし、その場合、食料品購入額の

きい高所得の方が低所得者よりも負担軽減になるという矛盾を生みます。また、軽減税率の導入は多額の税収減を招き、税収確保のために標準税率を高くせざるを得なくなります。かりに10%の消費税率で消費税の課税ベースの4分の1程度を占める飲食料品等の適用税率を5%に据え置くと3.3兆円程度の減収となるという試算もあります。この場合、10%単一税率と同程度の税収を確保するには、標準税率を12%程度にする必要があります。

また、JA全中が要望するゼロ税率は、消費者向けの低所得者対策というよりも価格転嫁対策となっています。零細事業者が多く、大型量販店の価格支配力が高い農業では、価格転嫁が難しいというのがその理由です。しかし、そうであれば、下請けの中小企業全般にも言えることで、農業者だけを優遇しろという主張は、農業者の立場を孤立させることになりかねません。しかも、ゼロ税率にしたからと言ってスムーズに価格転嫁できる保証はなく、川下サイドの価格支配力が変わらなければ価格切下げの圧力を受け続けることとなります。ゼロ税率導入によって農業者に生ずる消費税還付を理由として、その分の値引きを要求されることも懸念されます。

さらに、軽減税率の導入によってインボイス方式が導入されれば、仕入税額の積み上げ計算が必要となり、帳簿上の仕入税額と仕入先からのインボイス記載の税額との一致を確認するなど、経理負担も増えます。消費税の還付申告が増えますので、農業法人向けの税務調査も増えるでしょう。

§ 給付付き税額控除にも課題が

一方、給付付き税額控除は、消費税の税率引き上げによる生活必需品の消費税の負担増の分だけ、所得税の税額控除によって減税する方法です。控除額が所得税を上回る場合は、引ききれない分を所得者に給付する制度のため、「給付付き」税額控除とよばれています。対象者を絞り込むことができるため、低所得者対策としては軽減税率よりも有効に機能します。また、軽減税率では、対象品目の線引きのような裁量の余地が生じますが、そうし

た問題のない給付付き税額控除では、中立性の高い税制とすることができます。

ただし、給付付き税額控除は、不正還付・不正受給を防ぐことが課題で、所得の把握が必要となることから、マイナンバー制度の導入が前提とされています。しかし、マイナンバー制度で所得が透明になることへの抵抗感も強く、制度の稼働・定着に時間がかかりそうです。

§ 低所得者対策はフードカードによる給付で

そこで筆者が提案するのは、給付を現金ではなく、フードカード方式によって食料品に限定する方法です。カードで本人を特定することで不正受給を防止する効果が期待できます。具体的には、食料品購入専用の顔写真入りのデビットカード（または電子マネー）といったイメージです。給付付き税額控除による給付金や生活保護費の一部を専用口座に振り込んで、その分の金額をカードでの食料品購入として使えるようにします。低所得者を含めて国民全体の食料品の購買力が高まれば、農産物に係る消費税の価格転嫁もスムーズになります。

ただし、フードカードを持っていることが低所得者の証しとなれば、差別を助長しかねません。そこで、給付金の対象でない世帯でも自分で専用口座に振り込めばフードカードを発行できるようにします。このとき、フードカードを使った国産食料品等の購入に対してポイントが付与される仕組みにすれば、国産農産物の需要拡大に繋がり、有利な価格形成が可能になるのではないのでしょうか。

〔税務〕

平成 25 年度税制改正

森税務会計事務所所長

（一社）全国農業経営コンサルタント協会専務理事

税理士・行政書士 森 剛一

§ 平成 25 年度税制改正の農業関係事項

平成 25 年度税制改正大綱が平成 25 年 1 月 29 日に閣議決定されました。農業関係の主な改正事項としては、農業経営基盤強化準備金制度が法人税、所得税とも 2 年延長されることになりました。

§ 農業経営基盤強化準備金の制度の延長

農業経営基盤強化準備金制度については、拡充も縮減もなく、2 年間の単純延長となりました。現行税制では、青色申告をする認定農業者である農業生産法人又は特定農業法人が、平成 25 年 3 月 31 日までの期間内において担い手経営安定法による交付金等の交付を受けて積み立てた農業経営基盤強化準備金が損金算入されますが、改正によって平成 27 年 3 月 31 日までに交付を受けた交付金等が制度の対象となります。

現行税制では、農業経営基盤強化準備金の積立ての対象となる交付金が土地利用型農業の交付金に限定されています。また、農業経営基盤強化準備金を取り崩して圧縮記帳する場合の対象資産が農地や農業機械などに限定されています。（公社）日本農業法人協会では、平成 25 年度税制改正要望において、畜産の経営安定対策の補填金や農畜産加工品の販売収入の一定割合を積立ての対象に加えるとともに、圧縮対象資産に建物を加えるよう要望しましたが、実現に至りませんでした。

§ 交際費課税の緩和

交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額が 800 万円に引き上げられ、定額控除

限度額までの金額が損金算入されることとなります。現行税制では、定額限度額は 600 万円、定額限度額までの交際費等の金額の 10% が損金不算入になっています。この改正の適用期限について、閣議決定された平成 25 年度税制改正大綱には明記されていませんが、経済産業省の資料によれば適用期間は平成 25 年度末までの 1 年間となっています。

§ エネルギー環境負荷低減推進設備等に対する即時償却制度等の延長

エネルギー環境負荷低減推進設備等に対する即時償却制度について、対象資産に熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）を加えたうえでその適用期限が平成 27 年 3 月 31 日まで延長されました。また、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取引した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（環境関連投資促進税制）の対象資産に定置用蓄電設備等を加えるとともに、対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外するなどの見直しを行ったうえで、その適用期限が 2 年延長されました。

§ 相続時精算課税制度の贈与者の年齢要件が 60 歳以上に引き下げ

相続時精算課税制度の適用要件について、受贈者の範囲に 20 歳以上である孫を加えるとともに、贈与者の年齢要件を 60 歳以上に引き下げられます。この改正は、平成 27 年分以降の贈与から適用されます。現行税制では、贈与者の年齢が 65 歳以上に限定されている一方で、農業者年金の旧制度の経営移譲年金では 65 歳までに農業の経営廃止しなければ受給できず、経営移譲年金による後継者移譲の際に相続時精算課税制度を活用しにくいという問題がありました。今回の税制改正によって農業の経営承継が円滑に進むと期待されます。

また、現行税制では、受贈者の範囲が推定相続人に限定されているため、通常は子のみが対象となり、孫については子が死亡した場合に限られていました。改正によって子の生死にかかわらず、20 歳以上であれば孫への贈

与も対象となります。さらに、相続時精算課税制度の対象とならない一般の贈与についても、贈与税の税率構造が見直されて贈与税の負担が軽減されることになりました。

なお、相続時精算課税制度の贈与者の年齢要件の引下げは、平成 23 年度税制改正大綱でも改正することとなっていました。当時の与党が参議院で過半数を持っていなかったため、税制改正法が成立しませんでした。

§ 相続税・贈与税と農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

平成 27 年より、相続税の基礎控除について「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」に引き下げるとともに、最高税率が 55%に引き上げられます。現行税制では、相続税の基礎控除は、「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」となっており、相続税の課税対象者が全体の相続の 4%程度となっていますが、改正によって 6%程度に課税対象者が拡大すると予想されています。

また、農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由に、上肢又は下肢の一部の喪失等の農業に従事することが困難な故障が生じたことが加えられることになりました。これに関連して、農地等の生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予制度についても同様の措置が講じられます。

§ 農用地利用集積計画に基づき取得する土地の不動産取得税課税標準の特例措置の延長

農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限が 2 年延長されました。

〔労務〕

労災保険特別加入制度

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会長

キリン社会保険労務士事務所所長

特定社会保険労務士 入来院 重宏

§ 農業者が利用できる労災保険特別加入制度

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としています。しかし労働者でない農業経営者であっても、作業の実態等からみて、特に労働者に準じて保護する必要があると認められる者に対して、特別加入制度が設けられています。特別加入制度は、労働者ではないが労働者に準ずる者に対して、労災保険への加入を認め、労働災害について保護を図ることを目的として創設された制度です。現在、労災保険特別加入者として、第 1 種から第 3 種が認められています。

農業者が利用できる労災特別加入制度は、「中小事業主等」（第 1 種）と「指定農業機械作業従事者」及び「特定農作業従事者」（ともに第 2 種）の 3 種類です。原則として重複して加入することはできませんので、どれか 1 つを選択して加入することになりますが、次のような注意点があります。

イ 業務災害と認定される範囲は、各々で違うので、実際の作業実態に応じて加入する。
ロ 3 種類のうち、法人農家の代表者（家族従事者や代表者以外の役員を含む）が加入できるのは、「中小事業主等」のみで、「指定農業機械作業従事者」「特定農作業従事者」は、自営農家と家族従事者、又は集落営農や農事組合法人の構成員（代表者以外）と家族従事者が対象となる。

特にロについて、①実態として法人農家の代表者等が「指定農業機械作業従事者」や「特定農作業従事者」で特別加入しているケースは少なくないと思われる、②労働者を雇用していない法人経営においては、代表者等が労災保険特別加入制度に加入することができな

い、という問題点があることから、柔軟な対応が求められると考えます。実際に県によっては、「法人農家の経営者等が指定農業機械作業従事者、特定農作業従事者に加入できないという通達等はない」ことから「今までどおり、法人農家の経営者の指定農業機械作業従事者、特定農作業従事者の労災特別加入の申請を受け付ける」という判断をしており、実態の調査の必要性を強く感じています。

①中小事業主等

農業の場合、常時 300 人以下の労働者を使用する事業主（法人の場合はその代表者）とその家族従事者等は、「中小事業主等」として特別加入制度に加入することができます。（継続して労働者を使用していない場合も、労働者を使用する日が年間に 100 日以上ある場合には、特別加入の対象となります。）労働保険事務組合を通じて加入することになり、労働者に係る労働保険（労災保険、雇用保険）の事務処理を当該労働保険事務組合に委託することが条件となります。

原則として、あらかじめ届け出た労働者の所定労働時間中の農作業上（畜産、養蚕、農畜産物の加工、販売を含む。）の災害が補償の対象となります。

②指定農業機械作業従事者

自営農業者（労働者以外の家族従事者を含む。）であって、トラクターやコンバイン等のあらかじめ指定された農業機械を使用し、土地の耕作又は開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う者が加入できます。

補償は、指定された農業機械を使用していた時の災害のみが対象となります。補償の対象となる農作業の範囲は、農作業のすべてではなく「農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業」に限定され、養蚕や畜産の作業は除かれます。

③特定農作業従事者

経営規模の大きな農業者を対象としており、具体的には、年間農業生産物総販売額 300 万円以上又は経営耕地面積 2 ヘクタール以上の規模（営農集団又は農事組合法人において上

記規模以上であれば、各構成農家につき規模要件を満たしたものとして取り扱う。）で、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業を行う自営農業者（労働者以外の家族従事者含む。）であり、下記の i から v までの作業に従事する者が加入対象となります。

- i) 動力により駆動される機械を使用する作業
- ii) 高さが 2 メートル以上の箇所における作業（40 度以上の傾斜地における作業については、水平面から 2 メートル以上の高さがあれば、その箇所における耕作用業も対象となる。）
- iii) サイロ、むろ等酸素欠乏危険場所における作業
- iv) 農薬散布の作業
- v) 牛・馬・豚に接触する又はそのおそれのある作業（調教は、耕作等作業に該当しないので対象としない。）

§ 保険給付

保険給付のうち療養（補償）給付については現物支給なので、特に給付額において一般の労働者の場合と異なることはありません。しかし、その他の保険給付については、労働者の場合、その労働者の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とし、これを基礎とし所定の率や日数を乗じて得られる額が給付される額となりますが、特別加入者の場合は、この基礎となる賃金がないので、これに代わるものとして、3,500 円から 20,000 円までの範囲で定められた給付基礎日額に所定の率や日数等を乗じて得た額が保険給付として支払われることとなります。なお、この給付基礎日額は、保険料算定の基礎としても使われるので、保険料の負担や給付の額等を慎重に考慮して選ぶ必要があります。

労災特別加入制度では、被災労働者等援護事業から支給される「特別支給金」のうち、ボーナス等の特別給与を算定の基礎とする「ボーナス特別支給金」については支給されません。また、特定農作業従事者及び指定農業機械作業従事者については、住居と就業の場所との間の往復等の状況を考慮して、通勤災害は補償されません。

〔労務〕

改正高年齢者雇用安定法

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会長
 キリン社会保険労務士事務所所長
 特定社会保険労務士 入来院 重宏

§ 65 歳までの雇用の義務化

65 歳まで働きたい人全員の雇いを義務づける高年齢者雇用安定法（高齢法）が成立しました。（施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日です。）今回は、高年齢者等雇用安定法の経緯と今回の主な改正について説明いたします。「高年齢者等雇用安定法」と高齢者雇用対策の経緯の概要を整理すると下表のようになります。

改正年（西暦） 法律制定・改正	定年の引き上げ、継続雇用等に関する主な内容
昭和 61 年（1986 年） 高年齢者雇用安定法制定	・60 歳定年の努力義務を規定 ・定年の引き上げに関する行政指導を規定
平成 6 年（1994 年） 高年齢者雇用安定法改正	・60 歳定年の義務を規定（平成 10 年 4 月 1 日施行）
平成 12 年（2000 年） 高年齢者雇用安定法改正	・定年（65 歳未満の場合）の引上げ、継続雇用制度の導入等高年齢者の 65 歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置（高年齢者雇用確保措置）の努力義務の規定
平成 13 年（2001 年） 雇用対策法改正	・求人募集の際の年齢制限禁止を規定（求人・採用時の年齢制限撤廃の努力規定）
平成 16 年（2004 年） 高年齢者雇用安定法改正	・65 歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等、希望者全員の 65 歳までの雇用の義務化。（努力義務から義務へ） ・労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、

	希望者全員を対象としない制度も可（平成 18 年 4 月 1 日施行）
平成 24 年（2012 年） 高年齢者雇用安定法改正	・継続雇用制度の対象者を労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止 （平成 25 年 4 月 1 日施行）

今回の法改正を理解するうえでは、前回（平成 16 年）の改正の理解が欠かせません。前回の改正の内容について簡単に説明いたします。

§ 平成 16 年の改正の内容**●65 歳までの雇用の義務化**

⇒ 65 歳まで雇いを延長する方法には、①定年年齢の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めを廃止、がありますが、②が現実的であり、実際にほとんどの企業が「継続雇用制度の導入」を選択しました。

●労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能

⇒ 継続雇用制度の対象となる者の基準の例としては、「社内技能検定レベル B 以上」、「営業経験 10 年以上」、「60 歳到達前 3 年間の人事考課が標準（C）以上」など、客観的な基準の導入が求められました。

●施行より政令で定める日までの間（当面大企業は 3 年間、中小企業は 5 年間）は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることが可能

⇒ 就業規則の改定例として次のようなものが多くみられました。

第〇条 定年は満 60 歳とし、定年に達した日をもって退職とする。ただし、事項の条件を満たし、本人が希望するときは再雇用を認める。

2. 再雇用を認める者は、次の各号に該当する者とする。

- ① 定年年齢到達時点において職能資格等級 5 等級以上の者
- ② 心身ともに健康で業務遂行に支障がないと認められること

なお、就業規則で継続雇用制度の対象となる者を定めることができたのは、平成 23 年 3 月までです。(大企業は平成 21 年 3 月まで)平成 23 年 4 月以降も希望者全員を継続雇用しない場合は、労使協定を締結することによって継続雇用の対象となる者を定めなければなりません。

● 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせ、平成 25 年度(2013 年度)までに段階的に引上げ

§ 今回の法改正のポイント

少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高年齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正を行うことを目的としています。

1) 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止する。

2) 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

3) 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

4) 「高年齢者等職業安定対策基本方針」の見直し等

雇用機会の増大の目標の対象となる高年齢者を 65 歳以上の者にまで拡大するとともに、所要の整備を行う。

5) 経過措置

今回の法改正の狙いは、雇用と年金を接続させ、定年後無収入となる人が出るのを防ぐことにあるので、特別支給の老齢厚生

年金の支給開始年齢の引上げにあわせ、次の年齢までの希望者全員の継続雇用を義務とするように設定しています。

- ①平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日：61 歳まで
- ②平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日：62 歳まで
- ③平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日：63 歳まで
- ④平成 34 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日：64 歳まで
- ⑤平成 37 年 4 月 1 日～完全施行：65 歳まで

たとえば、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 3 年間は 61 歳までは希望者全員の継続雇用が義務づけられますが、61 歳以降 65 歳までは、労使協定により定める基準に限定できることとなります。

§ 継続雇用労働者の給与制度の考え方

継続雇用制度を用いる場合は、それまでの雇用条件と切り離して、新たな条件を設定するのが一般的です。60 歳以降の継続雇用の対象者は年齢により、公的な給付制度の対象となる場合があります。

その場合は、「①在職老齢年金＋②高年齢雇用継続給付＋③会社給与」で総収入が決まります。

よって、給与をあまり減額させないように、と給与を従来の 8 割程度としても、所得税控除が大きく、①の年金や②の雇用継続給付が減額され、本人の手取額が減少することがあり、逆に③の会社給与が従来の 6 割程度でも、①～③のトータルの手取額が高くなるケースも出てきます。給与設定には制度の理解と注意が必要ですので詳しくは最寄りまたは社労士ネット会員の社会保険労務士に相談してみてください。

○社労士ネット

<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/sharoushi/>

新規就農相談センター

TEL:03-6910-1133 FAX:03-3261-5131

〔労務〕

改正労働契約法

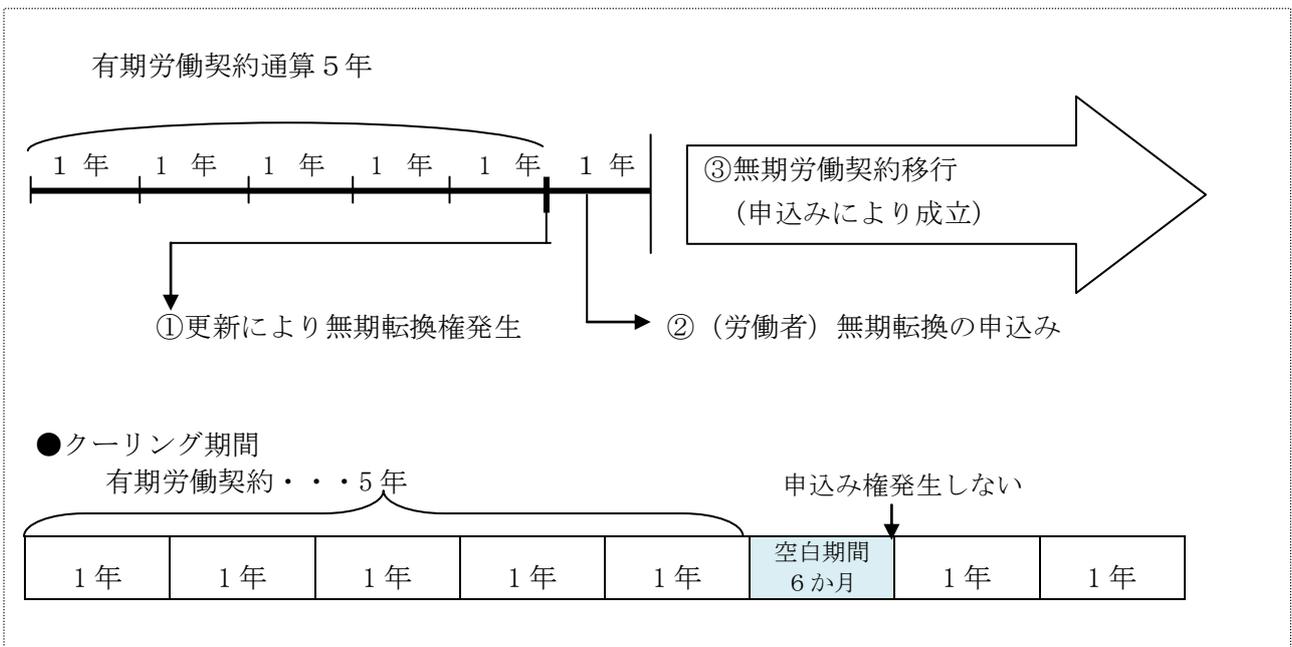
全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会長
 キリン社会保険労務士事務所所長
 特定社会保険労務士 入来院 重宏

労働契約法は、労働契約に関する基本的なルールを規定した法律です。「労働契約法の一部を改正する法律」が平成 24 年 8 月 10 日に公布され、有期労働契約について、①無期労働契約への転換（第 18 条）、②「雇止め法理」の法定化（第 19 条）、③不合理な労働条件の禁止（第 20 条）の 3 つのルールが規定されました。

1 無期労働契約への転換（第 18 条）

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で 5 年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約（別段の定めがない限り、従前と同一の労働条件）に転換します。通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成 25 年 3 月 31 日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

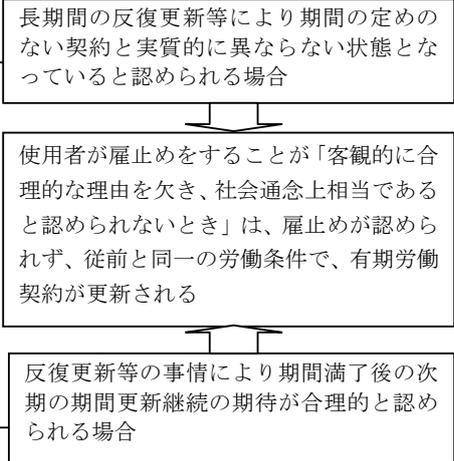
なお、有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間（同一使用者の下で働いていない期間）が 6 か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は 5 年のカウントに含めません。通算対象の契約期間が 1 年未満の場合は、その 2 分の 1 以上の空白期間があれば、それ以前の有期労働契約は 5 年のカウントに含めません。

**2 「雇止め法理」の法定化（第 19 条）**

有期労働契約の雇止めについては、労働者保護の観点から、過去の最高裁判例により一定の場合にこれを無効とする判例上のルール（雇止め法理）が確立しています。今回の法改正は、雇止め法理の内容や適用範囲を変更することなく、労働契約法に条文化されました。

- ①労働契約締結時の事情・有期性の明示の有無、更新継続等につき使用者の契約時の言動等
- ②契約締結・更新時の文書交付等の有無
- ③業務の客観的内容(恒常性、臨時性等)
- ④雇用上の地位・性格(基幹性、補助性等)
- ⑤当事者の主観的態様(主たる生計者、家計補助者等)
- ⑥労働条件(賃金の定昇の有無、勤続加算、賞与等)
- ⑦非課税年金問題(非課税、被扶養者範囲の就労等)
- ⑧更新の手續・更新回数の実態(更新の有無・回数等)
- ⑨正社員登用性の有無・内容(登用希望の有無等)
- ⑩他の労働者の更新状況(他の労働者の雇止めの有無等)
- ⑪契約・業務上の制限の有無(限定雇用、育児代替等)
- ⑫会社への協力内容(QC活動、持株取得促進等)

事情を総合勘案



3 不合理な労働条件の禁止 (第 20 条)

同一の使用者と労働契約を締結している、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止するものです。一切の労働条件が適用の対象となり、賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれます。

労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、①職務の内容、②当該職務の内容および配置の変更の範囲、③その他合理的な労使の慣行などの諸事情等、を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されます。とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、①～③を考慮して、特段の理由がない限り、合理的とは認められないと解されます。

例えば、定年後に有期労働契約で継続雇用された労働者の労働条件が定年前の他の無期契約労働者の労働条件と相違することについては、定年の前後で、上記①、②等が変更されることが一般的であることを考慮すれば、特段の事情がない限り不合理と認められないと解されます。

法第 20 条により不合理とされた労働条件の定めは無効となります。故意、過失による権利侵害、すなわち不法行為として損害賠償が認められると解され、この規定により、無効とされた労働条件については、基本的には、無期契約労働者と同じ労働条件が認められると解されます。

4 法改正への対応

無期労働契約への転換制度(法第 18 条)と「雇止め法理」の法定化(第 19 条)により、恒常的な仕事に就きながら、長期間反復更新しているケースは是正、減少することが考えられます。具体的には、有期契約をする場合は、臨時的な仕事や期間に限度のある仕事のみとする、というケースが増加すると考えられますが、反面、通算期間が 5 年を超えないように雇止めするケースが増加することも考えられます。

たとえば、平成 25 年 4 月 1 日以降の新規の有期契約について、契約時に「5 年を超えて更新しない」とする契約は有効と考えられており、5 年以下の期間で契約終了となる有期契約の増加が懸念されます。

また、「正社員は無期契約社員、非正社員は有期契約社員」というくくりが一般的であり、多くの企業が正社員と非正社員との間で労働条件に諸々の差を設けていますが、有期から無期労働契約への移行が行われるようになると、たとえば、短時間勤務で、かつ無期契約という、正社員と非正社員の中間的な労働者が発生することになります。このような「無期契約のパートタイム労働者」という、いわば準社員、転換社員という新タイプの労働者を対象とする労働条件や就業規則等の検討、整備が必要になる企業も増えることが考えられます。

【人材育成】

社員研修の重要性について

（公社）日本農業法人協会事務局
高須 敦俊

4 月から新入社員を採用する会社が多いかと思えます。新入社員に対する教育・訓練の重要性は言うに及ばないかと思いますが、あらためてその重要性について整理したいと思います。

新入社員には、二つの役割があると言われて

います。
一つ目は、新たな戦力として企業活動に貢献すること。

二つ目は組織を活性化させることです。

しかしながら、新人を「戦力」とするためには、十分な教育・訓練が必要です。教育・訓練の場が無ければ組織を活性化することもできません。

と言うのは、新人に「教える」過程を通して組織が活性化される場合が多いからです。また、教育・訓練がないまま責務だけを課すことは、離職にもつながります。

§ 労働安全衛生法等

さて、社員教育は企業発展のために、必要不可欠な事項ですが、企業のコンプライアンスという側面からも重要です。

労働安全衛生法第 59 条では、「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」と定められており、具体的には以下の事項について教育することとなっています。

なお、これに違反した場合、事業主には 50 万円以下の罰金が科せられます。

- | |
|---|
| 1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事 |
| 2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事 |

- | |
|---|
| 3. 作業手順に関する事 |
| 4. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事 |
| 5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事 |
| 6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事 |
| 7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事 |
| 8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項 |

また、同法第 60 条の 2 では、「事業者は、（中略）危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。」とされており、教育が必要な作業もいくつか定められています。農業法人に関連したものは、フォークリフト（最大荷重 1 トン未満）などがあります。

さらに、これら特別教育に準ずるものとして、安全衛生教育があります。平成 12 年より「刈払機」についても安全衛生教育を実施することとされています。

この刈払機に対する安全衛生教育については、カリキュラム等について細かく規定されており、学科教育 6 時間、実技教育 1 時間が必要となります。

§ 社員研修の方法

社員研修の方法については、いくつかの方法がありますが、それぞれ一長一短があります。そのため、いくつかの方法を組み合わせることにより、効果的な研修が可能となります。

（1）OJT のメリット・デメリット

OJT とは、職場内で上司等が日常の業務を通じて実施する研修です。

① メリット

- ・業務に即した内容で研修できる。
- ・費用が安い。
- ・個人の能力に合わせて実施できる。

② デメリット

- ・体系的に実施するのが難しい。
- ・繁忙期には、実施が難しい。

お役立ち情報

- ・指導者の能力等により、効果が左右される。

(2) Off-JTのメリット・デメリット

Off-JTとは、職場を離れ実施する研修です。

①メリット

- ・専門分野について体系的に習得できる
- ・業務を離れて実施するので研修に専念できる。
- ・指導のプロ（講師）による研修を受けられる。

②デメリット

- ・費用が高い。
- ・研修した内容が実際の業務にいかせない場合がある。
- ・業務から離れなければならない。

Off-JTは業務の中で行うため、直接の業務と関係が薄いことについては、おろそかになりがちです。また、十分な基礎知識がないまま、業務に従事すると、言われたことしかできない人材になる可能性があります。そのため、基礎的な内容、体系的な内容をOff-JT等で研修すれば、より効果的な研修となりますし、従業員自ら考え実践する基礎ともなります。

一方、これらの研修を自社内だけで実施することは、大企業は別として、なかなか難しい現状にあります。そのため、最近では社員研修を代行して実施してくれる会社や、商工会等が実施する新入社員向けの研修会が増えています。これら外部の研修会は、費用はかかりますが、それなりの効果も期待できます。

外部研修会の主な効果

1. 自社以外の者と切磋琢磨・相互啓発することにより、研修効果のアップが期待できる。
2. 自社以外の同じ立場の人間と交流することにより、モチベーションが向上する。
3. 新たな知見等を自社に持ち帰ることにより、業務の改善等が期待できる。

当協会の取組みの紹介

～農業法人新任者基礎研修会～

公益社団法人日本農業法人協会では、25年度から新たに農業法人に働く若手職員などを対象にしたOff-JTとして「農業法人新任者基礎研修会」を開催します。（平成25年4月8日（月）～12日（金）の4泊5日）

この研修会は、他にはないカリキュラムで農業法人の人材育成を支援するため、農林水産省農林水産研修所つくば館の協力を得て開催するものです。

研修会では、社会人としての心がまえやビジネスマナーをはじめ、乗用型トラクターの走行訓練、肥料・農薬の基礎知識、労働安全衛生法で義務づけられている安全・衛生教育（刈り払い機を対象）の受講など、農業生産者と企業の二面性を持つ農業法人で働くために必要な知識と技能の習得を狙いとした実践研修です。

【本研修会の特徴】

- 日本で唯一の専用施設を使い、乗用型トラクターの走行訓練・危険体験を実施します。
- 研修修了者には、法令で義務付けられている刈払機取扱作業に対する安全衛生教育の修了証を発行します。
- 研修修了者は、日本農業技術検定において2級の実技試験が免除されます。
- 合宿形式で行うことにより、全国レベルでの仲間づくり（ネットワーク）ができます。
- 厚生労働省の「正規雇用労働者育成支援奨励金」の対象となる可能性があります。申請（※研修計画の策定等が必要）して対象となった場合、1人当たり20万円を上限に研修費用の助成を受けることができます。
- 個々の参加者に対し、研修成果を評価し企業にフィードバックします。

次回募集時に、是非参加をご検討ください。

〔人材育成〕

ビジネスメールの鉄則

株式会社インソース
営業部 瀬倉百合子

今回は、新人・若手に指導すべきメール使用の鉄則についてご紹介したいと思います。

ビジネスメールの使い方に関しては、個々人の常識に差があり、なかなか指導が難しいものです。お客様に失礼なメールを送ってしまい、クレームになってしまったなどの新人によるトラブル事例もしばしば耳にします。そこで今回は、どの職場でも通用するメール使用の鉄則についての指導ポイントをお伝えします。

§ ビジネスでは、メールより電話が鉄則

まずは、「考え方の軸」として、次の4つの大原則を徹底的に刷り込みましょう。

- ①さまざまな連絡、会議、商談内容などを記録として残す場合はメールを利用
- ②お詫び、督促、交渉は原則メール厳禁
- ③感情を伝える言葉は必ず電話
- ④メール送付後、電話で到着確認

ビジネスでは、原則、メールより電話を多用します。その理由はメールでのやりとりより、電話の方が短時間で用件が済み、合理的だからです。まずはその大原則を新人・若手には伝えましょう。

ただ、メールを使う方が望ましい場合もあることも教えます。たとえば、忙しい相手に先にメールで概要を伝えておき、先方の手が空いているときに内容を確認、検討してもらい、改めて電話で検討結果を確認すれば、仕事を速く進めることができます。また、会議や商談の内容を整理して上司に報告したり、先方にお伝えする場合にもメールを利用するよう指導しましょう。

しかし、お詫び、クレーム対応などは、メールでなく、訪問や電話で行うのが鉄則です。ま

た、問題点の指摘など相手の感情を害する可能性のある内容は絶対にメールで送らせてはいけません。メールでは当方のニュアンスが十分に伝えられず、トラブルのもとになりがちだからです。新人・若手であればなおさらです。また、メールを送った後は、到着確認の電話を入れ、相手に信頼感を与えるよう指導しましょう。

§ まずは連絡メールの書き方を指導

さて、実際のメールの書き方についてですが、ビジネスEメールの基本は「連絡メール」です。新人・若手にはまずこれだけ指導しましょう。これだけ覚えておけば、経験を重ねることで、他の文型も使えるようになってきます。

とにかく、新人・若手のメールは長くなってしまいがちなので、「簡潔に要件だけ」書かせるよう指導しましょう。とはいえ内容が不十分なメールは誰にとっても迷惑なので、お客様に出すメールは当面、指導者がチェックしましょう。

また、新人・若手自身にも、メールを書き終えたら、一度全体を見直して「思う」「だろう」「でしょう」などあいまいな表現がないかチェックさせましょう。

◆連絡メールの書き方個別ポイント◆

- ①件名は20字程度で、日時、用件を具体的に書く
- ②メール本文にも宛名を省略せず書く
「組織名」+「部署」・「役職」を、省略せず書きます。
- ③まず名乗りをお礼とともに書く
まず名乗り、その後、“先日はお忙しい中、お時間をいただき、誠にありがとうございます”など記述します。（時候のあいさつなどは省略）
- ④連絡事項は箇条書き、1行は30～35字、200字以内が基本
日時、場所、内容など、重要事項は必ず箇条書きで明記します。
- ⑤終わりは、「以上、××のほどよろしく願い申し上げます」
- ⑥メールの最後に署名を入れる
組織名・所属部署・名前、所属の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、あればホームページアドレスを入れます。

【農業経営】

農業経営における役員借入金は 資本の増強と見なしていいか

中央農業総合研究センター
農業経営研究領域 梅本 雅

1 農業経営における役員借入金の意義

農業経営における資金調達の特徴の一つとして、経営主、あるいは、その家族からの資金借入れがあります。これらは、一般に、役員借入金、あるいは、事業主貸しと呼ばれます。この経営内部からの資金調達は、法人経営の決算書では負債の欄に記載されますが、その特徴は無利子・無返済期限の調達資金という点にあります。このような性格から、この役員借入金は、これまで、資金繰りが逼迫した際の運転資金として、あるいは、機械・施設などを新規購入する際の資金として活用されてきました。

このような役員借入金の存在は、農業に限らず、信用力が低いために外部からの資金調達が困難な中小企業においても一般に見られる現象です。しかし、近年、経営環境の悪化が進む中で、簡便な増資と考えられていた役員借入金の性格は徐々に変化しつつあります。このような役員借入金や事業主貸しの性格の変化について中央農業総合研究センター農業経営研究領域の大室健治研究員が分析を行っていますので、その成果を紹介します。

2 稲作法人における役員借入金の実態

稲作を基幹部門とする法人経営 433 事例について財務内容の分析を行ったところ、全体の約4割の経営において役員借入金があり、また、その平均は2,096万円と、資本金の536万円を大きく上回っていました。役員借入れのあるグループ（以下、「役借り有り」と、ないグループ（以下、「役借り無し」）では、売上高（前者が

5,800万円、後者が5,600万円）や資本金（「役借り無し」は629万円）、さらに、資産規模に大きな差はみられませんでした。すなわち、経営内容としてはほぼ同じです。一方、この二つのグループで大きく異なるのは経常利益や総資本利益率といった収益性を示す指標であり、例えば、総資本経常利益率は、「役借り無し」が8%であるのに対して「役借り有り」は1.9%と低くなっています。さらに、自己資本比率をみると、「役借り無し」では約20%を確保しているのに対して、「役借り有り」では4.7%とかなり低水準にあり、役員借入金を資本に加えた修正自己資本比率で見て34.8%に達するというのが実態です。なお、総資産に対する長期借入金の比率は、「役借り無し」では43.3%ですが、「役借り有り」では37.7%と低くなっています。これは、「役借り有り」は自己資本比率が低いことから外部からの資金調達が困難なため、そのことが役員借入金を必要としていると言えるでしょう。

3 役員借入金増加の実態と背景

次に、具体的な経営事例をもとに、簡易な資本増強的性格を持っていた役員借入金が、経営収支の悪化の中で、資金繰りの役割を果たしつつその金額が急速に増加していく実態を紹介します。

A経営は、家族労働3名の下で、水稲10ha、麦類（小麦・大麦）と大豆をそれぞれ約20ha作付ける大規模水田作経営です。

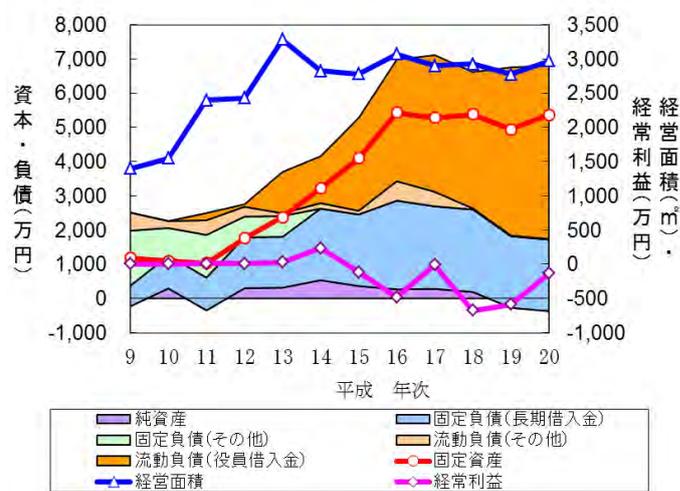


図 水田作法人経営における規模・所得の推移と資本・負債構成の変化

図は、この経営の平成8年から20年までの経営面積、農業所得、資本・負債等の推移を示したものです。本稿の主題は役員借入金ですが、図に示すように最初はそれはありません。法人化したのは平成6年ですが、11年には200万円近くを計上しているものの、翌年には70万円に減少しており、この段階では返済が図られています。このように役員借入金は一時的なものでした。

この経営の役員借入金が増加し始めるのは、平成13年以降です。この年から経営面積が大きく増加していますが、これは、水田農業経営確立対策の施行に伴い麦大豆の本作化が進められ、7.3万円/10aの助成金や水田高度利用加算により麦大豆の作付が大きく増加したこと、そして、A経営は、地域の転作田の麦大豆の耕作を担うことを要請されたからです。そのため、A経営では汎用コンバインなど麦大豆用の機械施設を新たに取得しました。機械等の購入に当たっては制度資金も利用しましたが、自己資金も必要なことから、それらは資本金の増加ではなく（資本金は300万円が変わっていません）、役員借入金で対応しました。図の固定資産額の推移からも明らかなように、平成13年から16年頃にかけての役員借入金の増加は機械施設に向けられたものと言えます。

本来ならば、この役員借入金は麦大豆の耕作面積の拡大に伴う収益の増加を通して返済されるべきものでした。しかし、図に示すように、平成15年から経常利益がかなり減少してきています。これは、①米価下落から米の売上高が減少したこと、②麦類や大豆の収益性が十分ではなかったことなどが影響しています。

このような状況の下で再び役員借入金が増加し、平成20年にはそれが5,000万円にも達するようになりました。負債・資本合計が6,800万円の経営において役員借入金が5,000万円を占めることは正常な状態とは言えません。経営者もこの問題は認識していますが、現状の収支状況では役員借入金の返済は困難であり、今後、機械の更新等も必要となる中で、それへの資金

の準備も検討せざるを得ない状況にあります。同時に、経営者の父（会長）が高齢となっていますが、役員借入金には会長からの借入れも多く、不測の事態における課税面での問題の発生も経営者は危惧しています。

4 役員借入金の性格の変化

農業経営における役員借入金は、簡便に調達できる資金であり、金融機関においても融資審査に当たってそれらを資本金に組み入れて自己資本比率を計算する場合があります。しかし、問題は、外部から返済を要請される資金ではないとはいえ、収益性が低下すると、返済したくても返済できないが故に長期にわたって償還されない資金となるという点です。また、役員借入金が増積しても、経営者には有利子負債の増加のように認識されず、そのため、経営者に財務状況が正しく把握されないまま財務悪化が進行するという事態も生じることになります。

このように考えると、役員借入金を自己資本の増強としてのみ理解するのは適切ではありません。この点で、役員借入金の実態やその動向、性格の変化について改めて検討することが必要と言えます。

なお、本項の内容について詳しくは、大室健治・梅本雅「農業経営における内部資金調達の実態と機能—稲作法人経営の役員借入金を対象として—」、2012年度日本農業経済学会論文集を参照して下さい。

〔農業経営〕

6次化ファンドへの期待と 資金調達の選択

（公社）日本農業法人協会事務局

§ ㈱農林漁業成長産業化支援機構が開業

6次化ファンド法（正式名称：株式会社農林漁業成長産業化支援機構法）は平成24年12月3日に施行され、平成25年2月1日には㈱農林漁業成長産業化支援機構が開業しました。

同時に、事業者に対して出資の業務を行うサブファンドの募集が開始され、各地でファンドの設立が相次ぐとみられます。

§ 6次化ファンドとは

この制度の支援対象は6次産業に取り組む企業（農林漁業生産を行わない企業）です。具体的には、農林漁業者と食品産業などのパートナー企業が共同で合弁会社（農林漁業者が議決権の過半を保有して事業の主導性を確保する会社）を設立して6次産業化に資する事業を展開する場合に、総議決権の2分の1以内で出資を行う、というものです。出資期間は最大15年と超長期です。

これまで農業法人は自社で直売、加工、流通などに取り組むケースが多かったと思いますが、高度な衛生管理、高次加工や多温度帯流通などへの対応ではノウハウや資金が不足するといった悩みがありました。

6次化ファンドの出資対象はパートナー企業との合弁会社です。この合弁会社を上手に活用すれば、パートナー企業が保有する高度なノウハウを活用して、付加価値向上のための新たな事業活動を迅速に実施できる可能性があります。

§ アグリ社の出資制度との比較

農業法人向けの公的出資制度としては、平成14年に創設されたアグリビジネス投資育成㈱による出資制度があります。こちらは主として農

業法人自らが経営改善を図る際に活用できる制度です。公的出資制度の活用を検討される場合はそれぞれを比較して、自社の経営発展にどちらの制度が適しているか選択してください。

§ パートナー企業選定の留意点

6次化ファンドの活用を検討される場合、信頼できるパートナー企業と合弁を組まないと予期せぬ事情で事業が頓挫するリスクがあるため、事前に提携内容やリスク分担、想定する投資回収期間などについて十分に話し合い、パートナー企業を選定するとよいでしょう。

【何年以内に黒字化できるか】

上場・公開企業などの株主総会では「3年以内に黒字化しない事業（子会社・関連会社を含む）は株主価値を棄損する。〇〇事業から撤退せよ」といった指摘が多々なされます。すると、経営陣は長い目で〇〇事業を育成したいと望んでも、早期の事業撤退を余儀なくされることがあります。

6次化ファンドの出資期間は最大15年と超長期ですが、合弁会社の事業が3年程度で黒字化しないと、パートナー企業側が途中で撤退する恐れがある、といったことも想定する必要があります。

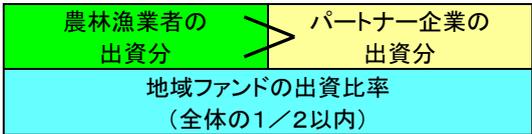
§ 出資と融資の違い

資金調達手段として出資と融資は混同されがちですが、出資とは「企業運営への参加」、融資とは「債権債務の発生」であり基本的な性格が大きく異なります。

資金調達に際しては、次の相違点をご確認のうえ、好ましい手段を選択してください。

	出 資	融 資
資金の提供者	共同経営者	債権者
B/Sの区分	資本金（資本の充実で信用力が向上）	借入金（負債の増加）
配 当	業績に応じて配当金を支払う（利益処分）	なし
利 息	なし	約定日に利息を支払う（費用計上）
その他	既存株主の了解、株主総会などが必要	担保・保証人を求められることがある

自己資本充実のための公的出資制度の比較

	(株)農林漁業成長産業化支援機構 を活用した出資制度 (平成 25 年スタート)	アグリビジネス投資育成(株)の 出資制度 (平成 14 年スタート)
狙い	農林漁業者とパートナー企業の合弁会社が行う 6次化事業へのサポート(6次化ファンド)	農業法人の自己資本の充実を促進して、 経営発展をサポート
出資主体	機構が出資するサブファンド(地域ファンド・テーマファンド)	アグリビジネス投資育成(株) (以下、アグリ社。)
原資	機構と民間が出資	日本公庫と系統機関が出資
支援対象者	六次産業化法第5条第1項に基づき総合化事業計画の認定を受けたもので、農林漁業者とパートナー企業による合弁会社(農林漁業者が議決権の過半を占めるもの) 【留意事項】 (1)出資制度の対象は、農林漁業を行う法人とは別に設立された法人であること(≠農業法人) (2)農林漁業者の100%出資会社(2次・3次部門を手がける農林漁業者が2次・3次部門を分社化して設立する法人)も支援対象となる (3)既に設立されている法人も(1)(2)に合致すれば可	(1)農業法人 注1) 株式会社(特例有限会社含む)、合資会社、合同会社、農事組合法人に限る。 注2) 農業生産法人に対するアグリ社の出資については、農地法の特例が適用される。 (2)農業に関連する事業(農畜産物の加工、流通、農作業の受託など)を営む法人 注) 株式会社に限る。
支援対象の支援基準審査基準	(1)機構法第22条第1項に基づき農林水産大臣が定める「支援基準」(平成24年12月11日付告示) イ 農林水産物、バイオマス等の農山漁村・農林漁業に由来する多様な地域資源を活用すること ロ 農林漁業を行う法人とは別に設立された2次・3次産業分野における農林漁業者主体の法人が、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用すること ハ 新たな価値創造により国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されること ニ 地域調和、農林漁業所得の確保、農山漁村の雇用創出、農林漁業経営の安定向上等を満たし、一定期間内に投資金の回収可能性が高いと見込まれること (2)投資金の回収可能性に関する「審査基準」は、それぞれのサブファンドで設定	(1)会社設立3年以上の法人 イ 資本の部がプラス(債務超過でない) ロ 経常利益が過去3か年平均で黒字 ハ 借入金の返済は当初条件どおり履行中 (2)会社設立3年未満の法人 イ 設立者の財務基盤が良好 ロ 事業計画の実現可能性が高く、かつ、農業等に関する技術に相当の経験を有する者が従事 (3)共通事項 イ 農業法人の場合は認定農業者 ロ 農業法人以外の場合は株式会社 ハ 会計は複式簿記で実施 ニ 今後利益を積み立て自己資本を充実 ホ 自己資本充実とともに出資配当を重視
資金使途	6次産業化のための事業活動に必要な資金	農業経営に必要な設備資金、運転資金
出資期間	最大 15 年 注) 出資金回収は、当該対象事業者への譲渡を優先して検討するなど、農林漁業者の意向に配慮して行う。	原則として 10 年 注) 出資金回収は、経営者自身や経営者から推薦された第三者等へ株式等を譲渡する方法で行う。
出資比率と出資限度	議決権を有する株式総発行数・口数の1/2以内  注) 出資単価は、合弁会社の設立時は「額面」、追加増資の際は「時価」を適正に評価した「価格」等となる。	(1)総発行株・口数の1/2以内 注) 農業生産法人にあっては無議決権となる。 (2)出資の単価は「額面」ではなく、行政庁から認められた方式で計算する「時価」とされる。 したがって、払い込まれる出資額は、「1株・口数当り時価×取得株・口数」となる。 注) これまでの平均出資額は1法人 29 百万円
増資前の手続き	右と同様の手続きが必要	(1)法人側で株主総会、変更登記等を実施 (2)アグリ社・法人・法人経営者で投資契約書を締結
増資後の手続き	右と同様の手続きが必要 (サブファンドが議決権を行使する際は、出資する農林漁業者及び当該対象事業活動に関連する農林漁業者に配慮する)	経営状況等についてアグリ社に報告、相談 (アグリ社が議決権を行使する際は、基本的に経営陣の経営方針を尊重する)
配当	業績に応じて配当を支払う	業績に応じて配当を支払う
その他	機構の資本金劣後ローンを利用することができる。(出資対象法人は、農業を行う法人ではないため、スーパーL資金など生産者向けの制度資金は利用できない)	農業法人であれば、スーパーL資金など農業関係制度資金を利用できる。
相談先	(株)農林漁業成長産業化支援機構 投融資本部 TEL:03-5220-5885(代)	アグリビジネス投資育成(株) 投資育成第一部 TEL:03-5283-6688(代)

〔法務〕

契約について

寺本法律会計事務所
弁護士 磯井 美葉

§ 契約について

今回は、法律問題の基礎に戻り、契約に関するご説明です。

契約というと、難しい印象を持つ方もいるかもしれませんが、例えばお店でアイスクリームを買うのも一種の契約（売買契約）です。テレビの通販番組で商品を注文するのも売買契約です。一方、金融機関から融資を受ける契約（金銭消費貸借契約）や、建築業者に建物を建ててもらふ契約（請負契約）など、少し規模の大きな契約もあります。

お店でアイスクリームを買うのに契約書を作成することはまずないでしょうが、通信販売などでは申込書や契約書を書いて送ることもありますね。また、融資、建築、不動産売買等の契約では、契約書を作り、印鑑を押します。従業員を雇うのも、重要な契約（雇用契約）です。（なお、法人と取締役等の役員との関係は、総会での選任等がありますので、通常の契約とは少し違いますが、お互いの関係は、会社が役員に経営を委任する委任契約の関係にあるとされます。）

このように、日常生活には、大小さまざまな契約があります。契約とは、つまるところ人と人との約束で、両方の当事者が、それぞれの意思に基づき、同じ内容で合意することで成立します。そして、自分の意思で合意したからには、それを守ることが求められますが、同じ内容で合意していたつもりでも、実は思っていたのと違ったとか、何かの事情で約束を守ることができなくなったなどの場合に、トラブルになるわけです。

§ 契約と法律

契約については、民法や商法をはじめとする法律に、多くの規定があります。

しかし、契約に関する規定の多くは、必ずしもこのとおりに従わなければならないものではなく、当事者同士があらかじめ違う内容で合意していれば、合意の内容の方が優先します。

例えば、民法606条は賃貸借契約に関して「賃貸人（貸主）は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。」と定めていますが、建物の貸主と借主が、契約の中で「建物内の設備の故障については、借主が修繕する」と合意していた場合は、民法の規定にかかわらず、借主が修繕の義務を負うこととなります。この場合の民法の規定は、当事者間で、あらかじめこのように具体的な合意がなく、かつ、修繕をめぐってトラブルになった場合に適用されることとなります。

このように、契約の締結や内容は、原則として当事者の自由に委ねるのが、自由市場経済における法律の原則となっており、契約に関する法律は、当事者の合意内容が明確でない場合に、初めて適用されます。

また、民法では、典型的な契約として、13種類の契約に関して規定しています。具体的には、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用（雇傭）、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解です。典型的といっても、普段の生活ではあまり見慣れないものもありますが、契約のパターンから、類型的・代表的なものをあげているので、このようになっているのです。

しかし、これらの類型に当てはまらないものも、当事者同士の合意が成立し、その内容が反社会的でなければ（公序良俗に違反していなければ）有効です。法律に直接の規定はないものの、最近よく利用されているものの例として、リース契約、フランチャイズ契約などがあります。

とはいえ、このような契約についても、まったく法律の適用がないわけではなく、民法や商法の中の、契約の成立や効力、解除などに関する一般原則が適用されます。

また、法律の条文によっては、当事者の合意に優先するものもあります。

例えば、100万円以上の貸金については、利息は年15パーセント以下でなければならないという法律があります。この場合、いかに当事者が

互いに合意していても、これより高い金利の約束は法的に無効となります。これは、金を借りる人が弱い立場に置かれることが多いため、政策的に利息を制限しているものです。同じように、住居の賃貸借などでも、賃借人の保護のために、当事者の合意に優先する規定がいくつかあります。

麻薬を売るなどの契約も、違法であり、法律上有効となりません。通常の売買では、売主が物を渡さなければ、裁判で物を渡せという判決をもらうことができますが、麻薬を買主に渡せという判決は出ないということです。このような契約は、公序良俗違反として無効とされます。

アグリビジネス経営塾第543号（平成24年9月13日発行）の更新

〔法務〕

売買契約について

寺本法律会計事務所
弁護士 磯井 美葉

前回、契約に関する基本的な考え方をご説明しました。

今回は、引き続き、売買契約に関する法律上の規定についてご紹介したいと思います。

売買契約は、日常生活の中でも最も多く使われる契約の一つで、民法及び商法にもいくつかの規定があります。農協を通じて農産物を市場に卸したり、契約取引で加工業者や飲食店、スーパーに販売したり、通信販売で消費者に販売したりするのは、いずれも売買です。

前回のご説明とも重なりますが、契約の内容に関しては、当事者同士の合意が尊重され、法律上の規定は、当事者の間に具体的な取り決めがなく、トラブルになった場合に、はじめて適用されます。

たとえば、農産物を加工業者に販売する場合、価格（あるいは、市場価格と連動させるなどの、価格の決定方法）や納品・代金支払の方法などについては売主と買主で合意ができているのが

通常だと思えます。契約書を作成していなくても、口頭の取り決めでも契約は成立しますし、何となく共通認識があって、当事者のどちらも異議を唱えていないような場合（黙示の合意が認められる場合）も、その内容で契約が成立します。

では、納品や代金の支払時期の合意がなかった場合はどうでしょうか。この場合は民法の出番で、民法 533 条は、当事者双方が契約上の義務（債務）を負う場合、一方は、相手から義務の履行を受けるまでは自分も義務の履行を拒否することができる、としています。また、573 条は、納品期限が定められている場合は、代金支払も同じ期限と推定する、としています。このため、納品と支払は同時に行うべきものとされ、お互いに、納品を受けるまでは支払をしない、支払いを受けるまでは納品しない、ということができます（同時履行の抗弁権）。

では、例えば贈答目的の果物を出荷したら、虫食いや傷があったとクレームが来た、という場合はどうでしょうか。このような場合をあらかじめ想定して、お互いに対処方法を決めているケースは、日本ではほとんどないと思えます。この場合、民法 415 条によれば、売主は、きれいな果物をあらためて引き渡すか、それができないときは損害賠償をしなければなりません。もしこれが、結婚式の引き出物など、特定の時期でないといけないものなのに間に合わなかった場合には、民法 542 条により、契約全体が解除され、代金の返還や損害賠償をしなければならないかもしれません。

なお、損害賠償として、卸商や小売店の売り上げ分を支払わなければならないかという点は、難しい問題です。小売店が贈答品としてすでに全数の注文を受けていた場合は、贈答品としての売上額が損害といえるかもしれませんが、店頭と並べるものだったならば、全部が売れるかどうかわかりませんので、仕入れ代金と返品にかかった送料や倉庫料程度しか損害として認められないこともあります。

ところで、上記は民法に基づく結論です。しかし、取引の過程でこのようなトラブルが起きた場合、必ずしも法律によらずに、新たに相手と解決方法について話し合って合意することも

できます。贈答品としては販売できなかったが、一般の商品として値段を下げれば売れるので、元の代金の6割を支払ってもらおう、というような例です。農産物は生ものであることが多いため、このような解決もよくあります。誰にも落ち度がなくても、天候不良で出来高が悪いこともあり、その対処についても後からお互いに話し合うことはよくあります。文書での契約ならば、「双方誠実に協議する」などという文言をあらかじめ入れておき、具体的な対処方法はそのときの事情に応じて決めることもあります。

アグリビジネス経営塾第552号（平成24年12月6日発行）の更新

〔法務〕

消費貸借契約について

寺本法律会計事務所
弁護士 磯井 美葉

今回は、消費貸借契約についてご説明します。消費貸借契約は、主に金銭の借りに使われる契約方式です。

貸し借りに関する契約類型は、民法の規定によれば3種類あります。賃貸借は、賃貸建物などというように対価を払って物を貸し借りする契約で、使用貸借は主に無償で物の貸し借りをする契約です。

消費貸借は、現代では主に金銭の貸し借りを主にしますが、なぜ消費貸借というかといいますと、この場合、借主は、相手から受け取ったもの自体は自分で消費してしまうからです。例えば友人に車を無料で借りたり（使用貸借）、レンタカーを借りたり（賃貸借）した場合、借りた車を相手に返すと思います。しかし、消費貸借の場合は、相手から受け取ったものは借主が消費し、返すときには同じ種類の別のものを調達して貸主に返すのです。消費貸借は、現代では金銭の貸し借りによく使われますが、種々の貸し借りのような場合も消費貸借です。

消費貸借に関する規定は、民法にいくつかあ

ります。特徴的なのは民法587条で、消費貸借の効力が生じるためには、物（金銭）の受け取りが必要とされています。考えてみれば、貸し借りについていくら合意していても、実際に物を受け取っていなければ、返す義務は生じないのですから、このこと自体は当たり前かもしれません。他方で、物（金銭）の授受はまだ行われていなくても、貸し借りについて双方で相当具体的な合意ができている場合に、急に貸主が「やっぱり貸さない」と言い出すと借主が困ることもあり得ますので、状況に応じて、このような合意に効力が認められる場合もあります。

消費貸借には、準消費貸借と呼ばれるものがあります（民法588条）。これは、例えば売買代金の支払を延期してもらいたい場合に、借用書に書き直して支払時期と遅延利息を決めるような場合です。もともとの原因は貸し借りではありませんが、特定の金銭等を支払う義務がある場合に、その給付義務を消費貸借契約に構成し直す場合をさします。

主に金銭の貸借に利用される消費貸借契約に関して、もう一つ重要なのは、利息に関する制限です。利息制限法では、金利を元本額に応じて制限しており、10万円未満の場合20パーセント、10万円以上100万円未満の場合18パーセント、100万円以上の場合15パーセントとなっています。また、通常の弁済期までの利息とは別に、支払いが遅れた場合には遅延損害金を課すこともありますが、こちらにも制限があり、元本に対して、制限利息の1.46倍以下でなければなりません。

なお、利息制限法とは別に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律では、年利20パーセント以上の貸し付けをした者は、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、もしくはその両方という刑罰を受けることになっています。かつては、貸金業法に定める登録をしたサラ金業者等の貸金業者が、年利29.2パーセントまでの利息を受け取ることが、一定の要件のもとで許される制度になっていましたが、多重債務者の増加に伴い、規制を厳しくするために、平成22年6月から改正法が適用されました。

〔法務〕

賃貸借契約について

寺本法律会計事務所
弁護士 磯井 美葉

今回は、賃貸借契約についてご説明します。

賃貸借契約は、アパートを借りる契約や、レンタルビデオ、レンタカーなど、お金を払って物を借りる契約全般を指します。前回ご説明した消費貸借契約は、金銭の貸し借りのように、現実に借り受けたものは消費し、代わりに同じ価値のものを返還する契約ですが、賃貸借は、借り受けたそのものを返還するところが違います。また、知人間での道具の貸し借りなど、無料で借りるケースは、使用貸借契約と違って区別されます。

賃貸借契約について、基本的な条文は民法の中にありますが、このほかに重要なのが、借地借家法と農地法です。借地借家法は、建物の所有を目的とする土地や、建物の貸し借りに関して適用される特別の法律です。農地法は、農地や採草放牧地の貸し借りについて、やはり特別な規定を置いています。

借地借家法も、農地法も、現実の賃貸借契約において、借主は、土地や建物の所有者である貸主と比べて、より弱い立場に置かれていることが多いため、借主である借地人、借家人を保護するための制度であると言われていています。土地や建物は生活や事業活動の基盤であるため、強い立場にある地主や家主の都合によって奪われないように、制限したのです。また、特に、建物所有を目的とする土地の賃貸借では、地主から土地の明け渡しを求められた場合、借地人が土地上に建てた建物を取り壊して明け渡すこととなりますが、これを頻繁に認めると、借地人にとって負担が大きだけでなく、建物という社会的な資源も無駄になりかねませんので、契約期間などに特別の規定を設けて制限しています。

このような規制は、明治時代、大正時代から認められてきました。他方で、特に借地借家法

に関しては、社会の変化に伴って、古い法律では借地人や借家人の保護ばかり強調され、一度他人に土地や建物を貸すと、なかなか返してもらえないため、かえって土地や建物の所有者が他人に貸すのを嫌がり、有効活用の妨げになるという問題も生じていました。このため、もともとあった借地法、借家法、建物保護法をまとめ、規定を整理して改正したのが、平成3年にできた現在の借地借家法です。但し、借地借家法の施行（平成4年8月1日）より前から設定されている借地権、借家権の更新等に関しては、古い法律が適用されます。

借地借家法が適用されるのは、建物を所有するための土地の賃貸、または建物の賃貸であり、事業用か居住用かは特に区別されていません。一方、イベント期間中などのごく一時的な使用のための借地または借家には、借地借家法は適用されません。また、駐車場などは、民法による一般原則が適用されることとなります。

では、農業用具や資材、集荷した農産物を置くために土地を借り、雨よけのために、柱と屋根だけの簡単な構造物を建てたい場合はどうなるのでしょうか。

判例では、「建物」について、固定資産課税台帳上の建物としての登録や、不動産登記簿上の建物登記の対象であることは必ずしも必要でなく、一般通念に従って判断すべきとしています。

たとえば、農産物の集荷場として使用する目的の建造物で、雨や直射日光を避けるための簡易な覆いのため、土地に丸太を立て周囲の一部をトタンで囲ったにすぎないバラック構造のものは、建物とはいえないとした例があります。

民法、借地借家法、農地法等による賃貸借契約の内容は次回ご説明します。

消費税の増税は農業経営にどう影響するか

公益社団法人 日本農業法人協会

1 消費税増税と低所得者対策の影響をどう予測するか

平成24年8月10日、民主党、自民党、公明党の3党合意に基づいて修正された消費税法改正法が通常国会で可決・成立し、同月22日に公布された。

同法は経済情勢を考慮しつつ、一定の条件付きで現行5%の消費税率を、平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%に段階的に引き上げる内容だ。

消費税の増税は社会保障の安定財源を確保することを目的とした措置であるから、税収は社会保障財源に充てられる。

また、消費税増税が国民生活に与える影響を緩和するために、何らかの低所得者対策も予定されている。

ここで想定すべきは、消費税の引上げと、新たな低所得者対策によって、事業者の商取引や納税事務に大きな影響が及ぶ可能性があるということだ。

農業経営にとっても心配なことがある。

例えば、販売先との力関係で消費税を適正に価格転嫁できるだろうか。

国産農産物と輸入農産物の購買行動に不利な動きは出ないだろうか。

納税額の新たな算出ルールで事務負担の増加や不利な商取引を強いられないだろうか。

予測される問題に備えるには、消費税の現行の仕組みを確認したうえで、消費税引上げが及ぼす影響について情報交換をし、内外に問題・課題を提起していく必要がある。

(参照)：[資料1] 付加価値税率の国際比較 (財務省作成)

2 現行の消費税納付額はどのよう計算されているか

まず、現行の消費税の課税の仕組みを確認しておこう。

現行の納税額の計算には「帳簿・請求書等保存方式」が採用されている。

ただし、小規模事業者等の事務負担を軽減する観点から免税制度を始めいくつかの特例制度が認められている。

概要は以下のとおりだが、これが増税によってどのように変更されるのだろうか。

(1) 通常の納付額計算ルール

単一税率の日本で採用されているのは「帳簿・請求書等保存方式」である。

したがって、納税者は自ら作成する帳簿上の数字を積み上げて、消費税納付税額を「(課税売上に係る消費税額) - (課税仕入に係る消費税額)」として計算する。

また、現行方式では、免税事業者(売上高1千万円以下の事業者)からの仕入であっても仕入税控除が認められる点が特徴だ。

一方、複数税率が導入されている欧州などでは「インボイス方式」が義務付けられている。

<消費税計算の2つの方式>

「帳簿・請求書等保存方式」	請求書等の保存を前提に、納税者が作成した帳簿に記載した税額を控除できる方式
「インボイス方式」	課税事業者が発行する書類に記載された税額のみを控除できる方式

(参照)：〔資料2〕主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要、〔資料3〕「請求書等保存方式」と「インボイス方式」(財務省作成)

(2) 小規模事業者等への特例

納税事務の負担軽減への配慮から次の特例制度が導入されているが、実取引と納税処理に差異があることで、益税が発生するなどの問題も指摘している。

イ 免税制度

基準期間の課税売上高が1千万円以下の小規模事業者は、免税事業者とされている。

ロ 簡易課税制度

基準期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、みなし仕入率(業種に応じて50、60、70(※農林漁業)、80、90%)を用いて仕入税額を計算することができる。

ハ 95%ルール

課税期間の課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上である事業者は、仕入税額を全額控除することができる。

3 消費税が有する構造的な特徴と問題

消費税については従来から①逆累進性、②価格転嫁、③納税事務負担などの特徴・問題が指摘されている。

税率の引上げに伴って、これらは商取引や会社経営に必ず影響を及ぼす。

これら諸課題への対策については、平成25年2月に与党内で協議がスタートしている。

逆累進性	<p>高所得者にも低所得者にも同一税率で課税されるため、所得が少ない人ほど税負担が重くなる。</p> <p>各政党・団体が低所得者対策に言及するのはそのためだが、消費税の逆進性を緩和する方策とはどのようなものか。一般的には次の4つが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低所得者への給付付き税額控除(所得税控除+控除困難分は給付) ② 食料品など生活必需品への軽減税率 ③ 低所得者への給付制度 ④ 高所得者への累進的な負担増 <p>政党別では自民党と公明党は②を、民主党は①を主張している。</p> <p>①は理想的だが、前提として納税者番号制度が創設されないと導入は困難である。個人の所得・納税のデータ管理が強化される納税者番号制度に対しては警戒する意見も多く、導入は簡単ではない。</p> <p>②はEUやOECD諸国で広く導入されている。ただ、品目ごとの線引き、インボイスの導入による納税額算出ルールの変更、インボイスの発行が認められない免税事業者(売上高1千万円以下)が取引から除外される懸念など、制度設計上の課題は多い。自公政権は税率が10%になる平成27年10月に軽減税率を導入する方針で一致しており、内容の詳細について今年末の26年度税制改正までに結論を出す予定だ。</p> <p>JAグループは②の一種として「農産物にゼロ税率導入」を要望している。これは低所得者対策だけでなく、大きな購買力を持つ流通業界のバイイングパワーに対して「農業者が価格転嫁をすることは困難であろう」ことを見越した農家保護が狙いでもある。</p> <p>我々日本農業法人協会がまとめた平成24年3月政策提言では、食料品購</p>
------	---

	入カードの配付が好ましいとしている。これは③の一種である。
価格転嫁	<p>生産者と大口需要者との取引では、大口需要者の立場が相対的に強いため、生産者が消費税を価格転嫁しにくいとの指摘が多い。消費税を価格転嫁できない生産者は、消費税分の負担を強いられ収益が圧迫される。</p> <p>価格転嫁については国による監視強化や違反者への勧告を盛り込んだ特別措置法案の国会提出が予定されているが、食品価格がデフレ圧力にさらされている状況において、その実効性が担保されるのか憂慮される。</p>
価格表示	<p>業者間取引は「外税取引」が主流だが、「内税取引」も混在している。一方、消費者への小売段階では、平成 16 年 4 月から「総額表示（内税取引）」が義務付けられている。</p> <p>「総額表示」は支払総額が明快である一方、消費者が本体価格と税負担額を認識し難いという欠点を持っている。</p> <p>消費税の増税が社会保障財源の確保を目的とするのであれば、その税金の額を国民が認識するためにも、外税表示の方が望ましい。</p> <p>「総額表示」で危惧されるのは、小売業者側が店頭の総額表示価格を 100 円に据え置いて農産物の納品を求めてきた場合、消費税率が 5%→8%→10%と引上げられる過程で農業者側が「量目を減らす」などの手を打てないと、価格転嫁ができないことだ。</p> <p>農業を含めた中小零細企業からみると「小売段階も外税表示とされる方が価格転嫁は円滑に進む」とみるのが妥当であろう。</p>
納税事務のルール	<p>複数税率が導入されると「記帳・請求書等保存方式」から「インボイス方式」に変更されるだろう。インボイスの発行だけなら、これまで納品書や請求書を発行している法人経営なら比較的容易に対応できる。</p> <p>しかし、今でも「外税取引」と「内税取引」の区分に応じて伝票処理をするなかで、さらに複数税率に対応した処理が重なってくる。とすると、やはり事業者の経理事務はより複雑になることは覚悟せざるを得ない。</p> <p>もう一つ大きな心配がある。免税事業者はインボイスの発行が認められない可能性が高い。これは、課税事業者が免税事業者から仕入した場合に仕入税額控除が認められなくなることを意味する。そうなれば、免税事業者からの仕入は敬遠され、免税事業者は通常の商取引から排除されてしまうのではないか。インボイス方式ではこの点も心配される。</p>

4 事例ごとに影響を予測

当協会発行の「アグリビジネス経営塾第 549 号(平成 24 年 11 月 8 日発行)」では、森剛一税理士が消費税引上げによる影響について言及している。その後、日本農業法人協会の全国の会員からも色々な意見が届けられている。

ここでは、これらの指摘や意見をヒントにして事例ごとに影響を考えてみたい。

(価格転嫁について)

Q 1 消費税を農業者が円滑に価格転嫁できるのか。

① 日本経済が長期のデフレ下にあることから、価格転嫁の問題が最も心配される。農業法人でも流通業者との力関係では非常に弱い立場にある。

農産物や加工品を買ってもらう流通業者との力関係で価格転嫁ができなければ、消費税引上げ分を値下げ販売することになり、収益性と資金繰りを悪化させる。

② これについて、政府は平成 24 年 10 月 26 日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針」をとりまとめた。自民党は価格転嫁を阻害する行為（減額、買ったたき、役務提供等の強制）や国による検査、公正取引委員会による是正勧告を柱とした特別措置法案のとりまとめを 2 月下旬にスタートさせ、平成 25 年の通常国会に法案が提出される見通しだ。しかし、こうした対策だけで価格転嫁が円滑に進むだろうか。

③ 価格転嫁でネックになる大きな障害は小売段階の「総額表示」である。消費税率が引き上げられると「総額表示」の価格は引き上げなければならない。しかし、小売段階では便乗値上げの誤解を避けるため「総額表示」の価格を簡単に引き上げない可能性がある。消費税還元セールとして P R されるかも知れない。この懸念を払拭するには、消費者段階を含めて「外税表示」で統一するのが最も効果的である。消費者は税抜価格で買い物を選び、レジでまとめて消費税を課税すれば問題はない。

ただ「総額表示」は平成 16 年に国が導入した制度であり、これを「外税表示」に変更するには相当なパワーがいる。

(注)総額表示の例

次のような類型があるが、食料品はほとんどが(a)の表示方法で税額を認識できない。

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| (a) 980 円 | (d) 980 円(税抜価格 934 円) |
| (b) 980 円(税込) | (e) 980 円(税抜価格 934 円、税 46 円) |
| (c) 980 円(うち税 46 円) | |

④ 一方、業者間取引は「外税取引」と「内税取引」が混在しているが、中小零細経営が太宗を占める農業法人の価格転嫁を実効性のあるものとして担保するには、業者間取引は「外税取引」を義務化すべきであろう。中小零細経営が販売先と取引する際は税抜価格で契約し、取引高に応じて消費税を計算することに統一すれば、行政が実施する検査などの監視活動も容易になる。

【まとめ】消費税の価格転嫁には、業者間取引に「外税取引」を義務化すべきである。そのうえで行政による監視活動を強化しないと実効性が担保されないのではないか。さらに、円滑な価格転嫁を促すには、業者間取引～小売段階までを「外税取引・表示」に統一することが望ましい。

(複数税率について)

Q 2 食料品に軽減税率を適用する場合、その適用範囲をどこで分けるのか。

① 軽減税率は生活必需品への税率を軽くすることで低所得者に配慮するのが目的だ。諸外国では高級食料品や嗜好品、外食は軽減税率の対象外とされているケースが多い。

(注 1) フランスの例：バター、バターチョコチップクッキー(ショコラの少ないもの)、冷凍餃子は 5.5%。惣菜は 7%。ショコラ、チョコクッキーは 19.6%。

(注 2) イギリスの例：食料品はゼロ税率だが、嗜好品や惣菜は 20%。

国産の食料品でも、高級和牛、ギフト用の高級フルーツ、高糖度トマト、松茸、本マグロ、などは贅沢品に類する。こうした品目を含めた全食料品に軽減税率を適用すると、低所得者対策だけでなく、高所得者の税負担を軽減する効果が生まれてしまう。

では高級品や嗜好品は除外し、一般の食料品のみに軽減税率を適用するとしよう。そうすると、輸入ビーフなど安価で販売される輸入食品は全て軽減税率が適用される一方、一部の高級な国産食料品には一般税率が適用される。そうなれば、消費者の購買行動は輸入農産物を使用した安価な商品に向かってしまう。

② 国内農業を保護するために、輸入農産物を除外して国産農産物だけに軽減税率を適用するというアイデアがあるが、貿易摩擦を引き起こすため採用は困難であろう。

- ③ 仮に、すべての食料品に軽減税率（現行の5%）を適用すると、飲食料品は課税ベースの4分の1を占めるため、標準税率の10%をさらに引き上げないと想定した税収（社会保障財源）が確保できなくなる。JAグループが要望する食料品ゼロ税率も、標準税率が一層引き上げられる副作用を想定しないとイケない。

【まとめ】軽減税率は適用品目の線引きが難しく、場合によって国産農産物の購買行動に不利な影響を及ぼす可能性がある。また、軽減税率が導入されると想定税収の減収を招くため、標準税率（10%）をさらに引き上げる議論が前倒しされることを覚悟しないとイケない。

Q3 軽減税率が導入されると業者間取引にどのような影響が出るか。

- ① 軽減税率が導入されると「インボイス方式」で納税額を計算することになると思われる。課税事業者はインボイスを発行して、消費税納税額はインボイスを積み上げて「（課税売上に係る消費税）－（課税仕入に係る消費税）」で計算する。
インボイスはこれまで発行している納品書・請求書に課税事業者登録番号を付したうえで、品目毎の本体価格、適用税率、税額を表示して取引合計額を集計するような内容と思われる。

納品書 兼 請求書				(課税事業者番号 212 3654 876)	
株式会社 ○○商事 様			有限会社 □□農産		
品目	数量	単価	金額	消費税率	消費税額
こしひかり	200	350	70,000	5.00%	3,500
ミルキーQueen	150	340	51,000	5.00%	2,550
もみ殻くん炭	80	800	64,000	10.00%	6,400
合計			185,000		12,450
			消費税額		12,450
			総計		197,450

しかし、免税事業者はインボイスを発行できない（または消費税額の記載ができない）。これは、課税事業者が免税事業者から仕入をすると仕入税額控除を受けられず、課税事業者は売上消費税の全額を自社負担することを意味する。

このことから、インボイスが導入されると小規模経営である免税事業者が業者間取引から排除されることを懸念する指摘がある。

- ② 一方、経営の多角化で近隣農家の生産物を仕入販売、集荷販売している農業法人では、免税事業者からの仕入れが避けられない。稲作法人には近隣稲作農家の米を集荷しているケースが多い。その場合、農業法人は仕入に係る消費税相当額を控除できずに、消費税の負担が大きくなる。

森剛一税理士は、土地利用型農業の法人経営が支払う畦畔の草刈りなどの圃場管理費、農事組合法人が支払う従事分量配当のほとんどは免税事業者に対する支払いになるため、インボイス方式になると仕入税額控除が認められなくなり、これらの農業法人の税負担が重くなると指摘している。

【まとめ】複数税率制で「インボイス方式」が義務化されると、免税事業者が取引から排除される可能性がある。また、免税事業者からの仕入が避けられない企業は、仕入税額控除ができずに税負担が重くなる。

(複数税率と外食)

Q4 外食は生活必需品と認められず標準税率の適用とされる場合、フードコートや立食いソバ屋、コンビニ内の飲食スペースなどの取り扱いはどうなるのか。

① 飲食サービスを提供する営業を外食とするなら、フードコートや立食いソバ屋はセルフ形式でも外食営業に該当し、高い標準税率が適用される。

一方、コンビニの飲食スペースは購入した弁当を消費者が飲食する場所なので、弁当販売は食料品の購入(物販)として軽減税率が適用される……ののだろうか。

② 弁当は軽減税率、外食は標準税率となれば、もしかするとフードコートは弁当売場に改装され、となりに共用休憩室が設置されて家族連れやカップルが弁当を食べるような光景が増えるのだろうか。

あくまでも想像であるが、お皿と弁当容器の違いで税率が異なるとなると、まか不思議な光景が出現するかも知れない。

【まとめ】飲食サービスと物販の境目は微妙で、境目の決着次第によってはビジネススタイルが変化するかもしれない。

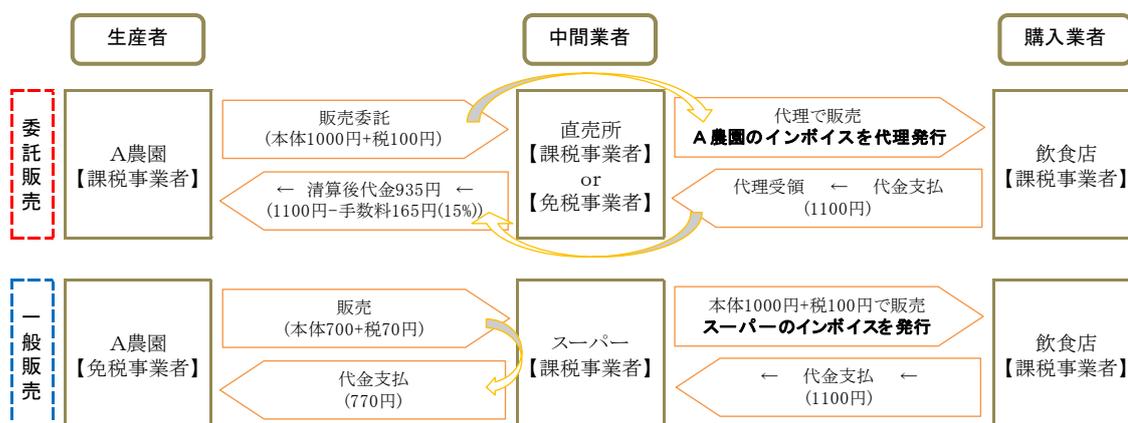
(複数税率と委託販売)

Q5 日本では市場やJA、直売店を通じて委託販売される農産物が多いが、複数税率とインボイスの導入によってどのような影響を受けるか。

① 我が国ではJAや市場、直売所を通じて農産物を「委託販売」することが多い。その時、インボイスを誰がどのように発行するのだろうか。6次産業化で増加している直売所を通じた「委託販売」と、スーパーへの「一般販売」を比較してみよう。

下図の「委託販売」では、飲食店に販売するのはA農園になる。直売所は委託販売の仲介業者としてA農園から15%の手数料を得るとともに、飲食店が課税事業者なら、A農園に代わってA農園の課税事業者番号を記載したインボイスを代理発行することが必要になる。

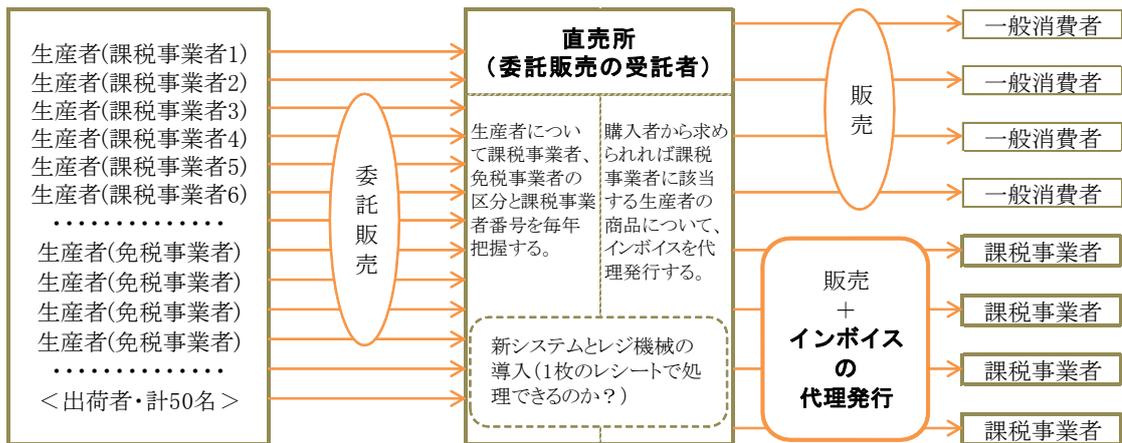
一方、「一般販売」では、A農園の農産物はスーパーが購入し、飲食店に販売するのはスーパーである。この場合に飲食店が必要とするインボイスはスーパー自身が発行すればよい。



② 心配されるのは農業者やJAが運営する委託販売を仲介する直売所のレジシステムである。直売店の来店者の多くはインボイスを必要としない消費者であろうが、課税事業者である飲食店が食材仕入に来店した際にはインボイスが必要になる。

現行の直売所のレシートには生産者番号、商品名、単価等が1枚にまとめて印字されているが、複数税率になるとバーコードで課税事業者と免税事業者を判別して、課税事業者である生産者分についてのみインボイスを代理発行するレジシステムが必要

になる。多くの生産者と来店者をつなぐシステムはかなり複雑になるのではないだろうか。



③ ①と②の影響を考えると、複数税率とインボイスの導入によって、システム開発に対応できない直売所の「委託販売」は継続が困難になるのではないかと。すると農産物の流通形態が「委託販売」から「一般販売」に一層シフトすることになる。

大手流通業者やJAグループが独自に複数税率に対応したシステムを開発して、農業生産者はいずれかにグループ化されていくことも考えられる。

こうした事態は農業者の発言力の低下を招き、国が進める6次産業化は大きく後退する。

【まとめ】複数税率とインボイスは「委託販売」市場に大きな試練となる。流通業者による農業者のグループ化などをひき起こす可能性もある。

5 まとめ

ここでは消費税増税の実施方法によって、事業者が受ける影響について言及した。

納税は国民・事業者の義務であるが、消費税を価格転嫁できない、あるいは商取引に大きな変更を余儀なくされた、ということになれば、食料の生産と安定供給を担う農業経営体にとって経営の競争力を消耗させることになりかねない。

増税の具体的な実施方法と激変緩和策を巡って新政権で議論が本格化していくが、日本農業法人協会では農業経営への影響を予測しながら、情報発信を続けていきたい。

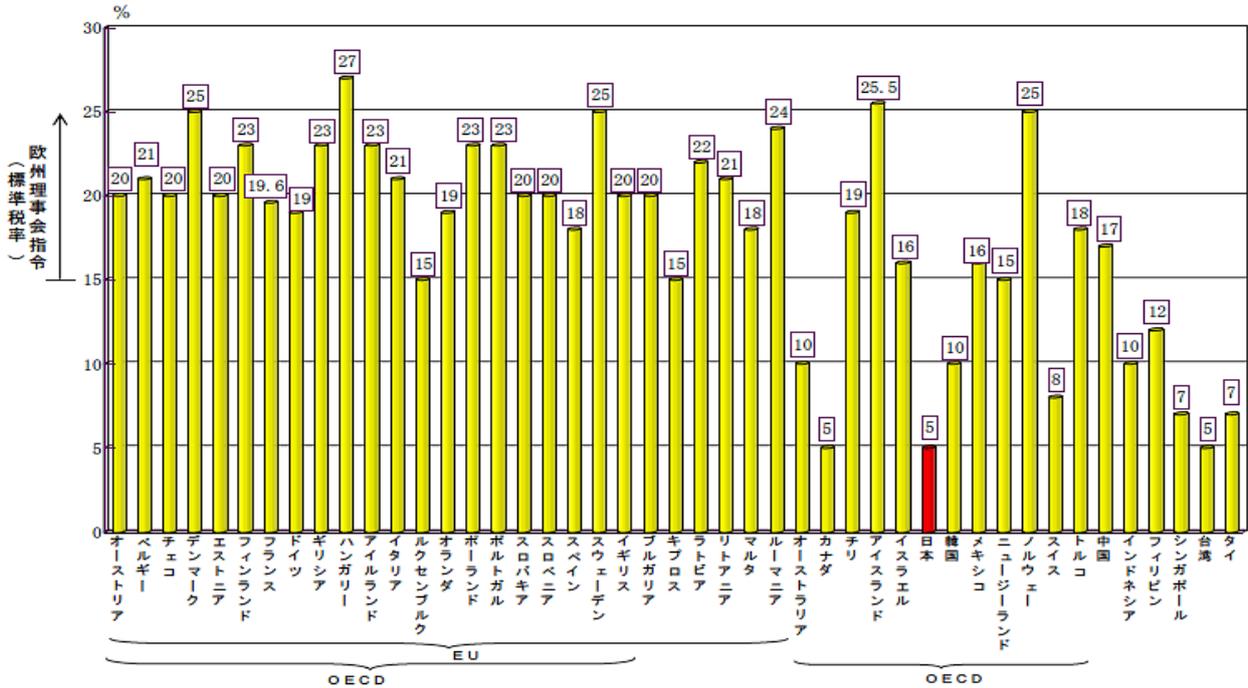
時期	税率	政府与党の動向(予測)	筆者の意見
平成25年 夏 年末	5%	①消費税の転嫁対策を決定 (価格転嫁のための特別措置法を制定)	▶転嫁には外税表示への統一が望ましい。特に、業者間取引は外税取引を義務とする。
		②低所得者対策を決定 5%→8%では、暫定的に簡素な給付措置 8%→10%では、軽減税率の導入を検討	
平成26年4月1日	8%	低所得者に簡素な給付措置	
平成27年10月1日	10%	軽減税率の導入か	

[専務理事 菊池 潤]

〔資料 1〕

付加価値税率(標準税率)の国際比較

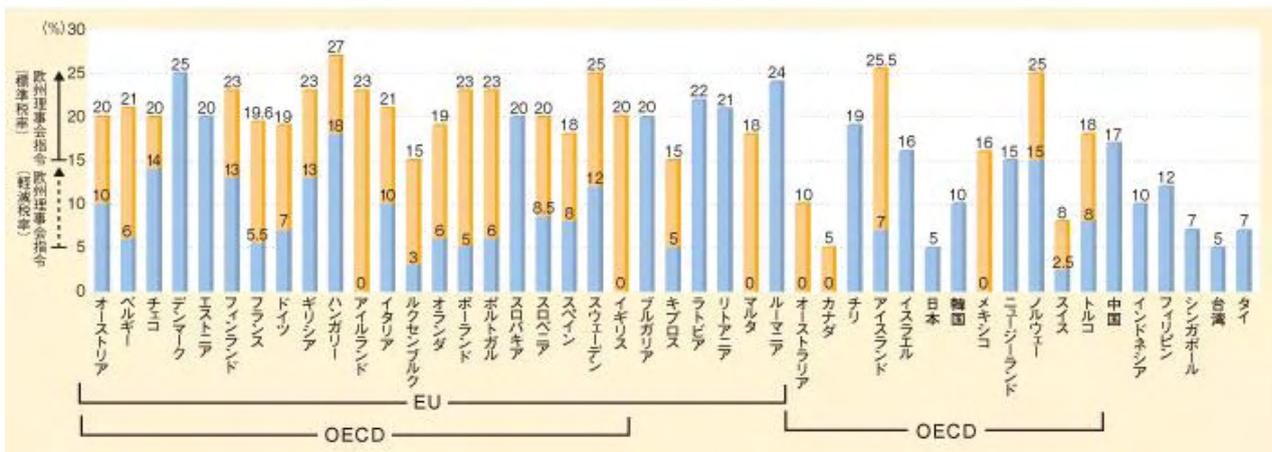
(2012年1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率 5%のうち 1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課される(例:オンタリオ州 8%)。
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている(例:ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)。

(出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較



- (備考) 1. 上記中、■が食料品に係る適用税率です。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合があります。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合があります。
 2. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られています。

(その他は上表の備考、出所と同じ。)

〔資料2〕

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2012年1月現在)

国名	EC指令 ^(注)	フランス	ドイツ	イギリス	《参考》日本 【請求書等保存方式】
仕入税額控除	インボイス保存が要件 他の課税事業者に支払うべきまたは支払った付加価値税額は控除可(168条)	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	帳簿及び請求書等の保存が要件 仕入れ等に係る税込価額から一括して割り戻す形(税込価額×4/105)で計算した消費税額を控除
発行資格・義務者	事業者(220条) ※免税事業者は税額記載不可(289条)	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	登録事業者(登録番号が付与される) ※非登録事業者(免税事業者)は発行不可	請求書等の発行者に制限なし
記載事項	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等(226条)	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	【請求書等の記載事項】 ①年月日 ②書類の作成者の氏名又は名称 ③書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 ④資産又は役務の内容 ⑤税込対価 ※税額の記載は任意
免税事業者からの仕入れ	—	インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除できない 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除できない 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	インボイスがないため、仕入税額控除できない 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	免税事業者が発行した請求書等の場合にも、税額控除を容認

(注) EC指令は、2007年1月より、それまでのEC第6次指令が改編されたもの。(内容について実質的な変更はなく、条文の構成や文言等が修正された。)

【資料3】

「請求書等保存方式」と「インボイス方式」

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方（第三者）が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としているが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていない。
- 単一税率の下では、請求書等に税額が別記されていなくても仕入税額の計算に支障はないが、複数税率の場合、請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたもの（インボイス）がなければ適正な仕入税額の計算は困難。

【日本】
請求書
24年4月30日 No.

株式会社〇〇商事 様 株式会社 △△商事
千代田区霞が関3-1-1

税込合計金額 ¥ 193,500-

品名	数量	単価	金額(税別)	税率	消費税額等	金額(税込)
4 1 食料品等						193,500
~						
30						
合計						193,500

3Q3 11/19

【イギリス】
A FULL TAX INVOICE
Sales Invoice No.174
Ox△ TRADE LTD
From: Any Street, Any Town
To: N.Obody, 222 The High Street
London NE14 4PT

VAT Reg. No.987 6543 21

Sale: Time of supply 16/01/2012 Date of issue: 19/01/2012

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15 @ £25.20	151.20		
4	Record Players @ £23.6	94.40		
6	Lamps, T77 @ £15.50	93.00	20	67.72
		338.60		
Total (Net):		338.60	Total VAT	67.72
		VAT	67.72	
TOTAL		406.32		

- 「インボイス方式」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。
 - ① 課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられており、また、自ら発行した「インボイス」の副本の保存が義務付けられている。
 - ② 「インボイス」に適用税率・税額の記載が義務付けられている。
 - ③ 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。

(注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

金融取引の円滑化に向けた財務状態の自己点検

(北海道、山形県、大分県の農業法人研修会で提供した内容を編集したもの)

公益社団法人 日本農業法人協会

I 金融庁の金融検査マニュアル

金融庁は金融機関の業務について検査を行っているが、金融庁の検査官が用いる手引書・指針として、金融検査マニュアル（以下、金検マニュアルという。）が公表されている。平成11年7月に策定され、平成14年6月に中小企業向け別冊が策定され、その後も改正が重ねられている。

一方、平成20年秋のリーマンショック後の中小企業対策として平成21年12月に中小企業金融円滑化法が施行され、金融機関に返済猶予等への努力義務を課してきたため、ここ数年は金検マニュアルの原則ルールによる対応が表面化せずに金融取引が行われてきた。

しかし、平成25年3月で中小企業金融円滑化法の適用が終了したため、今後は金検マニュアルの原則ルールに従った金融取引が徐々に顕在化するとみられる。

となれば、借り手である企業経営者が金検マニュアルの債務者区分の仕組み（それに応じた金融機関の行動）を知っておくことは大変重要であるし、実は、金融庁は前々から企業経営者に金検マニュアルのルールを理解して欲しいと訴えている。

企業経営者は自社の財務状況を客観的に分析・把握して、さらに、効果的な経営改善策を樹立し実行していかななくてはならない。これが実行できていれば、金融取引の本来の姿、すなわち企業活動の潤滑油としての資金循環が生きてくる。

1 債務者区分と金融機関の対応

金検マニュアルの中には金融庁が想定する債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）が示されており、金融機関はその考え方を斟酌して決算対策や融資行動・回収行動をコントロールしている。

例えば、金融機関は債務者区分に基づき、将来の貸倒リスクに備えた貸倒引当金の引当を行う。破綻懸念先以下の顧客への貸付金については、個別に回収不能額を見積もって引当処理を行い、最悪の場合は貸倒償却に至るので、金融機関の財務を悪化させる要因になる。

そうなると金融機関は株主の利益を守るために、財務内容に問題のある債務者への新規の融資を回避したり、融資残高を減少させる行動を選択せざるを得なくなる。

債務者区分	金融機関の対応（例）
正常先	積極支援。
要注意先	経営改善の見通しを確認して融資又は条件緩和を審査。
破綻懸念先	原則支援困難。事業再生の可能性があれば別途検討。
実質破綻先	支援困難。
破綻先	

金融円滑化法によって取扱いが緩和されていた。

金検マニュアルに示されている債務者区分の具体的な考え方は次表のとおりである。ポイントは、金検マニュアルにおいて「形式基準」と「実質基準」を併記している点だ。

(金融検査マニュアルで定める債務区分の考え方)

債務者区分	債務者区分の基準 【金検マニュアル】 形式基準	決算書		留意事項 【金検マニュアル】 実質基準
		B/S	P/L	
正常先	<input type="checkbox"/> 業況が良好であり、かつ、財務状況にも特段の問題がない債務者(延滞や条件緩和(計画達成者は問題なし)がないこと)	資産超過 (自己資本がプラス)	損益が黒字	<p>(1) 債務者区分は業種等の特性を踏まえ、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画の妥当性、金融機関などの支援状況を総合的に勘案して判断する。</p> <p>(2) 特に中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、技術力、販売力、成長性、役員報酬の支払状況、代表者等の収入状況・資産内容・保証能力、親会社の財務状況等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断する。</p>
要注意先	<input type="checkbox"/> 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債務者(負債整理資金を融資し計画達成未了の者を含む) <input type="checkbox"/> 業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者(営業利益や経常利益が赤字、自己資本が脆弱)など今後の管理に注意を要する債務者		損益が赤字	
破綻懸念先	<input type="checkbox"/> 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画書等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(事業は継続しているが実質債務超過に陥っており、返済が延滞状態にある。)	債務超過 (自己資本がマイナス)	損益が赤字	<p>※ 1 要注意先⇒正常先の検討 赤字企業でも次の場合は正常先として差し支えない。</p> <p>① 創業赤字で当初の事業計画と大幅な乖離がない者</p> <p>② 赤字の原因が一過性で短期間に黒字転換が確実な者</p> <p>③ 中小・零細企業で返済能力に問題がない者</p> <p>※ 2 破綻懸念先⇒要注意先の検討 金融支援を前提にした経営改善計画が策定され、次の全てを満たす場合は要注意先として差し支えない。</p> <p>① 経営改善計画(5～10年計画)の実現可能性が高い。</p> <p>② 計画期間終了後の姿が原則として正常先に該当する。</p> <p>③ 全金融機関などが支援に合意済。</p> <p>中小・零細企業等は上記(1)に留意し、計画策定未了の者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。</p>
実質破綻先	<input type="checkbox"/> 深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者			
破綻先	<input type="checkbox"/> 法的・形式的な経営破綻(破産、会社更生、民事再生、手形不渡りなど)の事実が発生している債務者			

2 債務者区分の考え方

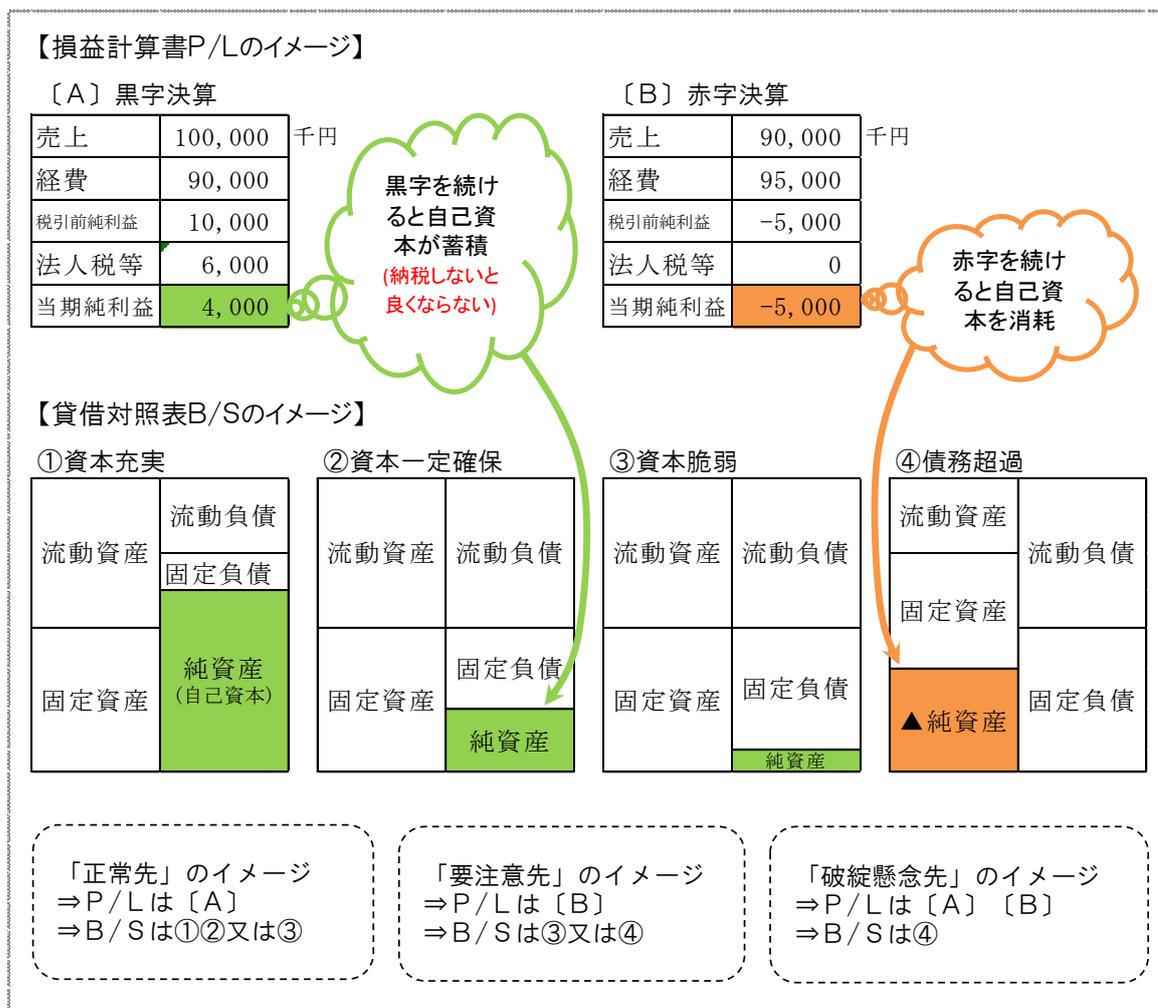
良い決算を続けると、損益計算書（P/L＝収益力）は黒字になり、貸借対照表（B/S＝財政力）の純資産額（総資産額－負債総額）は増加する。この状態が「正常先」である。

しかし、損益赤字が続くと、過去の利益の蓄積である純資産額を食いつぶして財政力を低下させるので「要注意先」にランクダウンする。

さらに損益赤字が続いて純資産額を完全に食いつぶして債務超過に陥ると、経営存続のリスクが高まって「破綻懸念先」までランクダウンしてしまう。

以上は「形式基準」による決算書の判定結果であり、イメージは次のようなものだ。

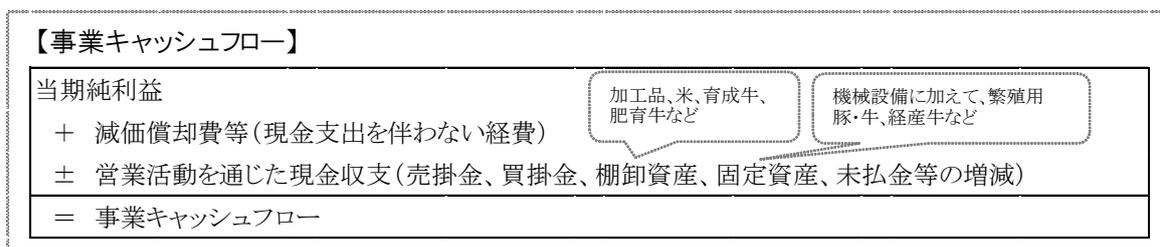
蛇足であるが、利益を出して納税しないと決算書は良くならない。



次に「実質基準」による判定が行われる。

現在又は今後のキャッシュフローによる返済能力、過去の取引状況、今後の経営見通し、技術レベル、経営者個人の資産状況などによって経営実態が判定される。

キャッシュフローは簡便的には「当期利益＋減価償却費」とされることもあれば、次のような方式で詳細に把握されることもある。



返済能力は、現在又は今後のキャッシュフローによって借入金を何年で返済できるのか、

ということが検証される。

$$\text{返済能力 (年)} = \frac{\text{総借入金残高} - \text{経常運転資金 (売上債権} + \text{棚卸資産} - \text{買入債務)}}{\text{キャッシュフロー}}$$

経営者個人の資産保有状況は、企業活動に経営者が提供している不動産の有無、今後提供可能な不動産や現預金の有無などが確認される。

こうして「形式基準」と「実質基準」の結果を総合的に考慮して金融機関は債務者区分を毎年見直す。中小企業に対しては大企業と同じような評価ではなく、「実質基準」に配慮して柔軟な判断を行うよう金検マニュアルに明記されている。

そして、追加融資の可否や返済条件、担保・保証などの条件は債務者区分を考慮しながら決められていく。

企業経営は山あり谷ありなので債務者区分はランクアップとランクダウンを繰り返すが、経営者自らが財務状況を自己点検し、経営計画を樹立し、狙いどおりの効果を上げられれば、ランクアップに繋がることに間違いはない。

3 中小企業金融円滑化法が終了

中小企業金融円滑化法は金融機関に返済猶予への努力義務を課した時限法として平成 21 年 12 月に施行され、その後延長されてきた。同法の目的は平成 20 年秋のリーマンショック以降に借入金の返済が困難となった中小企業の経営改善の支援である。

同法によって、金融取引上の厳しい対応が回避されてきたのがここ数年の実態だ。

しかし、同法は平成 25 年 3 月で期限が到来して終了した。

金融機関が同法に基づき中小企業向けに実行した返済猶予件数は平成 24 年 9 月末の累計で約 340 万件（うち J A・J F グループ分は約 5 万件）

<平成 24 年 7 月 19 日、11 月 30 日 金融庁報道発表資料より>

これに対し、平成 24 年 4 月 20 日に内閣府・金融庁・中小企業庁は連名で「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を発表した。

同年 11 月 1 日には金融担当大臣談話として「中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針」が示され、金融機関は従来どおり貸付条件の緩和や円滑な資金供給に努めるべきとの方針が述べられている。

しかし、企業経営者には金検マニュアルの原則ルールを念頭に置いた経営管理態勢が求められることを覚悟した方がよい。

4 金検マニュアルは借り手も知っておくべき

金融庁が「企業経営者に金検マニュアルを知って欲しい」と言っていることは冒頭に触れたので、金融庁が企業向けに配布しているパンフレットのの一部を紹介しよう。

金融庁は金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を公表し、両者に密度の高いコミュニケーションを期待しています。

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の重点の一つは、金融機関から中小企業への働きかけです。そのためには借り手である中小企業の側も、このマニュアルの内容をよく知ることが必要なのです。

<知ってナットク！～中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識～(金融庁)より>

5 デフレ下の企業行動と財務リストラ

日本経済がデフレ基調に転じてから既に10年以上になる。

デフレ下では企業が生産する製品など、モノの価値が持続的に下落する。平成23年頃から、円はドル・ユーロなどの主要通貨に対して超円高(対ドルで70円台後半)となってデフレを増幅させた。平成25年以降はアベノミクス(安倍首相が提唱する経済金融政策)で円安が進めば円高修正の為替相場が物価をかく乱する可能性がある。

インフレとデフレとは正反対の経済環境である。インフレ下における良薬が、デフレ下では劇薬となって災いを生んでしまうのはそのためだ。例えば、経営安定のためと思って不動産や在庫を抱え込むと、値上がりどころか含み損(時価が取得簿価を下回ることによる損失)が発生して財務を劣化させてしまう。

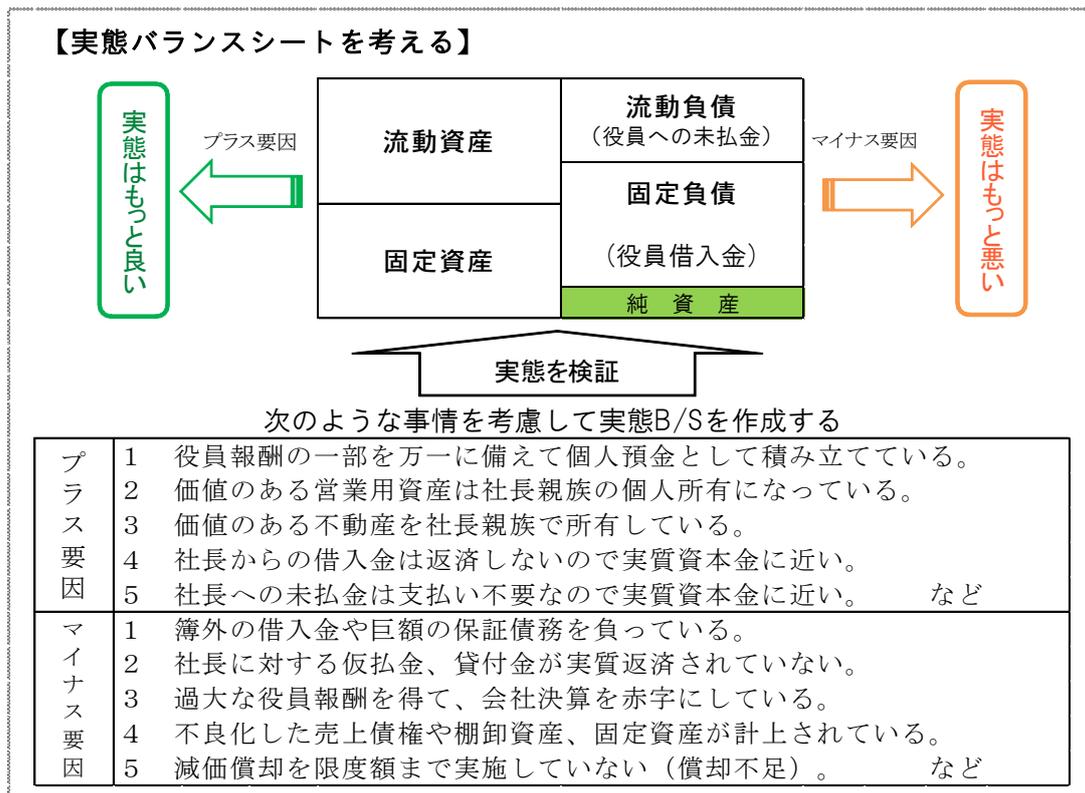
こうしたことからデフレ下で大企業は「ムダなことに金を使っていないか」を総点検して、何年も財務リストラ(財務のダイエット)を続けてきた。借入金の圧縮や、事業分野の絞り込み(選択と集中、費用対効果の徹底)、万一に備えた手元預金残高の積み増しなどはその例だ。資産規模を圧縮しながら経営効率を向上させるために、稼働率の悪い部門を売却して、他社との相互補完を狙った事業提携に切り替えていく動きも増えた。

企業財務では、損益計算書(P/L)上の見かけ上の損益より、キャッシュフロー計算書に現れる実質的な現金収支が注目されるようになった。

同時に、損益計算書(P/L)に現れる1年間の損益もさることながら、長期間の経営成績が累積した貸借対照表(B/S)の安定度がより重視されるようになった。年間損益が赤字に転落しても、企業の基礎体力を示す貸借対照表(B/S)が健全な状態にあれば、企業活動を維持することができるからだ。

中小企業経営には経営者の個人資産・負債が混在していることから、大企業と同じ財務リストラは進められないが、類似の手法で「実態バランスシート(B/S)」が作成される。

実態バランスシートは金融機関が作成・活用するだけでなく、企業が自ら作成して企業体力の把握や経営計画の検討に役立っている。



II 農業法人の財務点検

農業を他産業と比較すると「農業経営は天候や災害、疾病など自然条件の影響を受けるので収益が不安定」である。そのため、業種によって共済制度、補てん制度、税制などが用意されていて、十分か否かは別として経営の悪化を防いでいる。

では財務上、他産業とどのような違いがあるだろうか。

第一に農業は総資産回転率が低い。食品関係の中小企業の総資産回転率が1～2回転以上であるのに対し、農業は1回転未満がほとんどである。理由は二つある。一つは農業の生産サイクルが長期であること。稲作・果樹などは年1作、和牛肥育は20か月である。酪農は仔牛を約2年間育成し、分娩開始後にやっと搾乳が可能になる。生産用の固定資産である繁殖牛、繁殖豚、樹木などにも給餌や施肥などの育成管理がいる。もう一つは売上に対して投資規模が大きいことである。米の収穫は年1回でも乾燥調製・保管施設が必要だ。分散錯圃のため機械の台数は多く消耗も激しい。高性能なハウスは高額である。畜産では環境対策のための糞尿処理施設に多額を要する。

第二に自己資本比率が低い。これにも理由は二つある。一つは収益性が不安定なことだ。害虫や疾病事故、相場下落があると大幅な赤字になって、蓄積していた自己資本を食い潰す。また、水田経営では恒常的に営業利益が赤字になって営業外利益で補てん金等を受け入れるなど、構造的に営業利益段階が赤字になる業種もある。もう一つは固定資産や棚卸資産が多額になるため総資産が膨らんでしまうことだ。これは総資産回転率が低い理由と同じだ。

【総資産回転率と自己資本比率の業種比較】

産業区分	企業母数	総資産	総資産回転率(回)	自己資本比率(%)	平均経営規模		
		(100とする)	[売上高 総資産]	[自己資本 総資産]			
耕種等	稲作	259	100	0.86	21.5%	水稲作付面積27ha	
	果樹	11	100	0.72	-	第1位品目作付面積10ha	
	露地野菜	14	100	0.70	0.2%	第1位品目作付面積27ha	
	施設野菜	31	100	0.82	-	第1位品目作付面積9千㎡	
	施設花き	18	100	0.99	1.2%	第1位品目作付面積10千㎡	
	茶	22	100	1.03	23.5%	茶園面積29ha	
	きのこ	16	100	0.99	11.5%	第1位品目収穫量453t	
畜産	酪農	北海道	38	100	0.69	18.6%	成牛頭数309頭
		都府県	69	100	0.84	14.9%	成牛頭数149頭
	肉用牛肥育	55	100	0.58	20.3%	飼養頭数1,095頭	
	養豚一貫	102	100	1.09	18.1%	繁殖雌豚頭数401頭	
	採卵鶏	50	100	1.29	10.0%	飼養羽数205千羽	
ブロイラー	13	100	2.20	17.3%	飼養羽数149千羽		
中小企業	食料品製造業	24,948	100	1.46	29.4%		
	飲食料品卸売業	35,748	100	2.62	24.2%		
	飲食料品小売業	70,594	100	2.27	19.6%		
	飲食店	68,219	100	1.23	14.1%		
	持帰り・配達飲食サービス業	5,200	100	1.30	19.2%		

(注) 1 農業関係は(株)日本公庫の平成23年農業経営動向分析結果(H23決算)のデータで計算(「-」は自己資本がマイナス)

2 中小企業関係は中小企業庁の中小企業実態基本調査(平成23年確報(H22決算))のデータで計算

収益が不安定で、経営効率(総資産回転率)が低く、自己資本が脆弱となると非常に厳しいようであるが、中長期の経営計画を立てて肥培管理・飼養管理・労働生産性管理を徹底している経営体は良好な財務を維持している。

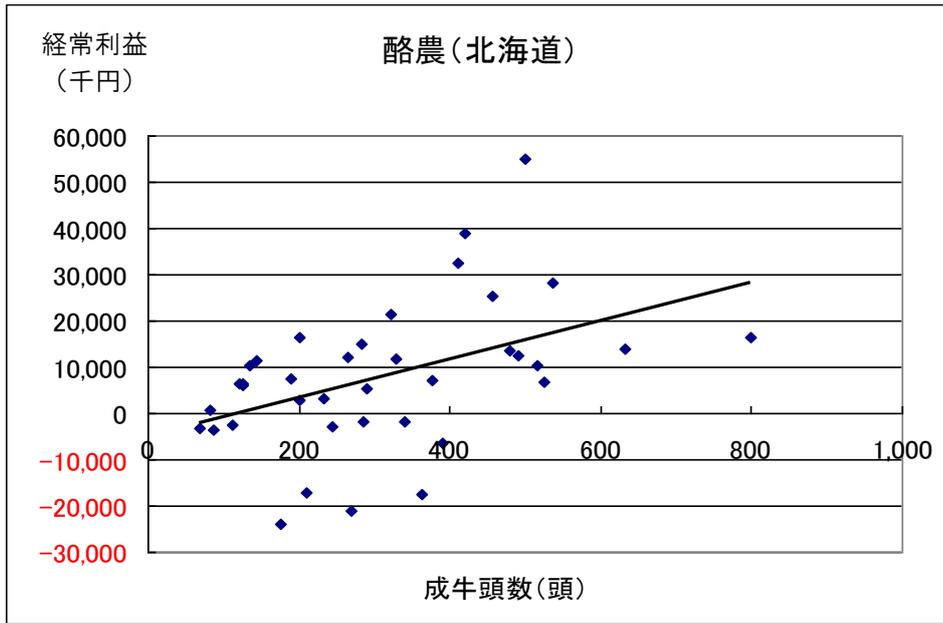
設備投資が多額に及んでも費用対効果が上手にコントロールされていれば、収益と資金繰りは確保される。費用対効果の検討が不十分なままに加工・直売設備に多額の投資をすると、

不良資産、不良在庫、貸倒れが発生して資金繰りに窮してしまう。6次産業化は既存の食品製造業者、食品流通業者、サービス業者との競争であり、その意味で経営上のリスクの検討はこれまで以上に重要になる。

農業経営体の業種別の財務動向については日本政策金融公庫が「農業経営動向分析結果」（以下「公庫調査」とする。）を毎年公表している。以下、公庫調査のうち北海道酪農法人の調査結果を引用しながら、農業法人の財務状況を点検してみたい。

1 大規模経営が良い…とは限らない

次の分散図（公庫調査）は北海道酪農法人（3か年比較が可能な38社）の経営規模と経常利益の分布状況を示している。



成牛頭数と経常利益の相関性は実線で描かれているが、プロット点の分散状況を見ると、経営規模と利益の相関性は低いことが分かる。

例えば、200頭未満でも800頭規模と同等の利益を上げている法人がある。また、最も高い利益を上げている法人は400～600頭規模にいる。一方、赤字の会社は幅広い規模に分布している。法人は利益を追求して経営活動を営むが、経営規模と利益が比例しているかという点必ずしもそうなっていない。

2 好成績を生み出す要因は何か

では酪農経営では何が利益を生み出すのか。おそらく、

- ・牛の飼養成績（飼養管理と直結した乳質・乳量・疾病・事故、分娩期間）
 - ・コスト対策（作業の効率性、人繰り、飼料コスト）
 - ・自給飼料畑と頭数規模のバランス
 - ・牛の更新期間
- など

といった基本対策が上手にコントロールされることであろう。

経営者がどのような経営スタイルを目指すかは様々だが、近年は多くの経営で大規模化と乳量のアップが重視されてきた。

一方で、粗飼料の自給にこだわって飼養頭数を決める経営もある。長めの更新期間を前提に牛の健康管理を行い、乳量は低くても飼料費や減価償却費を抑制して収益の確保を目指す。借入金を抑制できるのもメリットの一つだ。

このように経営スタイルは異なっても、必要な基本対策のコントロールに成功すれば、結果として収益とキャッシュフローは確保できる。

基本対策は「経営ノウハウ」として作業手順書に文書化され、あるいは経営者の頭の中に経験値として埋め込まれて従業員に作業指示が出されていく。

従来の経営ノウハウを順守しても期待した結果が出ないときは、経営者は経営方式を大胆に見直して時々の経営環境に即したノウハウに衣替えしていく。

3 収益とキャッシュフローが力の源

企業の基礎体力を示す貸借対照表（B/S）が重視されることはIの5で述べたが、貸借対照表をより良くしていく源は収益力とキャッシュフローである。

仮に今が債務超過でも、足元で収益とキャッシュフローを確保して、今後も維持できる方策があれば、実現可能性の高い経営計画を作成することができる。

また、農業経営は売上に比べて総資産が大きくなるため、借入金の調達と返済にどう備えるかも点検しておく必要がある。

そこで公庫調査の北海道酪農法人の決算集計データから、キャッシュフローと借入金償還可能年数を推計してみる。

		＜単位:千円＞		
決算年		H21	H22	H23
成牛頭数(頭)		302.6	301.6	308.8
売上高		256,488	259,110	262,451
税引後当期純利益 ①		12,763	5,134	6,493
純資産計 ②		57,289	62,393	71,055
資産総額 ③		348,100	370,078	381,174
自己資本比率 ④(②÷③)		16.5%	16.9%	18.6%
推計	税引後当期純利益	12,763	5,134	6,493
	+ 減価償却費	35,639	37,845	39,334
	- 棚卸の増	2,380	-1,972	6
	- 他勘定振替高(≒育成費)	17,840	18,999	20,940
	事業キャッシュフロー A	28,181	25,952	24,881
	総借入金残高	237,853	250,014	256,705
	- 経常運転資金必要額	21,751	18,792	19,216
	<差引>借入金残高 B	216,102	231,222	237,489
	償還可能年数 C(B÷A)	7.7	8.9	9.5
				(年)

(注) 経常運転資金必要額は「受取手形+売掛金+棚卸資産-買掛金」とした。

税引後当期純利益①5～12百万円に対して、推計上の事業キャッシュフローAは25～28百万円を確保している。自己資本比率④は16～18%の水準にある。

債務の償還可能年数B÷Aは8年→10年とやや長期化している。

事業キャッシュフローを設備更新に充てることもあるので、実際の償還可能年数はもう少し長いかもしれない。

法人経営であれば、月次試算表だけでなく、自社の勘定科目の実態に即したキャッシュフロー(≒資金繰り)の管理を徹底して、資金過不足や償還余裕度の先行きを予測しながら経営していく必要がある。

Ⅲ 中小企業金融円滑化法後を見据えて

1 債務超過は解消を急げ

中小企業金融円滑化法後は、債務超過の状態にある企業は金融機関あるいは保証機関から厳しく評価されることになる。

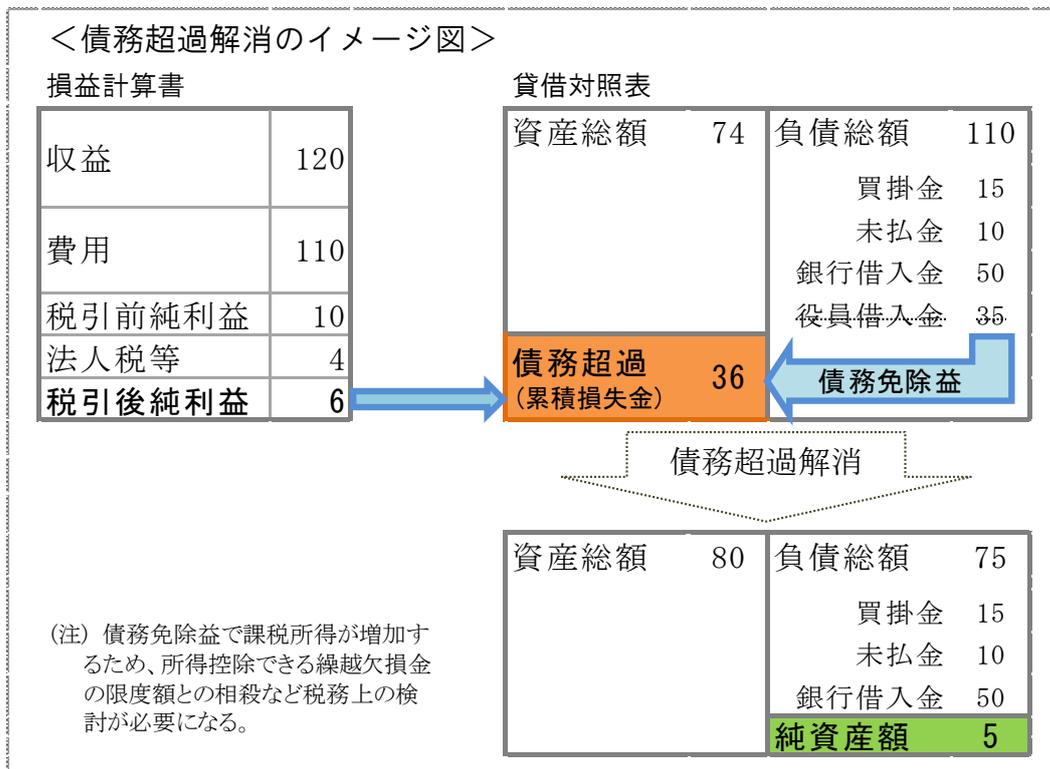
したがって、債務超過は一刻も早く解消しなければならない。それが無理でも、債務超過を3～5年以内に解消できる実現可能性が高い経営計画を作成して関係者の理解を得ないと、金融取引に支障が及ぶ可能性がある。

では、債務超過はどのような方法で解消すれば良いのか。次に3つの方法を示す。

- (1) 毎年の利益で累積欠損金を減らす方法（売上増、コストカット、資産処分など）
- (2) 増資によって資本金を増やす方法（増・減資によって資本金と累積欠損金を相殺）
- (3) 多額の役員借入金・役員への未払い金がある場合は、
 - ① 役員がこれを現物出資して資本金に振り替える
あるいは、
 - ② 役員が債権放棄し、会社が債務免除益を計上して累積欠損金を解消する

まずは(1)が最優先だが、場合によって(2)や(3)の対策も必要になる。

また、税制上の欠損金の繰越控除制度(控除期間は9年(平成20年3月以前までの事業年度分は7年))など税制面への配慮も欠かせない。



多額の役員借入金を計上する農業法人は多く存在するので、(3)の方法を債務超過の解消に活用できる場合もあるが、役員が会社に債務免除すると会社側に巨額の債務免除益（特別利益）が発生するので、同じ決算期の損益状況や所得控除できる繰越欠損金（過去の赤字）を確認しないとイケない。

課税上の課題をクリアできるかは専門家である税理士との十分な相談が必要だ。

また、金融庁は不振企業への支援策として「資本金劣後ローン」の運用方法を示し、金融

機関に活用を促している。資本性劣後ローンは准自己資本と見なせる特殊な貸付（返済順位を劣後させた貸付）で、企業のバランスシート（B/S）を実質的に改善させる機能を持つ。

2 事業再生支援に関する中小企業対策と農業経営

内閣府・金融庁・中小企業庁は平成24年4月20日に「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表し、①中小企業再生支援協議会等の機能強化、②中小企業支援ネットワークの構築、③事業再生ファンドの設立促進などの施策を進めている。

「〇〇銀行は事業再生ファンドを設立し、顧客の事業再生を支援」といった報道を目にすることが多いのは、こうした背景があるからだ。

中小企業再生支援協議会は専門家など常駐スタッフを置いて、条件緩和だけでなく債権カット、第2会社方式による事業再生支援と意見調整を行っている。活動実績はH15～H24.9の累計で、相談対応25,135社、再生計画策定完了3,353件(中小企業庁発表)という。

【中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件3,353件の支援手法】□

債務免除（直接方式）	8.4%	} 計19%
債務免除（第二会社方式）	10.6%	
借入金の株式化（DES）	1.7%	
借入金の劣後化（DDS）	5.6%	
借入金の返済条件緩和	71.8%	
その他	12.2%	

(注) 上記手法を複数実施している案件がある。

(出所) 平成24年12月10日中小企業庁公表資料より引用。

事業再生は法的整理と私的整理に大別されるが、中小企業向けの私的整理では中小企業再生支援協議会がプラットフォームとなって債権者の利害調整を支援している。

では、農業法人が私的整理を進めようとする場合、債権者間の利害調整を担ってくれるプラットフォームはあるだろうか。

農業向けの事業再生支援窓口として、平成13年頃から都道府県単位で農業再生委員会が設置されたが、現在は残念ながら実質休眠化していて機能していない。

中小企業再生支援協議会を通じて農業法人の再生を支援してもらうことは、ケースによっては可能である。

しかし、中小企業再生支援協議会を頼る場合、次のような点がネックになる。

- (1) 中小企業再生支援協議会の支援対象は、産業活力再生特別措置法第2条第17項に定める「中小企業者(会社・個人、企業組合、事業協同組合など)」であり、農協法に基づく農事組合法人は支援の対象外になる（産業復興相談センター事業を除く）。
- (2) 農業生産法人(注)の再生支援に関しては、農地の所有や賃貸借に関する制約、農業生産法人の構成員要件などの制約を踏まえて、その権利調整を行うことが必要になる。しかし、中小企業再生支援協議会はそうしたノウハウを有していない。
(注) 農業生産法人は農地法第2条によって、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人。農業生産法人には、農事組合法人、株式会社（特例有限会社を含む）、合同会社、合名会社の形態が認められている。
- (3) そもそも農業以外の中小企業の再生が相談待ちになっていれば、農業法人の相談取り上げは劣後される可能性がある。

[専務理事 菊池 潤]

3. 会員紹介

ページ

- ①宮城の農業を元気にしてみせます 64

宮城県 (有)ダイアファーム 阿部雅良さん

- ②法人経営の安定が担い手の受け皿に 65

広島県 (農)ファームおだ 吉弘昌昭さん

- ③法人組織が広く認識される活動を 67

滋賀県 (有)もりかわ農場 森川 勝さん

- ④地域貢献する法人経営を目指して 68

埼玉県 (有)若谷農園 若谷茂夫さん

〔農業法人列伝〕

宮城の農業を元気にしてみせます

宮城県・大崎市
有限会社ダイアファーム
代表取締役 阿部 雅良さん

東日本大震災から 1 年と 2 カ月が過ぎた。

震災の前日、宮城県農業法人協会は移動研修会を開き、ダイアファームへも 50 人の会員が視察に訪れていた。そのうちの一人が全国認定農業者協議会会長で、農事組合法人・荒浜農産専務理事の二瓶幸次さんである。事業仕分けの真っ直中にあつた認定農業者制度の歩みを振り返り、その意義を、およそ 30 分にわたって滔々と話したが、翌日不帰の人となった。

農業会議の常任会議員を務めたのがきっかけで「薫陶を授かった 9 年間」であった。いま国は宮城県に農業農村のモデル地区をつくろうとしている。その復興事業計画策定に運営委員として参画しているが、「二瓶さんのご遺志を継ぎ、何としてでもやり遂げなければ」と自身に言い聞かせる。



阿部雅良さん

2012 年度を復興元年とする宮城県農業法人協会「92 の会員同士がどのよう

にしてスクラムを組むか」。自治体ベースではなかなか進捗しない状況ゆえに、組織のパワーアップを図りながら「農業法人が持つ強みを最大限発揮していきたい」。会長として積極的な取り組みに努めている。

§ 水稲、みずな中心の複合経営

戦後 1.5ha 規模の経営から始めた両親は着実な農業経営を心がけた。まだ誰もやっていなかった地産地消的な発想を取り入れ、おふくろの味として自家産米を調理し『おやしき弁当』を創り出した。有限会社となった今日も続いており、折詰め、オードブル等も好評を得ている。

東北大で畜産学を専攻した。しかし情熱を注ぎ込んだのは農業経営に対して。卒業後、仙台市の中央食肉卸売市場で 8 年間サラリーマン生活を送るが、恵まれたと今も感じるのは「農業団体、一般企業の指導者、経営者の多くに接する機会を得た」こと。

30 歳で退職し、就農すると直ぐに地域の農協理事に推された。それから 26 年間、現在も「JA みどり」の理事を務めている。座右の銘を問われれば「農業振興」と答えるし、「地域を元気にする要となるのは農業」とも。こうした考え方は一貫しており、それが組合員から信頼されるのであろう。

1988 年、7ha の水田を集め、中学校時代の同級生とダイアファームを創立した。当初の経営は苦しかったが、「法人である以上、絶対に赤字は出せない」と無給の社長で我慢した。なお同級生が造園業に携わっていたことから、ダイアファームでも農閑期には造園土木業に従事してきており、大震災発生後は倒壊したハウスの基礎工事等を請け負っている。

§ 自分の顧客はどこにいるのか

現在の経営面積は 45ha。水稲のうちの 70% がひとめぼれで、ササニシキ、

農業法人列伝

宮城米の次代を担うと期待される「まなむすめ」、もち米等がつくられ、生産調整で麦、大豆も栽培されている。スタッフは合計 20 人。農業に従事する常勤従業員は 5 人で、みずな栽培専任の女性アルバイトが 10 人。造園土木には 5 人が従事しており、また被災した農業者を「農の雇用事業」で採用している。



ダイアファーム社屋と水田を背にして

かつてはササニシキがエース的存在だったが、気候の温暖化が影響し、本来が耐冷品種ゆえにつくりにくくなっているのが現状だ。だが鮭に最適なのは間違いなく、注文は絶えない。

こうした例でも解るように農業に従事する以上、常に意識すべきは「自分の顧客がどこにいるのか」ということである。「田植えして収穫すれば終わり。自分にも食べる人を見ようとしないう時代があったが、食べるとは生命を育むこと」。健康と安全・安心を見つめ、減農薬化、有機質肥料への転換を進めてきた。

みずなのハウス栽培を開始して 6 年目、3500 坪の規模に達している。「コメを作ったのは 20 回ちょっとに過ぎない（笑）が、みずなならば年 7 回は収穫できる」。これによってキャッシュフローが改善された。

沿岸部での被害は内陸部でのそれと比較にならないほどで、農家の回復率もまだ 35% 程度だ。「内陸部の法人の力を結集して、宮城の農業を必ず元気にしてみせます」と力強いメッセージを全国に発信する。

アグリビジネス経営塾第 539 号（平成 24 年 8 月 9 日発行）

〔農業法人列伝〕 法人経営の安定が担い手の受け皿に

広島県・東広島市
農事組合法人ファームおだ
代表理事組合長 吉弘 昌昭さん

東広島市河内町小田地区に集落営農組織として農事組合法人ファームおだが発立されたのは 2005 年 11 月で、現在 7 期目の事業年度を迎えている。地区全体の戸数は 210 戸。農家は 153 戸のうち 128 戸がファームおだの構成員だ。



吉弘昌昭さん

明治維新前から小田村は 13 集落で構成され、それがそのまま小学校区であったことから、1 つのまとまりを成してきたのは確かだ。人口の減少傾向が長く続き、600 人にまで落ち込んだ。しかし状況は「下げ止まったというより、食い止められたというべきだろう」。高齢で亡くなられる人ばかりだったが、最近は「若い人が小田に戻ってくるようになっている」という。

40 年余にわたり広島県庁、同県農業会議で農政・農地業務に携わってきた。特に後半は集落営農組織の立ち上げに奔走し、そのためのリーダー養成講座も開いてきた。退職して小田に戻り、実際に「優良農地を荒廃化させないにはどうしたらいいか」と考えてみると、集落営

農組織を立ち上げるべきとの結論に到った。県内で「軌道に乗っている集落営農組織をいくつも見てきた。小田にもこれが一番」と確信した。

§ 法人間連携で事業の活性化

128 戸の構成員から集めた水田は 84 畝で、今年度は 46 畝にコシヒカリ、あきろまん、ヒノヒカリ、モチ米等の水稻が作付けられた。このほか大豆 15 畝(サチユタカ)、小麦 8 畝(キヌヒメ)、そば 3.5 畝(韃靼そば)、野菜等 1 畝(アスパラガス、トマト、カボチャ、トウモロコシ、サツマイモ)が栽培されており、米粉用米 2.2 畝、飼料用米 2.3 畝もつくられている。

生産される米の 80%強は独自のルートで捌かれていく。株式会社なかやま牧場(増成幸子代表取締役・同県福山市在)との間には稲ワラと牛糞堆肥を交換する耕畜連携を実現した。それを契機に、なかやま牧場傘下のスーパー・チェーンでは『小田米』が販売されるようになり、惣菜用・寿司用の米も供給している。

『小田米』は消費者から安定した支持を獲得しているが、その裏付けとなっているのは徹底した土づくり。なかやま牧場からの牛糞堆肥をたっぷり仕込んで土を蘇らせた上に、化学肥料、農薬の使用量を「通常の半分以下」としていることから「安全安心で美味しい」との評判が広まった。

大豆を県内の豆腐業者へ出荷するに当たって困ったのは「需要量の大きさ」。そこで2つの農業法人と連携し、同じ栽培方法で年間 30 トンを供給する契約栽培方式を打ち立てた。小麦も醤油業者への供給を試みようとしたが、収穫から出荷まで低温貯蔵が欠かせないのがネックになった。採算を取るのには難しく、現在は J A に出荷している。そばは乾麺製造を外部委託しており、『小田そば』として地区の特産物直販所「寄りん菜屋」(よりんさいや)で販売されているが、

「3.5 畝規模の栽培では間に合わない」ほどの売れ行きだ。

§ 収入の半分を地区内に還元

専従者は農産部門に 3 人。今年 4 月にオープンした米粉パン工房「パン&マイム(米夢)」に 5 人とアルバイト 2 人が勤めている。地元産アスパラガスやブロッコリーをあしらったピザ風パンなどが好評を博しているが、大きな目標として描いているのは「小中学校、幼稚園・保育園等への給食としての米粉パンの供給」。近く、さらに数人を雇用する計画だ。



米粉パン工房「パン&マイム(米夢)」

年間の収入はおよそ 1 億円。その半分が「地区内に還元される」(2011 年度)。水田の中間管理の場合で時間当たり 800 円。オペレーターでも 900 円で「協業による共同利益の追求がファームおだの使命ゆえに差はつけない」。

農業が好きな若者は「たくさんいるし、まるで次々「生えてくる」ようだ」。問題はその受け皿であって、「若い人たちは受け皿に成りうるか、否かをジッと見ている」。上から目線で担い手の確保を叫んでみたが、増えることはなかった。農業経営を法人化することで「安定した経営をつくれれば、若い人たちには一生を託すに足る職業と映るのではないか」。

県法人協会会長としては「法人間連携の促進を第一に、それぞれの課題を出し合い、県から国へ政策提案をしていきたい」と抱負を語った。

〔農業法人列伝〕

法人組織が広く認識される活動を

滋賀県・長浜市
有限会社もりかわ農場
代表取締役 森川 勝さん

もりかわ農場は琵琶湖の東岸、J R 北陸本線の高月駅から西へ車で 10 分足らずのところにある。湖北と呼ばれる一帯は、冬には雪が 1 疇も積もることもあるなど北陸型の気候に支配され、小麦の栽培では滋賀県内の北限とされる。



森川勝さん

滋賀県の今年の水稲の出来は全国平均と同じ 102（9 月 15 日現在）。「収量的には悪い感じはない。夏の酷暑で品質を随分心配したが、それほど悪くはない」。ただ 102 となると懸念されるのは価格の先行きで「間違いなく下がるのでは…」と予想する。

§ ミュージシャンへの夢を断つ

一種兼業農家の長男に生まれた。子供の頃から「百姓は絶対にしない」と決めていた。成長するにつれ「田舎にいるのも嫌と思うようになった」。とにかく湖北から飛び出そうと秋田大学鉱山学部に進み電気工学を学ぶ。この頃からミュ

ージシャンへの夢が膨らんだ。ドラムスで身を立てることも考えた。これが「本当のドラ息子」（笑）。ステージを裏方として支える舞台音響の仕事もしたが、結局、両親に懇願され、Uターンした。

24 歳の時、森川家の当時の経営規模は水田 5 疇足らずだった。農作業の手が空けば土木作業もしたが、それ以外には勤めに出ず、農業に専心した。経営移譲されたのは 30 歳の時。この頃から次第に農地が集まってきた。しかし「自分から声を掛けたことはない」。「森川さんの仕事はきれいだ」、「田圃に雑草を生やしていない」と評判を聞いて委託は続いたが、地域では従事者の高齢化、後継者の不在問題が顕在化しつつあったのも事実だ。

経営を法人化したのは 2000 年。経営規模は 30 疇に満たなかったが、自民党農政による担い手への施策集中が手伝ったのか、利用権の設定面積は急カーブを描いて増えていった。

§ 米づくり・人づくりの難しさ

現在の経営面積は 90 疇で、利用権設定の相手方は 200 戸に及ぶ。

今年は 65 疇に水稲を作付けた。コシヒカリを主力にキヌヒカリやミルキークイーン、酒米の玉栄、吟吹雪、山田錦、さらには滋賀羽二重糯も栽培している。

主食用米の 70% 近くを占める業務用と個人向けは自社からの直接販売だ。個人向けは近くなら配達し、遠方は宅配便で送る。顧客は関西圏中心だったが、最近関東からの注文も増えている。残る 30% は米の卸、小売店等への出荷だ。なお、酒米は地元の醸造元向けの契約栽培で、年間 500 俵ほどを供給している。

生産調整品目の小麦、大豆はいずれも J A に出荷している。

スタッフは森川さん夫妻とパート職員を含めて総勢 12 人。このうち 20 歳代前半から 40 歳までの 8 人が農作業を担う。ただ「なかなか長続きせず、入れ替

わりが激しい」。半年から1年足らずの仕事覚える前に辞めるケースが目立つ。いま国を挙げて人・農地プランづくりを進めているが、青年就農で「大きな効果を期待できるとは思えない」。

これからの10年間で「有機栽培を確固たるものにしたい」と考えている。



もりかわ農場が管理する水田の前で

品質と収量の方程式にまだ解答は得られないが、「試行錯誤しながらレベルアップを図りたい」。また主食用米の20%近くを卸に供給している現状も改善し、その分も自社販売したい意向だ。直販率を上げれば当然手間も経費も嵩むが「バランスを取りながら、できるだけ食べる人の口に近いところで売っていききたい」。

預かっている農地の規模、供給している米の量からすると地域と消費者に負う責任は大きい。19歳になった長男が「農業をやる」と言ってくれるのは心強いが、それまでの間、農場長的な役割を担う人材をどう育てるか。これが当面の課題だ。

今年、滋賀県農業法人協会会長に就任した。抱負は「法人組織の存在が広く認識されるような活動を展開して行きたい」と力を込めた。

〔農業法人列伝〕

地域貢献する法人経営を目指して

埼玉県・さいたま市

有限会社若谷農園

代表取締役 若谷 茂夫さん

若谷農園はJR東北新幹線の大宮駅から東に8キロほど行ったところ。東北自動車道が直ぐ近くを走り、南側にサッカーの埼玉スタジアム2002を



若谷茂夫さん

臨む場所に位置している。

綾瀬川流域のこの地に慈姑（くわい）の産地が作られたのは明治時代。全国どこでも水稲が作物の中で優先されるのが当たり前だが、ここでは秋でも水田の通水は止められることなく、慈姑を優先するのが暗黙の了解となってきた。

§ 慈姑と小松菜の複合経営へ

農業高校園芸科の同期生100人のほぼ全員が農家の長男で「あとを継ぐのが当然」の環境だったので、慈姑と水稲を複合経営する実家を継いだ。当時の規模は慈姑が80坪に水稲が1畝で「慈姑は水稲の15倍の収益をあげていた」。

慈姑は6月下旬から7月上旬に種芋を植え、11月下旬から3月中旬まで収穫する。「地を這うように手で掘り起こしていくが、厳しい寒さの中では掘り上げた慈姑が瞬く間に凍り付いてしまう」。

それでもおせち料理には欠かせない食材である。1年を慈姑だけで暮らす農家も出るほどだった。

なかなか言い出せず煩悶したが、早くから考えていたのが「慈姑中心の経営からの方向転換」。やがて10㍍規模のパイプハウスで野菜作りを試みるが、慈姑ほどの収益はあげられず、「結局、慈姑を続けなければならなかった（笑）」。

時代が平成に移り40歳代に入ると体力的な問題から方向転換は避けられず、大型ハウスを建設した。農業改良資金を導入して年200万円、5年の返済スケジュールを組んだが、そのハウスから上がる売上を「そっくりそのまま返済に充てなければならなかった（笑）」。それでもほうれん草や小かぶ等を手がけながら何とか乗り切り、水田を畑地に換えながら「お金のかからない」パイプハウスでの小松菜栽培を本格化させた。

1993年の時点で小松菜の栽培規模は50㍍に達し、雇用労働力の導入で周年出荷体制が整えられた。



小松菜を収穫するハウスで

小松菜の収穫、出荷調製を担うのは近辺在住の女性パートさんで、慈姑のトップシーズンになると小松菜の作業は休みにしていた。

ところがこの女性たちが「慈姑をやってみたい」と言い出す。一旦減反させた慈姑だったが、ちょうど慈姑掘りの機械が登場したこともあって増反を決意、女性パワーで60㍍まで戻す結果となった。

§ 倅のような人と農業を…

経営を法人化したのは2002年。子供は娘さん3人で、いずれもまだ小さかったため「自分の倅のような人と農業をやってみたかった」第一の動機である。意欲ある人材なら終生、若谷農園でなくても日本のどこかで農業を担ってくれるはずとインターネットで新規就農者を募集した。また「外部から高く評価されるような経営にしたかった」。町工場の中に大企業をも凌駕するような先端技術を持つ存在があるが、自分もそうでありたいと考え、「地域貢献できる法人経営を目指してきた」。

現在の規模は慈姑60㍍、小松菜・ハウス80㍍、同・露地5㍍。これを自身と妻孝子さん（56歳）の他、従業員4名、パート30名でカバーする。

そんな若谷農園を地元の学校給食の栄養士さんたちが見学に訪れたのは6年前。有機質肥料での小松菜栽培を実際に見て「どうしてもこの小松菜を給食に使いたい」と言い出した。「じゃあ1回だけ」と孝子さんと手分けして配達したが、今度は調理師さんたちが反応した。「包丁を入れると小松菜は跳んだ」と。

1カ月、1学期と延長され、現在ではさいたま市内外の80校に月1回のペースで納入している。他の業者が「デーンとした保冷車で持ってくるののうちだけ農耕車両という訳にも行かないから…（笑）」カーナビ付きライトバンを4両購入。元が取れないどころか、税理士から「もういい加減にしては…」といつも指摘されるが、「地産地消の流れは大事にしたいし、これこそが地域貢献」と信念を貫いている。

さいたま市農業委員は2期目に入り、農政部会長として後継者育成に取り組んでいる。昨夏、彩の国埼玉・農業法人協会会長に就任した。ここでも「若手育成による農業振興」に向け政策提言に努めている。

4. 日本農業法人協会の概要と活動状況

ページ

○協会概要	71
○協会のあゆみ	72
○役員	74
○組織・機構	75
○活動紹介	76
○アグリサポート倶楽部	79
○第4回ファーマーズ&キッズフェスタ	80

公益社団法人 日本農業法人協会の概要

平成25年4月現在

1. 設立日

平成11年6月28日

※なお、平成24年4月1日に公益社団法人として認可されました。

2. 設立の目的

公益社団法人日本農業法人協会は、わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展に向けた調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることで、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的としています。



3. 事業の概要

- (1) 農業法人に関する経営情報の収集・提供及び組織活動の推進に向けた調査研究
- (2) 調査研究等を踏まえた、農業経営政策、適切な土地利用、農村社会の発展等に関する提案・提言
- (3) 農業経営体の育成と国民生活の向上をめざした、農業経営改善の研修と教育、農業経営者の相互交流、職業安定法（昭和22年法律第141条）に規定する職業紹介事業をはじめとした人材確保及び育成に資する活動、国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修
- (4) 一般国民に対する啓発・普及、農商工連携の推進、農業の6次産業化の推進
- (5) 国民食料の安定供給に向けた農業資材や生産物等の物流調整活動、コスト低減、生産性向上の研究
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

4. 会員

- (1) 正会員：本協会の目的に賛同して入会した農業法人、又は農業法人志向農業者等
会員数：1,761
- (2) 賛助会員：本協会の事業を賛助するために入会した農業関係団体等
会員数：7（全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農林中央金庫、カゴメ株式会社、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会、全国共済農業協同組合連合会）
- (3) アグリサポート倶楽部会員（準賛助会員）：情報提供に協力する個人・企業団体等
会員数：88（金融機関、税理士等専門家やコンサルタント、研究機関、メーカー等）

日本農業法人協会のあゆみ

年度	年	法人協会の動き	主な農政・経済等の動き
平成4年	1992.06	新政策「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」策定	かんきつ果汁輸入自由化
平成5年	1993		
平成6年	1994.04	秋田県農業法人協会 設立 県段階として初の組織	緊急輸入米対策
	1994.05	コウチ・アグリマネジメント・クラブ 設立	
平成7年	1995.02	山口県農業法人協会 設立	ウルグアイ・ラウンド国内対策4法成立
	1995.03	島根県農業法人協会 設立	食糧管理法廃止・新食糧法施行
	1995.05	香川県農業法人協会 設立	豚肉に対するのセーフガード発動
	1995.06	徳島県農業法人協会 設立	
	1995.08	鳥取県農業法人協会 設立	
	1995.10	富山県農業法人協会 設立 (社)千葉県農業協会農業法人部会 設立	
	1995.11	宮崎県農業法人経営者協会 設立 長崎県農業法人協会 設立	
平成8年	1996.02	北海道農業法人会議 設立	就農準備校が各地で開校
	1996.03	岩手県農業法人協会 設立 宮城県農業法人協会 設立 栃木県農業法人協会 設立 福井県農業法人協会 設立	
	1996.06	うつくしまふくしま農業法人協会 設立 広島県農業法人協会 設立 三重県農業法人協会 設立 新潟県農業法人協会 設立	
	1996.07	滋賀県農業法人協会 設立 大阪府農業法人協会 設立 佐賀県農業法人協会 設立	
	1996.08	任意団体として全国農業法人協会が設立	O157食中毒事件
	1996.11	青森県農業法人協会 設立 和歌山県農業法人協会 設立 岡山県農業法人協会 設立 山形県農業法人協会 設立	
	1996.12	石川県農業法人協会 設立 福岡県農業法人協会 設立 岐阜県農業法人協会 設立	
平成9年	1997.02	京都府農業法人経営者会議 設立	台湾で豚の口蹄疫発生
	1997.03	鹿児島県農業法人協会 設立	第1回食料・農業・農村基本問題調査会
	1997.04	兵庫県農業法人協会 設立 東京都農業法人協会 設立 日本農業法人協会山梨県支部 設立	
	1997.07	沖縄県農業法人協会 設立	
	1997.08	長野県農業法人協会 設立	
	1997.09	愛媛県農業法人協会 設立	
	1997.12	大分県農業法人協会 設立 奈良県農業法人協会 設立	
平成10年	1998.01	愛知県農業法人経営者協会 設立	食料・農業・農村基本問題調査会が最終答申をまとめ、小淵首相に提出
	1998.02	静岡県農業法人協会 設立	
	1998.03	熊本県農業法人協会 設立	
	1998.07	茨城県農業法人協会 設立	
平成11年	1999.06	社団法人日本農業法人協会 設立 坂本多旦氏(山口県 船方農場グループ代表)が初代会長に就任	食料・農業・農村基本法成立 「食料・農業・農村審議会」第1回会合開催
平成12年	2000.02	彩の国埼玉・農業法人協会 設立	食料・農業・農村基本計画決定
	2000.03	「21世紀わが国農業のビジョンと提案」	緊急総合米対策決定
	2000.07	日本農業法人協会加入者ぐんま連絡会 設立	
平成13年	2001.06	「国民に「安心・信頼される21世紀農業の創生を目指します －国民・経営の視点からの農業政策の提案－」	BSE問題発生
平成14年	2002.02	神奈川県農業法人協会 設立	法人化有識者懇談会
	2002.06	「食」と「農」の再生のための農業法人からの提案」	米政策改革大綱決定
平成15年	2003.01	「農業生産法人の「のれん分け」「分社化」等による	農業経営基盤強化促進法一部改正成立
	2003.03	「会員マーク」制定	
	2003.05	「日本ブランド農業事業協同組合」設立	

年度	年	法人協会の動き	主な農政・経済等の動き
平成16年	2004.03	「21世紀わが国農業・農村の基本方向に関する提案」	鳥インフルエンザ発生 牛肉トレーサビリティ法施行 農林水産業から日本を元気にする国民 会議発足 10.23新潟県中越地震発生
	2004.06	長谷川久夫氏(茨城県(株)みずほ代表取締役)が会長に就任	
	2004.06	「21世紀わが国農業・農村の再構築に向けた提案」	
	2004.12	新潟県中越地震農業法人災害救援募金活動を実施	
平成17年	2005.02	「都市農業の振興に関する提言」	新たな「食料・農業・農村基本計画」策定 「経営所得安定対策等大綱」制定
	2005.03	群馬県農業法人協会設立。全都道府県に農業法人組織が設立	
	2005.03	女性会員経営者等の自主組織「やまと凛々アグリネット」設立	
	2005.09	相続税・贈与税の納税猶予に関する法人特例について税制改正要望の提出	
	2005.10	「品目横断的政策に関する提言」	
平成18年	2006.06	農地流動化と面的集積を飛躍的に進めるための緊急要請 (会員1,200名の署名を収集)	ポジティブリスト制施行 「担い手経営安定新法」成立 公益法人3法制定
	2006.07	「集落営農の組織化に伴う農地の賃貸借 作業受託の契約解除への対応に ついて」	
平成19年	2007.06	社団法人日本農業法人協会「VISION2007」を発表	品目横断的経営安定対策の導入 参議院選挙で民主党が躍進、自民党が 議席数を大幅に減らす
	2007.07		
平成20年	2008.06	岩手・宮城内陸地震農業法人災害救援募金活動を実施	「21世紀新農政2008」制定 事故米転売問題・中国製ギョーザ食中毒 事件が発生
	2008.06	「地域の農業者やJA、異業種との連携による経営展開と人材育成に関する提 案」	
	2008.09	「農地政策の見直しに関する提案」	
	2008.11	斎藤作圓氏(初代副会長・秋田県(株)秋田ニューバイオファーム会長)が黄 綬褒章を受章	
平成21年	2009.04	坂本多旦顧問(初代会長・山口県 みどりの風協同組合代表)、奥村一則氏 (初代副会長・富山県(農)サカタニ農産代表取締役)が黄綬褒章を受章	改正農地法が制定、施行 衆議院選挙で民主党が与党第一党に
	2009.06	日本農業法人協会10周年記念シンポジウム・功労者表彰を開催	
	2009.06	松岡義博氏(熊本県(有)コッコファーム代表取締役)が会長に就任	
	2009.07	新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言	
	2009.11	間 和輝氏(元副会長・宮崎県(株)はざま牧場代表取締役)が黄綬褒章を受 章	
	2009.11	「一般社団法人 日本食農連携機構」設立	
	2010.02	新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言	
	2010.03	日本農業法人協会10周年記念イベントを開催	
平成22年	2010.05	口蹄疫の蔓延防止及び再生産に関する要請	戸別所得補償モデル事業実施 宮崎県内で口蹄疫が発生 食と農林漁業の再生本部設置 六次産業化・地産地消法が公布 3.11東日本大震災発生 3.12東電原発事故発生 放射性物質の食品検出が相次ぐ 世界各国で輸入規制強化
	2010.05	口蹄疫被害農業法人救援募金活動を実施	
	2010.07	「平成23年度税制改正要望」	
	2010.10	「戸別所得補償制度に関する農業法人からの意見」	
	2010.10	「農業経営基盤強化準備金の課税特例措置の延長と拡充等について」	
	2010.11	第一回ファーマーズ&キッズフェスタ開催	
	2010.12		
	2011.03	「日本農業の体質強化に国際経済連携に向けた提案について」	
平成23年	2011.04	「東日本大震災に関する要請」平成23年3月17日ほか、風評被害対応、国民 の健康被害防止や食料安定供給に関する要望等6本を公表	戸別所得補償制度の本格実施 食と農林漁業の再生本部のとりまとめ発 表
	2011.06	「東日本大震災 復興提案」	
	2011.07	「平成24年度税制改正要望」	
	2011.07	「肉牛からの放射性セシウム検出に伴う緊急提案について」	
	2011.08	「農地制度の運用改善に関する提案について【6次産業化法関連】」	
	2011.09	「耕畜連携に関する日本農業法人協会の認識とご提案について」	
	2011.09	「都市計画と農業政策の再結合による都市農業振興提案」	
平成24年	2012.04	一般社団から公益社団法人に移行	衆議院選挙で自民党が与党第一党に 農林漁業成長産業化支援機構が設立 安倍首相によるTPP交渉参加表明
	2012.07	「平成25年度税制改正要望」	
	2012.08	「九州北部豪雨に関する要望書」(熊本・福岡・大分各県法人協会連携)	
	2012.08	「電気料金の値上げ見直し等に関する要望書」	
	2012.11	第二回ファーマーズ&キッズフェスタ開催	
	2012.12		
	2013.02		

公益社団法人日本農業法人協会役員

平成 25 年 3 月 1 日現在
(五十音順・敬称略)

【会 長】

松岡 義博 株式会社コッコファーム会長 (熊本県)

【副会長】

伊藤 秀雄 有限会社伊豆沼農産代表取締役 (宮城県)

裕島五兵衛 有限会社杉農園代表取締役 (大阪府)

毛利 信介 有限会社信介農園代表取締役 (愛媛県)

【専務理事】

菊池 潤 株式会社日本政策金融公庫から出向

【常務理事】

鈴木 一寛 全国農業会議所から出向

【理事】

今村奈良臣 東京大学名誉教授

岩城 晴哉 全国農業協同組合連合会常務理事

大木美智子 財団法人消費者科学センター会長

大西 茂志 全国農業協同組合中央会常務理事

大西 隆 農事組合法人セントラルローズナーセリー代表理事 (岐阜県)

笠原 節夫 有限会社横浜ファーム代表取締役 (神奈川県)

梶岡 春治 有限会社梶岡牧場代表取締役 (山口県)

柏崎 進一 有限会社柏崎青果代表取締役 (青森県)

加藤 一隆 一般社団法人日本フードサービス協会専務理事

楠田 喜熊 株式会社雲仙きのこ本舗代表取締役 (長崎県)

佐野 泰三 カゴメ株式会社コンシューマー事業本部生鮮事業担当常務執行役員

立花 宏 株式会社情報通信総合研究所特別研究員

柚木 茂夫 全国農業会議所事務局長

中村 靖彦 東京農業大学客員教授 日本食育学会会長

平石 博 有限会社グリーン代表取締役 (新潟県)

三森かおり 有限会社ぶどうばたけ取締役 (山梨県)

【監事】

井尻 弘 株式会社生産者連合デコポン代表取締役 (千葉県)

遠藤 久 税理士、全国農業経営コンサルタント協会理事

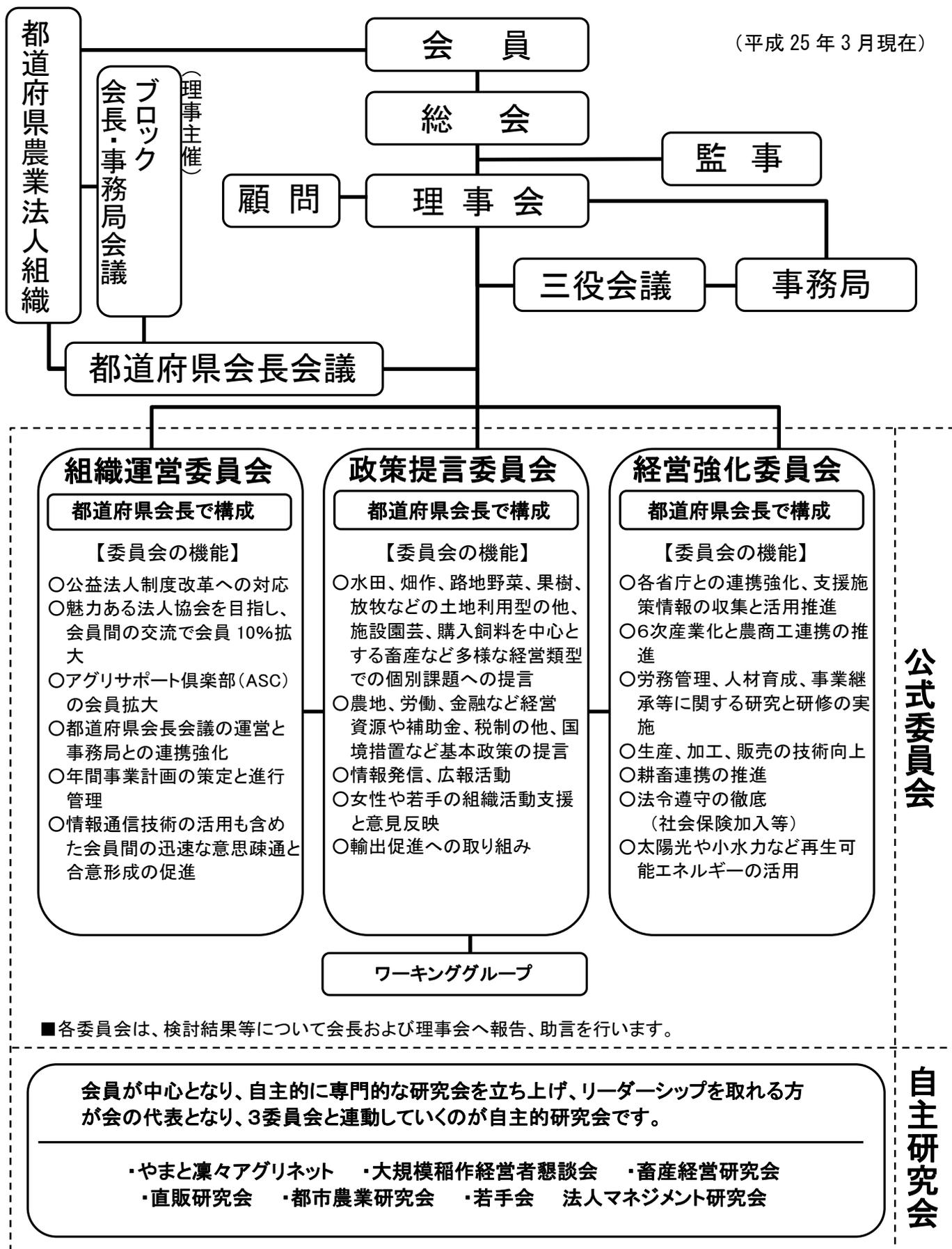
鍋島 太郎 有限会社ドリームファーム代表取締役 (富山県)

【顧問】

坂本 多旦 船方農場グループ代表、元日本農業法人協会会長

公益社団法人 日本農業法人協会組織・機構

(平成 25 年 3 月現在)



日本農業法人協会の活動紹介

日本農業法人協会は、農業経営者が組織する団体として、会員の相互研さんやわが国の農業・農村の発展に資する提案・提言活動、農業の人材確保・育成活動、会員の経営改善支援など、様々な活動を実施しています。

各種セミナーや情報交換会、実需者との産地見学交流会などの開催、政府・国会等への政策提言や各種要望など、経営者団体だからこそできる活動を展開しています。また、農業法人の実態を広く知っていただくため、農業法人白書の発刊やファーマーズ&キッズフェスタなどのイベントを開催しています。

■調査・情報活動

農業法人の実態や課題を把握し、自助努力のポイントや提言の対象となる政策・施策の参考データの収集に努めています。また、会員の経営改善に役立つ情報提供に力を入れています。

- 「会員基礎調査」⇒会員の経営実態や経営課題等について調査分析
- 調査レポートの公表（平成24年度）
 - ・「消費税の増税は農業経営にどう影響するか」
 - ・「金融取引の円滑化に向けた財務状況の自己点検」
- 「アグリビジネス経営塾」の発信⇒税務、労務、マーケティング、経営紹介など、年間40回以上にわたって情報提供しています。
- 「耳より通信」の発信⇒新しい制度や事業の紹介やお得な経営関連情報などをタイムリーに提供しています。
- 会員の生産情報の公開⇒会員間での取引・連携を深めるため、web上の会員専用ページで、希望する会員の生産（商品）情報を公開しています。
- 耕畜連携マッチング情報の公開⇒飼料作物などの仕入及び出荷希望情報を会員専用ページで提供し、会員同士が直接交渉する機会を設けています。

■提案・提言活動

政府や政党との意見交換や審議会、研究会への会員の参加を通じて、日本農業

法人協会の考えを伝えていきます。

平成24年度の主な取組は以下のとおりです。

- TPPに関する政府との意見交換会
- 消費税の価格転嫁対策に関する意見交換会
- 新たな農業経営指標検討会
- JA全中との意見交換会
- 全国農業会議所との意見交換会
- 九州北部豪雨に関する要望書提出
- 農業法人白書2011発表
- 東京電力へ要望書提出・申し入れ
- 民主党・税制改正要望ヒアリング
- 公明党・平成25年度予算及び税制改正要望ヒアリング
- 自民党・税制改正要望ヒアリング
- 農水省・経営局長との意見交換会
- 石破茂・自民党幹事長との意見交換会
- 林芳正農林水産大臣との意見交換会
- 「わが国農業のあるべき姿の実現に向けた提言-プロ農業者の目線から-」（中間取りまとめ）発表



林農林水産大臣との意見交換

■研修・教育活動

各界の著名人を講師に迎えるトップセミナーや課題別の研修会を開催し、自己啓発や農業経営者としての能力開発を目指しています。

【平成24年度実績】

○トップセミナーⅠ

「自立型姿勢で日本を、世界を変える！日本のプロ農業への期待！そして未来デザインのすすめ！」

講師：フードコンサルタント

柿澤一（かきざわ・ひとし）氏

○トップセミナーⅡ

「モスフードサービスの取組と農業法人への期待」

講師：(株)モスフードサービス取締役
商品本部長

後藤幸一（ごとう・こういち）氏

○課題別セミナー

①農業施策に関する説明と意見交換会

②若手会セミナー（ファーマーズ&キッズフェスタ、新しい流通構造、世界を耕す、ドリームプランプレゼンテーション）

③農業向けファンドの活用について

④国産農畜産物の輸出に向けて

⑤法人経営の課題と解決（販路開拓、財務、資金繰り）

※この他、全国7ブロックで研修交流会を開催しています。



セミナー風景

■経営改善支援活動

会員の経営改善支援に資する様々な取組を実施しています。

○農業経営診断事業の実施⇒無担保・無保証人の「スーパーL円滑化貸付・法人特例枠」を希望する法人に対し、経営診断を実施しています。

○ビジネスマッチング等の支援⇒(社)日本フードサービス協会・(社)日本総菜協会との連携で、産地見学・商談・交流会を開催しています。

○会員限定の傷害保険制度の推進⇒従業員などを対象とした団体割引保険料を適用した傷害保険制度の推進を図っています。

○経営のセーフティネット活動(会員限定)

①食品あんしん制度の推進⇒食品の製造・加工事業における異物混入や食中毒等に備えたPL保険及び各種費用損害に対する保険制度です。

②農業版天候デリバティブ⇒自然災害のリスクによる減収に対して補償金を支払う制度です。

③直売所保険制度⇒直売所で発生する様々な事故に対応できる保険制度です。



産地見学・商談会（ほ場見学）



商談会風景

- 農産品の輸出に向けた情報収集と調査活動⇒日本貿易振興機構(JETRO)やNPO 日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)との連携・協力による海外派遣ミッション及び招聘事業・商談交流会の開催等を支援しています。

■人材確保・育成活動

法人経営に有用な人材の確保や円滑な新規就農に結びつける取組など、様々なフェイズの人材確保と育成について対応する取組を行っています。

- 合同会社説明会の開催⇒全国農業会議所との共催で、東京や大阪を中心に1年間に10回程度、農業法人などに就職したい人の説明・相談会を実施しています。
- 農業インターンシップ事業の実施⇒農業法人での農業体験・就業体験を希望する学生、社会人、採用内定者を対象にインターンシップ事業を実施しています。
- 外国人技能実習生の研修・受入事業の実施⇒外国人技能実習生の受入に必要な研修事業と実習生を受け入れた会員企業への監査指導を実施しています。



合同会社説明会（東京）



外国人技能実習生研修会

■啓発・普及活動

農業の楽しさや大切さ、食料の安定供給に農業法人が果たしている役割を広くPRし、元気な農業を発信することで日本を元気にしたいと考えています。

- ファーマーズ&キッズフェスタの開催⇒「農業と子供の元気が日本を元気にする」をテーマに、「観る」、「食べる」、「遊ぶ」、「学ぶ」の4つの視点から日本農業法人協会のメッセージを発信するメインイベントです。
- 農業法人白書の刊行⇒農業法人の規模や経営課題、今後の事業展開の意向など、農業法人の“いま”をコンパクトに取りまとめた資料です。
- 講師幹旋活動の実施⇒日本農業法人協会に登録する先進的な農業経営者が、農業経営の法人化や経営の多角化などについて適切なアドバイスをしています。



ファーマーズ&キッズフェスタの風景

食料・農業・農村に関心をもつ 企業等 を対象とした

アグリサポート倶楽部会員を募集しています。

アグリサポート倶楽部とは

- わが国の食料・農業・農村に関心をもつ企業等が、その事業や活動等を通じ農業法人等をサポートしうる情報やサービスを当協会会員等に提供するとともに、当協会からもこれら企業等に対し農業法人等に関する情報等を提供する仕組みです。
- 企業等と会員等が交流・相互理解の促進を図る仕組みです。
- 当協会は、こうした情報サービスの提供や交流等の機会を提供します。

具体的な活動

- 当協会HP内に開設するアグリサポート倶楽部（ASC）の専用サイトにおいて、ASC会員から農業法人会員に対し情報サービスを提供します。
- ASC会員から当協会会員に対し個別のサービスを提供。この場合、個別情報サービスの取扱いは約定等をもって定めています。
- 当協会からASC会員に対し農業法人等に関する情報サービスを提供。
- ASC会員と農業法人会員等が交流・相互理解を促進。

ASC会員の加入状況

- 88会員（2013年4月末現在）

会費

- 入会金なし
- 年会費 企業等：50,000円

アグリサポート倶楽部の仕組み

ASCの専用ページに掲載いただいた情報は、農業法人会員へ提供されます。またASC会員は当協会が発行するFAX通信、セミナー案内などをはじめ、農業法人に接する様々な機会を提供します。



※入会に際しては、面接等による審査がございます。

アグリサポート倶楽部 会員名簿

(2013年4月末現在、入会順)

八木 宏典 様	(株)ニホンアグリアクセス	全国中小企業診断士の組織 農業経営支援センター	アサヒグループホールディングス株式会社	(株)グリーンズベル	(株)NHKプロモーション	(株)パスコ
岸 康彦 様	日産化学工業(株)	(株)ビジネスガイド社	(株)コバヤシ	井関農機(株)	保土谷化学工業(株)	三井金属計測機工(株)
日立キャピタル(株)	住友化学(株)	全国農業経営専門会計人協会	信越化学工業(株)	(社)農山漁村文化協会	三井化学アグロ(株)	(株)サカタのタネ
片倉チックリン(株)	長瀬産業(株)	リサーチル酪産(株)	(株)アグリコンパス	コスモ石油(株)	(株)ミツハシ	興和(株)東京支店
(株)協同宣伝	(株)三菱東京UFJ銀行	富士通(株)	(株)NKB	三菱商事(株)	JBアドバンス・テクノロジー(株)先進技術研究所	ニチワ電機(株)
全農グリーンリソース(株)	(株)三井住友銀行	日東エフシー(株)	(株)みずほ銀行	シブヤ精機(株)	一般社団法人アグリフューチャージャパン	ヤンマー(株)
共栄火災海上保険(株)	アグリビジネス・ソリューションズ(株)	(株)浜口微生物研究所	(株)愛華	マルイ有機(株)	特定非営利活動法人日本GAP協会	(株)ピオラ
セントラル化成(株)	日鉄住金テクノロジー(株)	イングロ農材(株)	東海物産(株)	武甲産業(株)	三井住友海上保険(株)	(株)クボタ
クマイ化学工業(株)	協友アグリ(株)	レンゴー(株)	三井物産アグロビジネス(株)	三菱商事アグリサービス(株)	東日本電信電話(株)	(株)神明
(株)損害保険ジャパン	朝日工業(株)	ナラサキ産業(株)	シンジェンタジャパン(株)	ニチバン(株)	(株)農林水産広報センター	ソリマチ(株)
アグリビジネス投資育成(株)	コープケミカル(株)	JAICシードキャピタル(株)	(株)サンカネットワーク	野村アグリプランニング&アドバイザー(株)	(株)バルグリーンワイズ	
(株)グレイン・エス・ピー	ブルデンシヤル生命保険株式会社	(株)NOPPO	バイエルクロップサイエンス(株)	クボタシーアイ(株)	アスレッタスタイル(株)	
JA三井リース(株)	(株)農林中金総合研究所	日本石灰窒素工業会	一般社団法人日本食糧連携機構	(株)都築経営研究所	大和企業投資(株)	



第4回 ファーマーズ&キッズフェスタ2013

～農業と子供の元気が日本を元気にする～

農業の未来の種をまく

開催決定！

今回から「農業の未来の種をまく」というテーマの元に、全出展者から「日本農業との繋がりや、日本農業へのメッセージ」「子供たちへのメッセージ」を発信して頂くことにしました。また、農業法人協会としての発信を強めるための企画、地方の伝統芸能など農業に根ざした様々なコンテンツの充実、若手会や学生の活躍する場を広げます。サブタイトルの通り「農業と子供の元気」をもっともっと強くできる、進化した「ファーマーズ&キッズフェスタ」にご期待下さい！



「ファーマーズ&キッズフェスタ2012」会場風景

開催日 2013年11月9日（土）・10日（日）10:00～16:00

場所 日比谷公園

■前回の実績：第3回ファーマーズ&キッズフェスタ2012は、11月10日（土）、11日（日）に開催。入場者は2日間で64,000人（11/10（土）37,500人/ 11/11（日）26,500人）でした。来場者の多くは「小さい子を連れたファミリー」。子供達に楽しんでもらえるショーやワークショップ、プロ農業者が作った農産物、加工品の販売など約90のテントが出展されました。

観る

中西圭三さん×ファーマーズミュージック！のコラボレーション
子供たちによる太鼓、農業にまつわる各地の伝統芸能などがやってきます！

食べる

子供たちが田植えから収穫までを行った「キッズアグリプロジェクト」の無農薬米が販売！
全国のプロ農業者が軽トラックで集まり、採れたて農産物をお届けします！

遊ぶ

都心に巨大トラクターや動物園が！毎年大人気の「あひるレース」や、
ステージを使った〇×クイズなど、一日中楽しめるテントがいっぱい！

学ぶ

縄細工や干し柿作り、お米の食べ比べなど、農業を身近に感じて学べるワークショップがたくさん開催されます。



「第4回ファーマーズ&キッズフェスタ2013」

お問い合わせ先

ファーマーズ&キッズフェスタ実行委員会事務局
(公益社団法人日本農業法人協会内)

担当 新井

TEL:03-6268-9500 E-Mail arai@nca.or.jp

よろしくお願い申し上げます

我々公益社団法人日本農業法人協会は、
“農業の未来を拓く会”です。

日本農業法人協会 VISION2007 より

【基本理念】

- 食料の供給責任を果たします。
- 地域社会の発展と環境保全に貢献します。
- 熱き農業のプロを育てます。

【目 標】

世界最高品質の農業経営を実現し、
その成果によって社会を幸福にします。



農業法人白書(2012年版) 2013年5月発行

定価：2,571円(本体2,381円、消費税190円)

発行：公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> nogyo@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階

TEL：03-6268-9500 FAX：03-3237-6811